



AMERICAN EXPRESS

加盟店規程

インターナショナル

2025 年 10 月

そう、ビジネスには、これがいる。



著作権 ©2008-2025 American Express. 全権保有。本文書には公表された機密及びアメリカン・エキスプレスが独占所有する情報が含まれています。当社の事前の書面による同意がない限り、情報の保管及び復旧システムを含むがこれに限定されない、いかなる部分の開示または使用、また、電子的または機械的手段を問わず、いかなる形式の複製も行うことはできません。

変更の履歴

アイコン

重要な更新は変更の概要一覧に掲示され、加盟店規程の中でも変更バーにより示されています。変更バーは通常左マージンにある縦線で、追加または修正された文言があることを示しています。加盟店の業務手順に影響を及ぼす可能性のある大幅な加盟店規程の変更のみが、左の余白にあるように変更バーで示されています。



削除された文言は、この変更の概要では、混乱を避けるため、以前の文書の項目番号を使用して参照されています。削除された文言は、項、表、段落、注、箇条書き項目など、重要な削除の文言の横にゴミ箱アイコンを配置して強調表示されています。

段落を囲む青い線は、地域固有の情報を示しています。

変更の概要一覧

重要な更新は以下の表に示されており、加盟店規程の中でも変更バーにより表示されています。

章	項／節	説明
2 章「取引決済」	2.4 項「カード非提示立替払金」	項目 C を削除。
	2.5.4 節「加盟店開始取引」	カード会員の同意のタイミングを明確化しました。
3 章「承認」	3.3.3 節「増分承認」	増分承認に関する「クレデンシャル・オン・ファイル」および「加盟店開始取引」項への参照を明確化しました。
	3.3.5 節「一部承認」	クレジットカードが一部承認の承認対象となる旨の記述を追加しました。
5 章「返還請求及び問い合わせ」	5.6.2 節「カード会員の紛議」	取消承認が発行者によって拒否された場合、「取消が提示されない」返還請求に対して、追加の返還請求の取り消し条件を追加しました。
6 章「間接信用販売加盟店」	6.3.1 節「請求書支払いサービス業者の追加要件」	請求書支払いサービス業者の最終受益者が支払いを行える場所を明確化しました。
8 章「特定業種向け特別規程」	8.2.5.2 節「自動燃料給油ポンプ」	最終調整メッセージの金額は、承認金額を超えてはならないことを明確にしました。
	8.2.5.3 節「電気自動車の充電」	最終調整メッセージの金額は、承認金額を超えてはならないことを明確にしました。

目次

変更の履歴	3
表一覧	8
1 はじめに	10
1.1 加盟店規程について	11
1.2 加盟店規程の変更	11
1.3 禁止されたカードの使用	11
1.4 当社仕様の遵守	12
1.4.1 加盟店カテゴリーコード	12
1.4.2 ペイメントプロダクトの利用規約の遵守	12
1.5 アメリカン・エキスプレス発行者識別番号	12
1.6 データセキュリティ運営方針の遵守	12
2 取引決済	13
2.1 はじめに	14
2.2 一般要件	14
2.3 対面販売立替払金	14
2.3.1 対面販売立替払金に対する署名の取得	15
2.3.2 署名 /PIN 不要プログラム	16
2.3.3 接触型 IC カードの立替払金	17
2.3.4 消費者起動型端末	18
2.3.5 非接触型決済（コンタクトレス）IC チップカード	18
2.3.6 IC カード以外のカード	19
2.4 カード非提示立替払金	19
2.5 その他の立替払金	20
2.5.1 前払い	20
2.5.2 合算取引	20
2.5.3 クレデンシャル・オン・ファイル	21
2.5.4 加盟店開始取引	21
2.5.5 登録型決済	21
2.5.6 後送品	23
2.5.7 多通貨決済 (MCCY)	24
2.5.8 トラベラーズチェック / ギフトチェックの処理	24
2.5.9 分割出荷	24

2.6	売上精算票および取消精算票	25
2.6.1	立替払金取引	25
2.6.2	取消取引	26
2.6.3	代用取引レシート	28
2.7	サービスプロバイダーの使用	28
3	承認	30
3.1	承認の目的	31
3.2	承認期間	31
3.3	変動承認	31
3.3.1	見積もり承認	31
3.3.2	見積もり立替払金額	32
3.3.3	増分承認	33
3.3.4	承認の取り消し	33
3.3.5	一部承認	33
3.3.6	取消承認	34
3.4	要承認基準額	34
3.5	想定される承認に対する回答	34
3.6	承認の取得	35
3.7	カード識別 (CID) 番号	35
4	決済請求	36
4.1	立替払金及び取消の決済請求	37
4.2	立替払金の決済請求	37
4.3	取消の決済請求	37
4.4	立替払金及び取消の決済請求 - 伝送	38
4.5	立替払金及び取消の決済請求 - 紙伝票	38
4.6	支払いの誤謬及び調整	38
5	返還請求及び問い合わせ	39
5.1	はじめに	40
5.2	取引の流れ	40
5.3	紛議のある取引に関する権利	40
5.4	紛議のある取引の流れ	41
5.5	返還請求及び問い合わせの回答期間	42
5.6	返還請求の理由	42
5.6.1	承認	43
5.6.2	カード会員の紛議	44
5.6.3	不正	50
5.6.4	問い合わせ / その他	53
5.6.5	決済の誤謬	53
5.6.6	不正全額償還	56

5.7	説得力のある証拠.....	56
5.7.1	未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠 (ISO 4554/C08).....	56
5.7.2	カード非提示不正に関する説得力のある証拠 (ISO 4540/F29)	57
5.8	問い合わせの種類.....	59
5.9	返還請求および問い合わせの監視.....	63
5.10	返還請求する方法.....	63
5.11	不正全額償還プログラム.....	63
5.11.1	下層および上層プログラム基準値	64
5.11.2	不正全額償還プログラムからの加盟店の削除	64
5.12	返還請求及び問い合わせを受ける方法	64
5.13	回答方法.....	65
6	間接信用販売加盟店	66
6.1	間接信用販売加盟店.....	67
6.2	間接信用販売加盟店モデル.....	67
6.3	間接信用販売加盟店の一般的要件.....	67
6.3.1	請求書支払いサービス業者の追加要件	68
6.3.2	分割決済取引に関する追加要件	70
6.3.3	マーケットプレイスの追加要件	72
6.3.4	間接信用販売加盟店の除外業種	72
7	不正防止.....	73
7.1	アメリカン・エキスプレス SafeKey プログラム.....	74
7.1.1	アメリカン・エキスプレス SafeKey 不正ライアビリティシフト.....	74
7.2	不正防止ツール.....	75
7.3	強化顧客認証	75
8	特定業種向け特別規程	76
8.1	国別規程	77
8.2	業種別規程	79
8.2.1	禁止または制限業種	79
8.2.2	慈善寄付	84
8.2.3	保険	84
8.2.4	自動車	85
8.2.5	オイル、石油、電気自動車	87
8.2.6	ペイメントファシリテーター	88
8.2.7	交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引	89
8.2.8	旅行業	91
8.2.9	旅行サービス	94
8.3	ジェーシービー	94

8.4 加盟店手数料	95
8.4.1 はじめに	95
8.4.2 カード取扱い加盟店手数料	95
8.4.3 ペイメントファシリテーターおよび間接信用販売加盟店手数料	95
用語集	96
データセキュリティ運営方針	110
変更の通知	128
以前のバージョン	136

表一覧

表 2-1: 署名 /PIN 不要プログラムの対象外加盟店カテゴリーコード *	16
表 3-1: 見積もり立替払金額	32
表 3-2: 承認的回答	34
表 5-1: 紛議のある取引の流れ	41
表 5-2: 返還請求の理由コード	42
表 5-3: 無効な承認 (ISO 4521) / 承認金額を超える取引 (A01)	43
表 5-4: 無効な承認 (ISO 4521) / 有効な承認がない (A02)	43
表 5-5: 無効な承認 (ISO 4521) / 承認の有効期限切れ (A08)	44
表 5-6: 取消の未処理 (ISO 4513 / C02)	44
表 5-7: 取消の未処理 (ISO 4513) / 返品または拒否された物品 / サービス (C04)	44
表 5-8: 取消の未処理 (ISO 4513) / 取り消された物品 / サービス (C05)	45
表 5-9: 取消の未処理 (ISO 4513) / 保証付き予約 (C18)	46
表 5-10: 未受領または一部のみ受領された物品 / サービス (ISO 4554 / C08)	46
表 5-11: 他の手段で支払われた (ISO 4515 / C14)	47
表 5-12: キャンセルされた登録型決済 (ISO 4544 / C28)	47
表 5-13: 物品 / サービスが説明通りでない (ISO 4553 / C31)	47
表 5-14: 破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32)	48
表 5-15: 条件を満たしていない、あるいは根拠のない車両レンタルの取引 (ISO 4750) / 車両レンタル - 資産損害、盗難、または使用不能化 (M10)	49
表 5-16: 地域の規制 / 法的紛争 (ISO 4754)	50
表 5-17: エンボスの欠如 (ISO 4527 / F10)	50
表 5-18: 複数の ROC (ISO 4534 / F14)	50
表 5-19: 有効な承認がない (ISO 4755) / カード会員の承認がない (F24)	51
表 5-20: カード非提示 (ISO 4540 / F29)	51
表 5-21: 不正ライアビリティシフト - 偽造 (ISO 4798) / EMV 偽造 (F30)	52
表 5-22: 不正ライアビリティシフト - 紛失 / 盗難 / 未達 (ISO 4799) / EMV 紛失 / 盗難 / 未達 (F31)	52
表 5-23: 不十分な回答 (ISO 4517 / R03)	53
表 5-24: 回答なし (ISO 4516 / R13)	53
表 5-25: 割り当てられていないカードアカウント (ISO 4523 / P01)	53
表 5-26: 取消 / 請求提示エラー (ISO 4752) / 取引として処理された取消 (P03)	54
表 5-27: 取消 / 請求提示エラー (ISO 4752) / 取消として処理された取引 (P04)	54
表 5-28: 不正確な取引金額または主要口座番号 (PAN) の提示 (ISO 4507) / 不正確な取引額 (P05)	54
表 5-29: 提示の遅延 (ISO 4536) / 決済請求の遅延 (P07)	55

表 5-30: 複数処理 (ISO 4512) / 重複取引 (P08) -----	55
表 5-31: 一致しないカードアカウント (ISO 4507 / P22) -----	55
表 5-32: 通貨の不一致 (ISO 4530 / P23) -----	55
表 5-33: 不正全額償還プログラム (ISO 4763 / FR2) -----	56
表 5-34: 未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠要件 (ISO 4554 / C08) -----	56
表 5-35: カード非提示不正に関する説得力のある証拠要件 (ISO4540/F29) -----	57
表 5-36: 問い合わせの種類 -----	60
表 5-37: 不正全額償還 -----	63
表 5-38: FTG 実績階層 -----	64
表 5-39: 回答方法 -----	65
表 6-1: 間接信用販売加盟店 MCC -----	68
表 6-2: 消費者支払が可能な請求書支払いサービス業者について許可されている業種 -----	69
表 6-3: 事業支払が可能な請求書支払いサービス業者について除外される業種 -----	70
表 6-4: 分割決済取引における除外業種 -----	71
表 6-5: 間接信用販売加盟店の除外業種 -----	72
表 8-1: アメリカ大陸／ラテンアメリカ・カリブ海地域 (LAC) -----	77
表 8-2: アジア太平洋 (APAC) -----	77
表 8-3: ヨーロッパ / 中東 / アフリカ (EMEA) -----	78
表 8-4: 禁止または制限業種 -----	79
表 8-5: 非接触型交通機関承認と決済請求要件 -----	89
表 8-6: カード取扱い加盟店手数料 -----	95
表 8-7: ペイメントファシリテーターおよび間接信用販売加盟店手数料 -----	95
表 A-1: 加盟店及びサービスプロバイダレベル -----	113
表 A-2: 加盟店調査報告書 -----	114
表 A-3: サービスプロバイダ調査報告書 -----	115
表 A-4: 非遵守費用 -----	118
表 A-5: 損害賠償義務減免の基準 -----	121
表 A-6: 賠償義務の拡張減免 -----	121
表 A-7: TAP 非遵守費用 -----	122

はじめに

- 1.1 加盟店規程について
- 1.2 加盟店規程の変更
- 1.3 禁止されたカードの使用
- 1.4 当社仕様の遵守
- 1.5 アメリカン・エキスプレス発行者識別番号
- 1.6 データセキュリティ運営方針の遵守

1

1.1 加盟店規程について

- a. 加盟店規程はアメリカン・エキスプレスカードの取扱いに関する運用方針及び手続を定めるものとします。加盟店規程と適用法が抵触する場合、法律の規定を適用します。加盟店規程には全ての加盟店に適用されるグローバル規程と、リストにある特定の国に所在する指定店舗に適用される国別規程が含まれています。グローバル規程と国別規程が矛盾する場合、国別規程の要件が優先します。これらの規程と運用を最新に保つため、当社は本加盟店規程に定めるとおり定期的に改定します。

1.2 加盟店規程の変更

- a. 当社は、加盟店規程（新しい項目の追加及び既存の項目の削除または改訂を含む）を当社のウェブサイト www.americanexpress.com/InternationalRegs またはその後継ウェブサイト（当社指定のもの）に加盟店規程を電子的に提供することにより変更する権利を有します。加盟店規程の今後の変更予定は、加盟店規程「次回以降の変更通知」に記載されています。加盟店規程の改定版は、4月と10月の年二回発行され、改定版は上記のウェブサイトで入手することができます。例外的に、このサイクルの枠外で加盟店規程を変更する必要がある場合があります。この場合、当社は本契約に従い変更を加盟店に通知します。

1.3 禁止されたカードの使用

- a. 加盟店は、以下のいずれの場合にもカードを取り扱ってはなりません。
- 禁止業種の取引。[8.2.1節「禁止または制限業種」](#)を参照してください。
 - 加盟店での真正な物品またはサービスの販売（または、該当する場合は、行われた真正な慈善寄付）を表していない取引金額。これには、カード会員が明確に承認していない物品またはサービス（および適用される税）の通常の価格を超える費用または手数料が含まれます。
 - 提供された物品またはサービスの値に対応しない額について売上精算票を提出すること。この制限は、一部承認の場合には適用されません。一部承認に関連する要件の追加詳細については、[4.2項「立替払金の決済請求」](#)および[3.3.5節「一部承認」](#)を参照してください。禁止されている取引の例には、キャッシュフローの目的で加盟店でそのオーナー（またはその家族）または従業員が購入すること、または取引に関連してカード会員に対して現金を前渡しする目的で加盟店が受け取った支払いなどが含まれます。
 - 他の加盟店または未加盟店に代わって売上精算票を読み込むまたは処理すること。ただし、[8.2.6節「ペイメントファシリテーター」](#)および[6章「間接信用販売加盟店」](#)に規定されている場合を除きます。
 - 1回の取引で購入された物品またはサービスに対して複数の売上精算票を提出すること。ただし、航空会社、クルーズ船および宿泊施設加盟店、物品の分割出荷取引を除きます。
 - 承認を回避する目的で、一つの立替払金について同一のカードで2件以上の売上精算票を作成することにより一つの立替払金を分割すること。
 - 非合法／違法の活動、不正なビジネス取引または物品またはサービスの提供自体が非合法／違法の場合。
 - 損害、損失、違約金またはあらゆる種類の罰金。ただし、[8.2.4.1節「車両レンタル」](#)に規定されている場合を除きます。
 - 延滞金額、または返却された、以前に不渡りとなった、または支払停止となった小切手に関する金額（カードが最後の手段として支払いに使用される場合など）。
 - キャッシングサービスの返済を表す金額（例として、給料日前ローン、質入れローン、給料前借りなどを含むがこれらに限られない）、およびアメリカン・エキスプレスが加盟店に通知したその他の項目。

1.4 当社仕様の遵守

- a. 加盟店は、承認、決済請求、通信及び接続性をサポートするために必要な当社の技術仕様、ローカルオペレーティングセンターの他の（または異なる）要件、またはその他の文書を遵守しなければならず、それらは www.americanexpress.com/merchantspecs に掲載され、隨時変更されることがあります。American Express Network は年に 2 度、4 月と 10 月に技術仕様を発行します。導入またはサポートされる技術的な変更、並びに認証要件及び／または遵守日は技術仕様変更の通知 (NOSC) により発行の 6 カ月前までに通知されます。技術告示は 4 月及び 10 月の発行スケジュール外で発生する変更を連絡するために使用されることがあります。技術仕様に準拠しない場合、正常な承認リクエストまたは取引（あるいはその両方）の処理が行えなくなる可能性があります。

1.4.1 加盟店カテゴリーコード

- a. 当社が加盟店の加盟店番号に加盟店カテゴリーコード (MCC) と業種区分を割り当てられるよう、加盟店は加盟店事業についての正確で完全な説明を提供しなければなりません。すべての承認と決済請求について、最も正確な MCC を使用しなければなりません。加盟店が複数の異なる事業を持ち、複数の MCC に該当する可能性がある場合、当社は適切な MCC と加盟店番号を割り当てます。加盟店が複数の事業があるものの区別が明確でない場合、当社は加盟店の主要な事業に最も近い MCC を割り当てます。
- b. 決済請求で使用している MCC が対応する承認の MCC と一致しない場合、加盟店は加盟店の費用において、そして当社から指示がある場合はそれに従い、直ちに不一致を修正することに同意するものとします。
- c. 当社は、独自の裁量により、事前の通知なく、MCC の割り当ておよび使用について修正を要求し、実施する権利を留保します。

1.4.2 ペイメントプロダクトの利用規約の遵守

- a. 当社は様々な決済処理ソリューションとプロダクトを提供しています。加盟店がその一つまたは複数のプロダクトの利用を選択する場合、加盟店及び加盟店に協力する第三者は該当する利用規約を遵守しなければならず、これらの利用規約は www.americanexpress.com/merchantspecs で公表され、隨時更新することができます。決済処理プロダクトの利用規約と加盟店規程との間に矛盾がある場合、決済処理プロダクトの条項が優先されます。すべてのプロダクトとサービスはすべての加盟店で利用できるわけではありません。

1.5 アメリカン・エキスプレス発行者識別番号

- a. 加盟店はアメリカン・エキスプレス発行者識別番号 (BIN) ファイルを BIN の利用規約 (T&C) に定められている目的についてのみ請求することができます。
- b. 加盟店は、BIN ファイルの請求が認められる前に、下記のウェブサイトの BIN 利用規約に同意しなければなりません。
- c. アメリカン・エキスプレス BIN ファイルは www.americanexpress.com/merchantspecs で入手でき、加盟店のユーザー ID とパスワードを入力することでアクセスできます。
- d. 注：BIN ファイルは定期的に更新されることがあります。

1.6 データセキュリティ運営方針の遵守

- a. 加盟店は、[DSOP および保護基準の概要](#)に定めるデータセキュリティ運営方針を遵守するものとします。加盟店は、カード取扱い同意の条件として、本方針（隨時改定される）に定めるすべての条項に同意するものとします。当該方針の下で加盟店は (i) データ事故があった場合の補償の義務を負うとともに、(ii) PCI DSS の準拠を証明する調査報告書類を当社に提出する等、カード取引件数に応じて追加の義務を負います。加盟店がカードについて採用するデータセキュリティ措置は、いかなる点においても、加盟店が取扱うその他の支払手段に採用する措置に比して劣るものであってはなりません。

取引決済

- 2.1 はじめに
- 2.2 一般要件
- 2.3 対面販売立替払金
- 2.4 カード非提示立替払金
- 2.5 その他の立替払金
- 2.6 売上精算票および取消精算票
- 2.7 サービスプロバイダーの使用



2.1 はじめに

- a. 本章では、加盟店によるカードの取扱いおよび立替払金処理手続きに関するアメリカン・エキスプレスの規程について詳しく説明します。

2.2 一般要件

- a. 立替払金のためにカードを受け入れるには、加盟店は明確かつ目立つ形で以下のことを行う必要があります。
 - i. 承認を取得する前に、販売に関するすべての重要な条件を開示すること。
 - ii. カード会員が、加盟店と、取引に関与する他の関係者（例えば、加盟店が関与する物品販売業者またはサービス提供業者、またはカード会員と取引を行おうとする他の加盟店）とを明確に区別できるように、すべての取引の時点（例えば、対面、インターネット、モバイル、または郵便もしくは電話注文を通じて行われる販売）において、どの事業体が販売提供を行っているかをカード会員に通知すること。
- b. 立替払金を行うために加盟店が収集する取引データは、カード会員から加盟店に直接提供されなければならず、または直接提供されたものでなければなりません。
- c. 加盟店は、カード会員により承認された取引を処理する目的で、加盟店関係者以外の第三者から取引データを受け入れてはならず、また受け入れたことがあってはならず、また加盟店関係者以外の第三者に取引データを提供してはならず、また提供したことがあってはなりません。

2.3 対面販売立替払金

- a. 対面立替払金とは、カードおよびカード会員が販売時点（POS）に存在する立替払金を指します。
- b. すべての対面販売立替払金について、取引額または要承認基準額に関わらず、加盟店は以下のことを行う必要があります。
 - i. 物品の分割出荷取引を除き、カードを提示してもらうこと。
 - ii. 明らかに改ざんまたは損傷されたカード、またはカード会員以外の人物が提示するカードを取り扱わないこと。
 - iii. カードに IC チップが搭載されている場合は、IC 対応の POS 端末で処理し、そうでない場合は電子データキャプチャ装置を使用してスワイプ処理すること。
 - iv. 承認を取得すること。
 - v. カードが拒否された場合は、カード会員に直ちに通知すること。
 - vi. 加盟店が選択した場合、または適用法で求められている場合、カード会員の署名を取得すること。[2.3.1 節「対面販売立替払金に対する署名の取得」](#)を参照のこと。以下の MCC については署名が必要となります。
 - 6010 – 金融機関 – 手動による現金引き出し
 - 6051 – 非金融機関 – 外貨、暗号通貨、マネーオーダー（電信送金以外）、スクリプ、トラベラーズチェック
 - vii. 該当する場合、カード会員を認証するために個人識別番号（PIN）を取得すること。加盟店と取引が署名/PIN 不要プログラムの条件を満たす場合、PIN はカード会員認証に必須ではありません。詳細は、[2.3.2 節「署名/PIN 不要プログラム」](#)を参照のこと。
 - viii. カードが、カード表面に記載された有効期限内に使用されていることを確認すること。カードに有効期限のみが記載されている場合、立替払金の日付はこの日付より前でなければなりません。
 - ix. 航空会社、クルーズ会社、宿泊施設加盟店、および物品の分割出荷取引を除き、立替払金取引の全額について、単一の取引レシートを作成すること。加盟店は、同一の取引について、異なる支払方法を受け付けることができます（例えば、カード会員が取引の一部をカードで支払い、残額を別の支払い方法で支払うことを希望する場合）。
 - x. カードの表面に記載されているカードアカウント番号と有効期限が、カードの裏面および / または POS 端末で印刷されたレシート上の情報と一致していることを確認すること。

- xi. 消費者起動型端末 (CAT) を使用する加盟店は、承認リクエストメッセージ内で適用されるインジケーターを通じて識別すること。CAT でのすべての取引は承認を取得する必要があります。詳しくは、技術仕様および [2.3.4 節「消費者起動型端末」](#) を参照のこと。
 - xii. キー入力による取引の場合、カードアカウント番号、有効期限を手入力し、エンボス加工されたカードの場合はカードのエンボスを取得し、カードおよび加盟店のデータが売上精算票上で判読可能であることを確認すること。取引が ISO 4527 – エンボスの欠如の適用除外条件を満たす場合、エンボスは不要となります ([表 5-17: エンボスの欠如 \(ISO 4527 / F10\)](#) を参照のこと)。「シグネチャー・オン・ファイル」は有効な署名として認められません。鉛筆を使ったこすり取りやカードのコピーは、有効なエンボスの証拠とは見なされません。
 - xiii. カードまたはカード会員に疑わしい点がある場合、加盟店は「コード 10」を使用してアメリカン・エキスプレスに連絡するように指示されています。

c. 加盟店が立替払金を手動で処理する場合、または電子キャプチャ装置が使用できない場合、加盟店は、[2.6.1 節「立替払金取引」](#) に記載されているアメリカン・エキスプレスの仕様に準拠する売上精算票にカードをエンボスしなければなりません。加盟店は、手書きのカード情報を売上精算票に記載できるのは、以下の場合のみです。

 - i. POS 端末が利用できない場合、および
 - ii. フラットプリント（エンボスなし）のカードが提示された場合で、カードインプリンターが利用できない場合。

d. エンボスの取得に失敗した場合、取引は、ISO 4527 – エンボスの欠如に基づく返還請求 ([表 5-17: エンボスの欠如 \(ISO 4527 / F10\)](#)) の対象となる可能性があります。ただし、取引が適用除外の条件を満たしている場合は、この限りではありません。

e. 立替払金が不正であると判明し、カード会員が対面取引においてカードを所持していないにもかかわらず加盟店が取引を完了した場合、加盟店は返還請求のリスクを負います。

f. いかなる場合においても、加盟店はアメリカン・エキスプレスのカード取扱い手続を遵守しなかったことにより生じた不正立替払金について責任を負うものとします。

2.3.1 対面販売立替払金に対する署名の取得

- a. 加盟店が対面販売立替払金を手動インプリンター、伝票印字、または電子的に扱う場合においてカード会員の署名の取得を選択する場合またはそれが適用法により求められている場合には、加盟店は以下の通り行うものとします。
 - i. 取引レシートに署名を取得すること。
 - ii. 可能な場合、署名により表示されている氏名がカードに記載された氏名と同一であることを確認すること。
 - iii. 署名がないプリペイドカードの場合を除き、取引レシートの署名がカードの署名と一致することを確認すること。
 - b. 加盟店がカード会員の署名を求めた場合で、カードの署名欄が空白である場合、承認を求めるに加え、加盟店は以下の措置を取らなければなりません。
 - i. カード会員にカードへ署名するよう求ること。
 - ii. カード会員に、署名入りの正式な身分証明書（運転免許証やパスポートなど）の提示を求ること。
 - iii. カードの署名と、公式の身分証明書の記載内容が一致しているか確認すること。
 - iv. カード会員がカードへの署名を拒否した場合、または署名がカード会員が提供した正式な身分証明書の署名と一致しない場合、その取引は完了すべきではありません。
 - c. 加盟店は、カード会員の手書きの署名、または（対面販売における立替払金の場合）POS端末で電子的に取得した署名を売上精算票に提供することができます。

2.3.2 署名 /PIN 不要プログラム

- a. 署名 /PIN 不要（カード会員認証方法）プログラムでは、加盟店は、適用法で義務付けられている場合を除き、以下のすべての必須条件が満たされる限り、[2.3 項「対面販売立替払金」](#)で義務付けられているカード会員の署名または暗証番号を取得せずに、カード提示の取引を処理することができます。
 - i. 加盟店は、技術仕様の「署名 /PIN 不要プログラムおよび非接触取引限度額」表に記載された指定国に所在すること。
 - ii. 取引金額は、技術仕様の「署名 /PIN 不要プログラムおよび非接触取引限度額」表に記載された金額以下であること。
 - iii. 加盟店の MCC は[表 2-1: 署名 /PIN 不要プログラムの対象外加盟店カテゴリーコード*](#)に掲載されていないこと。
 - iv. 取引は承認されていること。
 - v. 決済請求に記載されたインジケーターは、カード提示取引およびカード会員が対面で取引したことを探していること。
- b. 非接触およびその他すべての対面販売立替払金において、「署名 /PIN 不要プログラム」の適用対象となる立替払金の基準額は、[8.1 項「国別規程」](#)に定められています。

表 2-1: 署名 /PIN 不要プログラムの対象外加盟店カテゴリーコード *

MCC コード	説明
4814	電子通信サービス
4816	コンピュータネットワーク / 情報サービス
4829	電信送金とマネーオーダー
4899	ケーブル及び他の有料テレビサービス
5542	自動燃料給油機
5964	ダイレクトマーケティング - カタログ加盟店
5966	ダイレクトマーケティング - アウトバウンドテレマーケティング加盟店
5967	ダイレクトマーケティング - インバウンドテレマーケティング加盟店
6010	金融機関 - 手動による現金引き出し
6011	金融機関 自動現金引き出し
6051	非金融機関 - 外貨、暗号通貨、マネーオーダー（電信送金以外）、スクリプ、トラベラーズチェック
7273	データ・エスコートサービス
7297	マッサージパーラー
7375	情報検索サービス
7393	探偵事務所、警備会社、セキュリティサービス

* これらの MCC に該当する加盟店は、チップおよび PIN 対応の POS 端末でチップおよび PIN カードが提示された場合、PIN の入力を取得しなければなりません。

- c. カード提示取引におけるカード会員の署名取得は、売上精算票の作成において任意であり、適用法で求められない限り、加盟店の裁量によるものとします。
- d. **EEA/UK:** 他に定められている場合を除き、欧州経済地域（EEA）内または英国（UK）で行われた取引は、Expresspay 対応の POS システムでのコンタクトレス取引でない限り、CVM レスプログラムの対象にはなりません。

2.3.3 接触型 IC カードの立替払金

- a. IC & PIN カードの場合、加盟店は、POS システムが IC カードの受け入れに対応していること、および該当する場合、PIN 認証に対応していることを確実にしなければなりません。
- b. IC カードを提示された場合、カードを IC カード情報を読み取る POS システムのカードリーダーに挿入しなければなりません（立替払金が非接触型決済（コンタクトレス）技術により処理された場合を除く。その場合、加盟店は [2.3.5 節「非接触型決済（コンタクトレス）IC チップカード](#) に定められた手順に従わなければなりません）。
- c. 取引金額が接触型決済限度額以上の場合、および「署名 / PIN 不要プログラム」（[2.3.2 節「署名 / PIN 不要プログラム](#)）の対象外の取引については、POS システムはカード会員に PIN（「IC チップ & PIN 取引」）またはカード会員の署名以外の CVM を入力するよう指示します。このような案内を受けた場合、加盟店は、カード会員が POS システムの指示に従って該当する CVM を完了することを確認しなければなりません。PIN の取得を怠った場合、紛失、盗難、または未受領の不正対面取引の返還請求が発生する可能性があります（[5.6.3 節「不正」](#) の「不正ライアビリティシフト - 紛失 / 盗難 / 未達 (ISO 4799)」を参照のこと）。加盟店がカード会員の署名を取得することを選択した場合は、[2.3.1 節「対面販売立替払金に対する署名の取得」](#) を参照してください。
- d. 加盟店が技術的な問題のため IC カード取引を完了できない場合、POS システムはエラーメッセージを表示し、取引を承認しないか加盟店に IC カード以外のカード取引の手順に従って全磁気ストライプデータを読み取るように指示します（[2.3.6 項「IC カード以外のカード」](#)）。
- e. 加盟店で技術的な問題がない状況で POS システムに IC カードを読み取った場合か、POS システムに立替払金を手動で打ち込んだ場合は、取引は拒否されることがあります。そうでない場合でも、不正な対面販売取引についてアメリカン・エキスプレスが返還請求権を有します（[5.6.3 節「不正」](#) の不正ライアビリティシフト - 偽造 (ISO 4798) を参照してください）。
- f. さらに、以下の場合、加盟店はアメリカン・エキスプレスが被る可能性のある損失について責任を負うものとし、アメリカン・エキスプレスは不正な対面販売取引による立替払金について返還請求を行う権利を有するものとし、および / または、当社は本契約を解除することができます。
 - i. POS システムが IC カードを取扱うことができるよう更新されていない、または
 - ii. 加盟店または加盟店の決済代行会社が IC カードデータを読み取ったり送信したりすることができない、または
 - iii. 加盟店が、アメリカン・エキスプレスとの POS で IC チップ取引または IC チップ & PIN 取引を取扱いできるよう POS システムを認証していない場合。
- g. 加盟店の POS システムが IC チップカードを処理できる IC チップ & PIN 対応の POS システムであり、IC チップカードが提示された場合、取引時に PIN 機能付きの IC チップカードが提示されたにもかかわらず、加盟店の IC チップ & PIN 対応 POS が IC チップ & PIN 立替払金を処理するよう設定されていなかったために、立替払金が IC チップ & PIN 立替払金として決済請求されなかった場合、アメリカン・エキスプレスは偽造、紛失、盗難、または未達による詐欺行為に対して返還請求を行うことができます。
- h. アメリカン・エキスプレスは、IC チップカードを挿入した後、加盟店の POS システムが加盟店に対してカードの磁気ストライプをスワイプして取引を完了するよう促す場合、フォールバック取引における偽造、紛失、盗難、または未受領による詐欺行為に対して返還請求を行いません。ただし、適用されるすべてのカード受け入れ手順が、[2.3.6 項「IC カード以外のカード」](#) に概説されているとおりに遵守されていることが条件となります。
- i. 加盟店が IC チップカードを提示され、手動で取引を入力した場合、詐欺紛議が発生した際には、偽造、紛失、盗難、または未受領の返還請求の対象となる可能性があります。

2.3.4 消費者起動型端末

- a. 加盟店は、すべての（新規、交換、既存の）無人型 IC チップ対応オフラインまたはオンライン対応消費者起動型端末（CAT）（非接触型、交通機関用端末（TAT）を使用する端末を除く）が、非接触型および AEIPS 取引において「CVM レス」をサポートしていることを確保しなければなりません。
- b. 加盟店は、端末が IC チップの CVM リストを優先順位順に確認し、端末と IC チップの両方が対応する最初の CVM を選択することを確認しなければなりません。詳しくは、[技術仕様](#)を参照のこと。CAT を通じて取引を処理するためには、加盟店は以下のことを行う必要があります。
 - i. 承認のすべてのリクエストに、磁気ストライプの全データストリームまたは IC チップカードデータを含めること。
 - ii. 技術的に可能な場合、全ての承認の請求とすべての立替払金決済請求に CAT インジケーターのフラグを付けることを含め、立替払金が技術仕様と適合することを確認すること。
 - iii. 加盟店が、給油機または電気自動車充電ステーションの一部である、または接続されている CAT でカードを受け入れる場合、アメリカン・エキスプレスが加盟店に提供する追加の承認手続きに従うこと。
 - iv. 技術的に可能な場合、取引が拒否された場合は、CAT がカード会員に通知することを確保すること。
- c. IC チップまたは IC チップ & PIN 取引用に CAT が設定されていない場合でも、加盟店はカードを受け入れることができます。ただし、加盟店がそうした場合、加盟店は損失の責任を負うものとし、アメリカン・エキスプレスは、紛失、盗難、未受領、および / または偽造 IC チップカードを使用した対面販売立替払金による不正請求について返還請求を行う権利を有します。[2.3.3 節「接触型 IC カードの立替払金」](#) および [2.3.2 節「署名 / PIN 不要プログラム」](#) を参照のこと。

2.3.5 非接触型決済（コンタクトレス）IC チップカード

- a. 非接触型決済を受け入れる加盟店は、[2.3 節「対面販売立替払金」](#) に定められた要件を免除されますが、以下の要件は適用されます。
 - i. 加盟店は、取引の全額について、単一の売上精算票を作成しなければなりません。加盟店は、同一の取引について、異なる支払い方法を受け付けることができる（例えば、カード会員が取引の一部をカードで支払い、残額を別の支払い方法で支払うことを希望する場合）。
 - ii. 加盟店は、[技術仕様](#)で定義されているカードおよび非接触型端末の要件を遵守しなければなりません。
- b. 立替払金が不正行為であることが判明し、以下の状況で加盟店が取引を完了した場合、加盟店は返還請求のリスクを負います。
 - i. カード会員が対面取引において、カードまたはモバイル端末を所持していない場合。
 - ii. 署名が必要な場合に、カード会員が取引レシートに署名をしなかった場合。
- c. カード会員が IC チップカードまたはモバイル機器を提示し、非接触型取引を行う場合：
 - i. 立替払金が非接触取引限度額以下であり、CVM が存在しない場合、加盟店は非接触リーダーを使用して立替払金データを読み取り、承認を取得しなければなりません。
 - ii. 立替払金が非接触取引限度額を超えている場合で CVM がない場合、または加盟店が非接触取引を完了できない場合、または POS が指示した場合、加盟店は [2.3.3 節「接触型 IC カードの立替払金」](#) または [2.3.6 節「IC カード以外のカード」](#) に記載された手順に従う必要があります。
- d. デジタルウォレット・コンタクトレス取引では、モバイル端末と加盟店の POS の両方が認証を実行できる場合、消費者向けデバイスによるカード会員認証方法（CDCVM）が必須となります。加盟店は、[2.6 節「売上精算票および取消精算票」](#) に従って売上精算票を作成し、取引がデジタルウォレット・コンタクトレス取引であることを示すインジケータを含めるものとします。
- e. 加盟店は、デジタルウォレット・コンタクトレス取引が POS で受け付けられるよう、アメリカン・エキスプレスの非接触型決済対応 POS の最新要件を遵守しなければなりません。
- f. アメリカン・エキスプレスは、加盟店がカード会員の本人確認をCDCVM を通して十分に実施し上記の全ての基準及び要件を満たした場合、非接触型決済（コンタクトレス）またはデジタルウォレット・コンタクトレス取引について、エンボスの欠如、偽造、紛失、盗難またはカード未達による不正に関する返還請求権を行使しません。これは他の紛議理由による紛議のある立替払金には適用されません（例、物品及びサービスについての紛議）。

- g. 加盟店は、非接触型またはデジタルウォレット・コンタクトレス取引の不正行為に関連する紛議のある立替払金について、アメリカン・エキスプレスからの書面による回答要求に従うことが義務付けられています。

2.3.5.1 店舗提示型クイックレスポンス

- a. 店舗提示型クイックレスポンス (MPQR) を受け入れる加盟店は、[2.3 項「対面販売立替払金」](#), [2.3.2 節「署名/PIN 不要プログラム」](#)、および[2.4 項「カード非提示立替払金」](#)に定められた要件を免除され、その代わりに以下の要件を遵守しなければなりません。
- b. 加盟店が MPQR 取引を処理できる場合、加盟店は以下のことを行う必要があります。
- カード会員がスキャンできるよう、動的または静的なクイックレスポンス (QR) コードを表示すること。
 - カード会員にそのモバイル機器を使用して MPQR コードをスキャンしてもらうこと。
 - MPQR コードが変造または改ざんされていないことを確認すること。
 - 取引が承認されたとの通知を受け取り、物品またはサービスを提供する前に取引額が正しいことを確認すること。加盟店が通知を受け取らない場合は、アメリカン・エキスプレスに連絡し、MPQR 取引の状況を確認するものとします。
 - 加盟店がカード会員に疑わしい点があると考える場合、またはアメリカン・エキスプレスから取引を拒否するよう通知を受け取った場合は、アメリカン・エキスプレスに連絡するか、取引を拒否すること。
 - MPQR 取引の記録 (アメリカン・エキスプレスからの通知、請求書、または取引のその他の書類など) を保管すること。

2.3.6 IC カード以外のカード

- a. カードが IC チップカードでない場合の対面販売立替払金については、POS が加盟店にスワイプするよう指示し、加盟店は以下のことを行う必要があります。
- カードを POS システムに通す (立替払金が非接触技術で処理される場合を除く。その場合は加盟店は[2.3.5 節「非接触型決済 \(コンタクトレス\) IC チップカード」](#)で定められた手順に従わなければなりません)。
 - [2.3 項「対面販売立替払金」](#)で定められた手順に従う。

2.4 カード非提示立替払金

- a. 郵便、電話、インターネットによるカード提示なしの立替払金については、加盟店は以下の手続きに従う必要があります。
- 立替払金ごとに承認を得る。
 - [2.6 項「売上精算票および取消精算票」](#)に記載されているとおり、カード非提示取引および該当する取引タイプ (すなわち、郵送、電話、インターネット、登録型決済、継続承認) を指定するインジケーターを含めて、売上精算票を完了する。詳しくは、[技術仕様](#)を参照のこと。
 - すべてのインターネット取引は電子的に決済請求され、最低要承認基準額はゼロ (0) とすること。
 - インターネット取引には、アメリカン・エキスプレスが提供する個別の加盟店番号を使用すること。
 - 取引を進めるために、以下の情報を入手すること。
 - カード会員の氏名
 - カードアカウント番号またはトークン
 - 有効期限
 - カード会員の請求先住所
 - カード識別番号 (CID) (オプション)
 - 発送先住所または受取先住所
 - 注文が元の承認から 7 日より遅く出荷または配達される場合、注文を出荷または配達する前に新たな承認を取得すること。注文品が出荷されるまでは、立替払金を決済請求してはならない。立替払金の取引日は、物品が出荷または配達された日とする。

- vii. 物品が指定された店舗で受け取られるカード非提示立替払金について、加盟店は物品を注文したカード会員または注文時にカード会員により指定された権限を付与された第三者により物品が受け取られることを確認するためのプロセスを確立すること。
- viii. 取引が拒否された場合直ちにカード会員に通知すること。
- b. 物品がカード会員により回収される場合、回収の際にカード会員はカードを提示しなければならず、加盟店は取引を対面販売立替払金として取り扱い、[2.3 項「対面販売立替払金」](#)の規定を遵守しなければなりません。

2.5 その他の立替払金

2.5.1 前払い

- a. 前払いでは、物品またはサービスが提供される前に、その支払いが求められる場合（例えば、物品の特注、娯楽 / チケット、高等教育機関等における学費・寮費・その他費用、旅行）、カード会員はカードへの立替払金を承認することができます。
- b. 加盟店がカード会員に前払いを求める、または提供する場合、加盟店は以下を実施しなければなりません。
 - i. 承認を取得すること、及び。
 - ii. 売上精算票を作成すること。
 - iii. 加盟店のキャンセル及び返金ポリシーを十分に説明し、承認を申請する前に、前払いに対する請求の意図を明確に示し、カード会員からそれに関する書面による同意を得ること。カード会員による同意には以下が含まれなければなりません。
 - a. カード会員によるすべての販売条件（価格並びにキャンセル及び返金ポリシーを含む。）への合意、
 - b. 提供される物品またはサービスの明細及び提供予定日（または、該当する場合、到着及び出発予定日）
- c. 前払いがカード非提示立替払金である場合、加盟店は、さらに以下の義務を負います。
 - i. 売上精算票に「前払い」または「事前入金」であることを必ず明示すること。
 - ii. 立替払金が発生してから 24 時間以内に、カード会員に以下の内容の書面による確認を提供すること。
 - 前払い立替払金
 - 立替払金金額
 - 加盟店のキャンセル / 返金ポリシーの詳細
 - 確認番号（該当する場合）
 - 提供される物品またはサービスの明細及び提供予定日（または、該当する場合、到着及び出発予定日）
- d. 加盟店が物品またはサービスの提供ができず、代替手段が取れない場合、加盟店は直ちに配達または履行できない物品またはサービスに関する前払い立替払金の不履行分全額の取消を行わなければなりません。
- e. アメリカン・エキスプレスが有するその他の返還請求権に加え、アメリカン・エキスプレスは、加盟店がカード会員の書面による同意を得た販売時の条件に含まれた明白な条件のために、加盟店に有利な紛議解決ができないとアメリカン・エキスプレスが独自の裁量で判断した場合、紛議のある前払金立替払金またはその一部の決済分を返還請求できるものとします。
- f. 特定の業種においては、前払いを処理するための追加要件がある場合があります。詳細は、[8.2 項「業種別規程」](#)を参照のこと。

2.5.2 合算取引

- a. この項では、インターネット上で事業を展開する加盟店が処理する取引の要件について説明し、複数の購入を単一の合算取引として処理する場合に適用される一般的なポリシーおよび規則について説明します。
- b. 合算取引は 15 ドル（米ドルまたは現地通貨相当）を超過することはできず、カード非提示取引とみなされます。15 米ドルを超える取引は、合算取引処理の対象外となります。
- c. 加盟店は、合算取引を処理する際に、以下の事項を遵守しなければなりません。
 - i. 取引が承認される前に、個々の購入が合算される可能性があることを開示し、かかる購入を 1 件の合算取引にまとめるについてカード会員の同意を得ること。

- ii. 合算取引を構成する個々の購入または払い戻し（またはその両方）が、同一指定店舗番号のもとに、かつ、同一カードで行われること。
- iii. 取引が合算される前に承認を取得すること。
- iv. 売上精算票を、合算された取引の全額について、[2.6項「売上精算票および取消精算票」](#)に示されているように作成すること。
- v. カード会員に、以下の内容を含む確認を提供すること。
 - a. 各購入または払い戻し（またはその両方）の日付、金額、内容
 - b. 合算取引の日付及び額。
- vi. [4.2項「立替払金の決済請求」](#)および[4.3項「取消の決済請求」](#)で定められた期間内に各合算取引について売上精算票を提出すること、および
- vii. アメリカン・エキスプレスへの決済請求の一部として、単一の合算取引を構成する製品および／またはサービスに関する意味のある説明が含まれていることを確認すること。

2.5.3 クレデンシャル・オン・ファイル

- a. 加盟店はカード会員の本人確認情報を保存する前にカード会員の同意を得なければなりません。アメリカン・エキスプレスは、加盟店がカード会員から本人情報を保存することへの同意を得た上で、最初の承認手続きを処理することを推奨しています。
- b. 加盟店は、加盟店開始取引（MIT）を開始するためにカード会員の本人確認情報を保存することができます。カード会員も取引を開始するために保存されている本人の本人確認情報を使用することができます。

2.5.4 加盟店開始取引

- a. 加盟店開始取引（MIT）はカード会員の直接の関与なくクレデンシャル・オン・ファイルを使用して加盟店が開始する取引です。
- b. 加盟店は MIT を処理するとき、[2.4項「カード非提示立替払金」](#)の要件を遵守しなければなりません。
- c. 加盟店は MIT または一連の MIT を開始するために、カード会員の同意を得なければなりません。これは、カード会員の認証情報を保存する前または後に発生する可能性があります。
- d. アメリカン・エキスプレスは加盟店が以下のことを行うことを行います。
 - i. カード会員開始取引（CIT）の後、MIT を決済請求すること。
 - ii. 技術仕様に記載されている承認リクエストに、該当する取引インジケーターとデータ要素を添付して MIT を決済請求すること。
- e. **EEA/UK:** EEA または英国に所在する加盟店は、この[2.5.4節「加盟店開始取引」](#)に記載されている全ての要件は推奨事項であり、上記に記載されている場合でも遵守する必要があります。

2.5.5 登録型決済

- a. 登録型決済とは、カード会員が書面により合意した物品またはサービス（例えば、ヘルスクラブの会員料金、雑誌の購読、保険料）のために定期的にカード会員のカードアカウントに対し加盟店が立替払金を処理することにカード会員が明示的に同意し承認する支払方法です。各登録型決済立替払金は、変動する場合も固定額の場合もあります。加盟店は登録型決済について加盟店開始取引を処理するとき、[2.5.4節「加盟店開始取引」](#)の要件を遵守する必要があります。
- b. 加盟店は最初の登録型決済立替払金の決済請求をする前に以下のことを行わなければなりません。
 - i. カード会員に対して、登録型決済取引契約のすべての重要な条件を開示すること。これには、登録型決済契約の期間、金額、登録型決済取引が決済請求される頻度、および該当する場合は、登録型決済立替払金がカード会員によりオプションがキャンセルされるまで継続するという事実が含まれますが、これらに限定されません。
 - ii. 登録型決済取引には、承認および決済請求メッセージに登録型決済インジケーターが含まれれていることを確認すること。

- iii. 登録型決済取引すべてについて承認依頼を提出すること（詳細は [2.4 項「カード非提示立替払金」](#) を参照のこと）。
- iv. カード会員の明示的な同意を得て、そのカードで登録型決済取引を処理すること。
- v. カード会員から更新に対する明確な同意を得ること。
- vi. 登録型決済取引を処理することに対するカード会員の同意を証明する文書を保管すること。この文書は、登録型決済契約の有効期間中、または最後の登録型決済取引から 2 年間、いずれか長い方の期間、保管されなければならない。
- vii. カード会員の氏名、カードアカウント、署名（該当する場合）、カードの有効期限、カード会員の請求先住所及び加盟店がカードに対して同額または異なる額を指定の時期または異なる時期に請求することのカード会員の同意を確認する陳述を取得すること。
- viii. 最初の登録型決済取引が発生してから 24 時間以内に、オプションのすべての重要な条件およびキャンセルまたは返金ポリシーの詳細を含む取引の書面による確認（E メールまたはファクシミリ）をカード会員に提供すること。
- ix. アメリカン・エキスプレスが加盟店に合理的に通知するあらゆる指示に従うこと。
- x. カード会員がいつでも登録型決済取引を解約できることと登録型決済取引の解約のための連絡先情報を提供すること。
- xi. 登録型決済取引のキャンセル手続きをシンプルかつ迅速に行えるようにすること。このキャンセル手続きは、カード会員がカードでの登録型決済取引の提出に同意する時点で、カード会員に明確かつ目立つよう開示されなければならない。
- xii. カード会員に、カードでの登録型決済取引の処理に対する同意を撤回できることを通知すること。
- c. 加盟店とカード会員間の登録型決済取引契約の変更は、カード会員との契約および適用法に従って行われなければなりません。このような変更は、カードでそれ以降の登録型決済取引を送信する前に有効にする必要があります。
- d. 最初の登録型決済立替払金の決済請求後に登録型決済取引の重要な条件に変更があった場合、加盟店は、カード会員に速やかに文書で当該変更を通知し、他の登録型決済立替払金を決済請求する前に新しい条件についてカード会員の書面の同意を取得してください。
- e. 加盟店がカード会員の同意を得るための方法には、加盟店がカード会員のカードを発行する金融機関からカードアカウントの最新情報を取得することの開示を含めなければなりません。加盟店は、加盟店が最後に登録型決済立替払金を決済請求した日から 2 年間、かかる同意の証拠を保持しなければなりません。
- f. 都度変更のある登録型決済立替払金に事前の通知が必要な場合、加盟店は以下のとおりカード会員に登録型決済立替払金毎の額及び日付を通知しなければなりません。
 - i. 各立替払金の決済請求の最低 10 日前、及び
 - ii. 立替払金の額がカード会員によって指定された登録型決済立替払金の最大額を超えたとき。
- g. 他の返還請求権に加え、アメリカン・エキスプレスは、本 [2.5.5.1 節「特別提供価格」](#) で規定された要件を満たさない立替払金について、返還請求を行うことができます。アメリカン・エキスプレスは、加盟店がカード会員に通知したもののカード会員が同意しない立替払金に対して、またはカード会員、あるいはアメリカン・エキスプレスが加盟店に対し、カード会員が登録型決済への同意を撤回したことを見通したにもかかわらず、加盟店が登録型決済を処理した場合、返還請求権を行使することができます。
- h. カードの解約により直ちにカード会員の登録型決済立替払金の取下げが成立します。アメリカン・エキスプレスは、かかる解約について加盟店に通知する義務を負わず、また当該解約から発生する責任についても加盟店に対して負いません。加盟店は、カード会員に対して、登録型決済立替払金の解約手続きを提供しなければならず、その方法は明確で、簡易であり、かつ適用法に準拠していなければなりません。さらに加盟店はカード会員から直接、アメリカン・エキスプレスを通じて、またはカード発行会社を通じて、登録型決済取引の中止を求められた場合、直ちに中止しなければなりません。カードアカウントが解約された場合、またはカード会員が直接（またはアメリカン・エキスプレスまたはカード発行者を通して）登録型決済立替払金の同意を取り下げた場合、加盟店はカード会員（または以前のカード会員）と他の支払い方法（該当する場合）について取り決める責任があります。
- i. カード会員が同意を撤回した場合でも、登録型決済加盟店が登録型決済取引を継続して決済請求する場合、アメリカン・エキスプレスが取引を拒否したり、加盟店が返還請求の対象となる場合があります。

- j. いかなる理由によっても本契約が解除された場合、加盟店は、加盟店が登録型決済立替払金の決済請求を行ったすべてのカード会員に対して、加盟店がカードの取り扱いを終了する日付を通知するものとします。アメリカン・エキスプレスが選択した場合、加盟店は、契約終了後も最長 90 日間は引き続きカードを受け入れるものとします。
- k. 加盟店はアメリカン・エキスプレスがアメリカン・エキスプレスのウェブサイトから加盟店のウェブサイト（ホームページ、支払いページまたは自動または登録型決済ページ）へのハイパーリンクを作成し、加盟店の顧客サービスの連絡先情報を掲示することを許可します。
-
- l. **EEA/UK:** 加盟店が EEA または UK 内に所在している場合で EEA または UK 内で発行されたカードに関連してカード会員が登録型決済立替払金について同意した際に登録型決済立替払金の額が完全には指定されていない状態で決済請求がなされ、加盟店が当該立替払金について正確な額について特定したカード会員の同意が得られていない場合、アメリカン・エキスプレスは立替払金の全額について、当該立替払金の決済請求の日から 120 日間、かつ当該立替払金の紛議のある部分（全額に満つる額までを含む）についてはその後も返還請求権を有します。カード会員が調整された立替払金の額に同意する場合、それに応じて当社は返還請求権を行使することがあります。本項のいかなる部分も当社の登録型決済立替払金に関連した一般的な返還請求権を損なうものではありません。

2.5.5.1 特別提供価格

- a. カード会員に対する紹介キャンペーンを含む登録型決済を提供する加盟店は、本 [2.5.5.1 節「特別提供価格」](#) に記載されている要件に加え、以下の要件を遵守する必要があります。
- i. 特別提供価格のすべての重要な条件をカード会員に開示すること。これには、最初の登録型決済取引が発生する前にカード会員がキャンセルできる、簡単かつ迅速なキャンセル手続きも含まれます。
 - ii. 特別提供価格の諸条件を受け入れるカード会員の明示の同意を得ること。
 - iii. 特別提供価格への登録の際、カード会員に書面で確認通知を送付すること。
 - iv. 登録型決済取引の最初の決済請求が処理される前に、カード会員にキャンセルする十分な時間を確保できるようカード会員に書面で注意喚起の通知を送付すること。

2.5.6 後送品

- a. 後送品立替払金について、加盟店は以下のことを行う必要があります。
- i. 承認を申請する前に、後送品立替払金による支払い方法による旨の加盟店の意図を明確に示し、カード会員から後送品立替払金による支払に対する書面による同意を得ること。
 - ii. 最初の売上精算票を「手付金」として、2 番目の売上精算票を「残金」として明確に標すこと。
 - iii. 後送品立替払金の場合はそれぞれについて、それぞれの立替払金の日付に各々承認を取得すること。
 - iv. 物品が発送または配送された後、またはサービスが提供された後にのみ、「残金」取引を決済請求すること。
 - v. 立替払金が発生してから 7 日以内に、後送品売上精算票を提出すること。立替払金は以下の場合、「発生した」ものとみなされます。
 - a. 手付金について : カード会員が購入品の手付金を支払うことに同意した日
 - b. 残金について : 物品を提供もしくは出荷、またはサービスが提供された日
 - vi. 同一の指定店舗番号で各々の後送品立替払金の決済請求をし承認を取得すること。
 - vii. 後送品立替払金を処理する場合、[2.5.4 節「加盟店開始取引」](#) の要件に従うこと。および
 - viii. カードによる手付金支払は、その他の支払手段による手付金支払といかなる異なる取扱いをもしてはならないこと。

2.5.7 多通貨決済 (MCCY)

- a. MCCY プラットフォームで取引を行う加盟店は、本契約および本加盟店規程の条項を遵守しなければなりません。
- b. 加盟店は、1つまたは複数の代替通貨で立替払金を決済請求し、決済を受けることが許可されます。ただし、承認を請求する際、または取引を決済請求する際に（またはその両方）、加盟店は当初の取引通貨を他の通貨に換算しないことを条件とします。加盟店は、技術仕様に規定されているアメリカン・エキスプレスの標準ファイル形式を使用し、MCCY プラットフォームを通じて、いずれかの代替通貨で立替払金の決済請求をして、決済を完了しなければなりません。アメリカン・エキスプレスは、独自の裁量により、隨時、加盟店によるMCCY プラットフォームへのアクセス、MCCY プラットフォームでサポートされている通貨、および技術仕様を変更する権利を留保します。いかなる加盟店も、インドで提供された物品またはサービスに関する立替払金を、インドで発行されたカードに対して MCCY プラットフォームを通じて決済請求してはなりません。インターネット注文の立替払金に限り、加盟店は、以下の条件に従うことを前提に、1つまたは複数の代替通貨で立替払金を決済請求し、決済を受けることが許可されます。
 - i. 加盟店は、カード会員に選択通貨を使用するよう求めなければなりません。選択通貨を一度選ぶと、その取引では選択通貨を変更することはできません。さらに、加盟店は、関連する為替レート、上乗せ金額、または手数料をカード会員に開示し、加盟店が使用する為替レートが市場の為替レートと同じではない可能性があることを示さなければなりません。
 - ii. 選択通貨を選ぶと、カード会員に表示されるすべての価格および取引自体（完了した場合）は、選択通貨のみで表示されます。
 - iii. 加盟店は、選択通貨で、かつカード会員が合意した金額の立替払金をネットワークに決済請求するものとします。
- c. 加盟店は、決済用に1つ以上の銀行口座を維持することが必須であり、アメリカン・エキスプレスが要求する銀行口座に関する情報を提供することに同意するものとします。銀行口座がアメリカン・エキスプレスの要件を満たさない場合、またはアメリカン・エキスプレスが銀行口座を検証できない場合、アメリカン・エキスプレスは独自の裁量により、直ちに加盟店によるMCCY プラットフォームの利用を停止することができ、また、加盟店が支払い処理に必要な情報をアメリカン・エキスプレスに提供するまで、無利息で支払いを保留する即時の権利を有するものとします。各銀行口座は、アメリカン・エキスプレスが承認した金融機関、および通貨で維持しなければなりません。
- d. MCCY 取引に適用される加盟店手数料およびその他の手数料や査定額は、当該取引の決済請求通貨を基準に決定されます。
- e. 加盟店が決済通貨以外の通貨で決済請求した取引の場合、アメリカン・エキスプレスはまず米ドルに換算し、その後、該当する場合には、アメリカン・エキスプレスが当該取引を処理した日に決済通貨に換算します。アメリカン・エキスプレスは、各取引の総額に対して換算手数料を請求する場合があります。適用法により特定の換算率が求められる場合を除いて、アメリカン・エキスプレスは、慣行に従い業界より選択した銀行間利率に基づく処理日の前の日の換算率を使用します。

2.5.8 トラベラーズチェック / ギフトチェックの処理

- a. アメリカン・エキスプレスのトラベラーズチェックはご購入いただけません。トラベラーズチェックの換金をご希望のお客様には、電話およびアメリカン・エキスプレスのウェブサイトにてサポートを提供しております。トラベラーズチェックは引き続きアメリカン・エキスプレスによって保証されており、使用期限はありません。トラベラーズチェックの換金方法の詳細は、<https://americanexpress.com/travelerscheque> でご確認いただけます。
- b. サポートについては、カスタマーサービス (1.800.221.7282) までお問い合わせください。

2.5.9 分割出荷

- a. カード会員が複数の個別に価格が付けられた物品を1回で購入し、物品がカード会員に複数回に分けて出荷される場合、分割出荷取引となります。単価やセット販売されている品目は別の立替払金として請求してはなりません。
- b. 加盟店は1回の承認を取得し、分割出荷取引として完了させる目的で複数の売上精算票を提出することができます。承認は承認日から7日間有効です（[3.2 項「承認期間」](#)を参照のこと）。

- c. 分割出荷取引のためにカードを取り扱う場合、以下のことを行わなければなりません。
 - i. キャンセルそして返金ポリシーすべてを示すこと。
 - ii. カード会員に請求される承認額を知らせること。
 - iii. 購入した品物が別々に配達されることと立替払金が個別に請求されることを開示し、カード会員の同意を得ること。
 - iv. 配達予定日を提示すること。または
 - v. それぞれの品物が送付された後に売上精算票を提出すること。

2.6 売上精算票および取消精算票

- a. この項では、取引処理の枠組み内で正確かつ準拠した売上精算票および取消精算票を作成、提出、保存、維持するための要件を詳細に説明します。

2.6.1 立替払金取引

2.6.1.1 売上精算票

- a. 加盟店は、立替払金ごとに売上精算票を作成しなければなりません。電子的に決済請求された各立替払金について、加盟店は、技術仕様に準拠した電子的に再現可能な売上精算票を作成しなければなりません。紙で決済請求される各立替払金について、加盟店は、[4.5 項「立替払金及び取消の決済請求 - 紙伝票」](#)に列挙されている売上精算票の要件に従う必要があります。
- b. カード会員が購入代金の支払いに異なるカードを使用したい場合、加盟店は使用された各カードごとに個別の売上精算票を作成することができます。ただし、カード会員が単一のカードを使用して一回の購入の代金を支払う場合、加盟店は購入代金を複数の立替払金に分割してはならず、また、航空会社、クルーズライン、宿泊施設、または分割出荷取引の場合を除き、複数の売上精算票を作成してはなりません。詳細は、[2.5.9 節「分割出荷」](#)を参照のこと。
- c. 加盟店は、すべての売上精算票が、加盟店がアメリカン・エキスプレスに該当する立替払金を決済請求した日付から、[8章「特定業種向け特別規程」](#)で定義された全保管期間にわたって保管されることを保証しなければなりません。
- d. 立替払金は処理のために、直接、または加盟店のプロセッサーを通じて、アメリカン・エキスプレスに決済請求されなければなりません。

2.6.1.2 取引レシート

- a. 加盟店は、購入時に、すべての立替払金について取引レシートを作成しなければなりません。例としては、加盟店にアクワイアラから提供される事前印刷されたフォーム、電子POS端末（プリンター付き承認端末やレジなど）で作成される取引レシートなどがあります。
- b. 取引の完了時に、取引レシートをカード会員に提供しなければなりません。加盟店が記載情報を変更した場合は、加盟店は変更後の取引レシートをカード会員に提供しなければなりません。
- c. 加盟店は、以下のことを行う必要があります。
 - i. 取引時に有効なPCI DSSまたは適用法に従って、PANの一部を省略して表示し、有効期限を表示しないこと。
 - ii. すべての取引レシートを[8.1 項「国別規程」](#)に定められている期間、保管すること。
- d. 加盟店は、取引時に有効なPCI DSSまたは適用法に従って、自らのコピーのPANの一部を省略して表示することができます。詳細は、[DSOPおよび保護基準の概要](#)を参照のこと。
- e. 交通機関の乗降場端末（TAT）で発行された非接触型カードを使用した非接触型取引の場合、取引時に取引レシートは必須ではありません。[2.6 項「売上精算票および取消精算票」](#)を参照のこと。
- f. 取引レシートは、印刷または電子形式を問わず、以下の情報を記載しなければなりません。
 - i. 上記の要件に従って一部非表示されたPANまたはトークン。カード番号の省略された桁は、例えば「x」、「*」または「#」等で置き換え、空白または数字を入れてはいけません。カード会員に提供される手動でエンボスされた取引レシートには、口座番号と有効期限が必須である。

- ii. カード会員氏名（入手可能であれば）。
- iii. 取引日付。
- iv. 立替払金の額
 - ・ 物品またはサービスの購入総額（適用される税、チップ、郵送料、送料を含む）。
 - ・ 加盟店が要求した場合は、合計金額がフォームに入力される前に、チップの金額をカード会員が記入する必要があります。
- v. 購入された物品またはサービスの説明。
- vi. 加盟店名（または「屋号」名）と住所。
- vii. 加盟店番号。
- viii. 承認の承認コード番号。
- ix. 返金不可ポリシーが適用される場合「返金不可」という文言、または、適用法または規程に準拠し、加盟店の返品ポリシーを説明するその他の文言。
- g. 加盟店がカード会員の署名を要求する場合は、合計金額が表示されるまで、カード会員に取引レシートへの署名を求めるることはできません。
- h. コーポレート・パーチェシング・カード（CPC）立替払金について、加盟店は上記の売上精算票要件を遵守しなければなりません。加えて、加盟店は技術仕様に従い、以下を含む売上精算票の追加のカードデータや送信時の伝送データを取り込むことが求められます。
 - i. CPC 照会情報（例えば、購入注文番号）。
 - ii. CPC 顧客情報。
 - iii. 物品の購入価格及び課税される場合の別に表示した税額。
 - iv. 加盟店は CPC 立替払金を加盟店の CPC 用指定店舗番号を使って処理しなければなりません。

2.6.2 取消取引

2.6.2.1 一般要件

- a. カード会員がカードで購入した商品を返品した場合、または何らかの理由でカードで支払われた決済請求された立替払金に対して取消が適応される場合、加盟店は以下の要件および制限事項に従う必要があります。
 - i. 加盟店は、事前に該当する立替払金の処理を行っていない限り、取消を発行してはならない。
 - ii. 加盟店は、元の立替払金で使用された口座に対してのみ、取消取引を発行しなければならない。デジタル・ウォレット・プログラム取引の場合、取消はモバイル機器または該当するカードのいずれかを使用して処理することができます。ペイメントアカウントリファレンス（PAR）は、加盟店が、提示された PAN またはトークンが当時の立替払金で使用された口座に対応していることを確認するのに役立ちます。
 - iii. 加盟店が取消の承認を取得することは必須ではありません。加盟店は、[3.3.6 節「取消承認」](#)に記載されている払い戻しについて、取消承認を提出することができます。
 - iv. 加盟店は、以下の場合を除き、以前に決済請求された立替払金に対して現金で払い戻しを行なってはなりません。
 - 適用法により加盟店がカード会員に現金を払い戻すことを求めている場合。
 - カード会員が購入したギフトの受取人が払い戻しを要求している場合。
 - 当初の立替払金はプリペイドカードで処理されたが、そのプリペイドカードがもはや利用できない場合。
- b. 加盟店は、プリペイドカード会員がカードを所持していない場合、自社の店頭返品ポリシーを適用することができます。
- c. 加盟店は、アメリカン・エキスプレスに該当する取引を決済請求した日から、適用される記録保存期間にわたり、すべての売上精算票が保存されるようにしなければなりません。
- d. 取消は処理のために、直接、または加盟店のプロセッサーを通じてアメリカン・エキスプレスに決済請求されなければなりません。

- e. 加盟店は、取消を発行するには、以下の手順に従う必要があります。
 - i. 加盟店が取消承認に対応している場合は、承認を取得すること。
 - ii. 取消精算票を作成すること。
 - iii. 立替払金取消精算票の最後の 4 衔の数字を提示されたカード（該当する場合）と照合すること。
 - iv. カード会員に取消票に署名してもらうこと（任意）。
 - v. カード会員に取引レシートのコピーを渡すこと。
- f. 加盟店は、取消が発生したと判断してから 7 日以内に、アメリカン・エキスプレスに取消を決済請求し、以下の要件を満たす取消精算票を作成しなければなりません。
- g. 加盟店は、立替払金の発生した指定店舗の加盟店番号で、すべての取消を決済請求しなければなりません。
- h. 取消は、アメリカン・エキスプレスに当初の立替払金が決済請求された通貨で発行されなければなりません。
- i. 加盟店は、最初の購入に使用されたカードに取消を発行しなければなりません。カードが利用できない場合、加盟店は自社の店頭返金ポリシーを実施することができます。
- j. 加盟店が取消を発行した場合、アメリカン・エキスプレスは、該当する立替払金に以前適用された加盟店手数料またはその他手数料金または査定額の払い戻しを行いません。
- k. すべての取消精算票について、加盟店は以下のことを行う必要があります。
 - i. アメリカン・エキスプレスに直接、または加盟店のプロセッサーを通じて取消を決済請求する。
 - ii. 該当する場合、元の取消精算票、取引を証明するすべての書類またはその複製可能な記録を、[8.1 項「国別規程」](#)に記載された期間保管すること。
 - iii. カード会員に取引レシートのコピーを渡すこと。
- l. 適用法に従い、カード会員に提供する取消取引レシートのコピーに、カードアカウントの一部を省略して表示し、カードの有効期限を印刷しないこと。

2.6.2.2 取引レシートの要件

- a. 加盟店は、発行した取消ごとに取引レシートを作成しなければなりません。例としては、加盟店にアクワイアラーから提供される事前印刷されたフォーム、電子 POS 端末（プリンター付き承認端末やレジなど）で作成される取引レシートなどがあります。
- b. 取引レシートは、売上精算票が手動でエンボスされるか電子的に作成されるかに関わらず、取引完了時にカード会員に提供されなければなりません。加盟店が記載情報を変更した場合は、加盟店は変更後の取引レシートをカード会員に提供しなければなりません。
- c. 加盟店は、以下のことを行う必要があります。
 - i. 取引時に有効な PCI DSS または適用法に従って、PAN の一部を省略して表示し、有効期限を表示しないこと。
 - ii. 取引レシート（紙または電子）には、以下の情報を記載しなければなりません。
 - i. 上記の要件に従って一部非表示された PAN またはトークン。カード番号の省略された桁は、例えば「x」、「*」または「#」等で置き換え、空白または数字を入れてはいけません。カード会員に提供される手動でエンボスされた取引レシートには、カードアカウント番号が必須となります。
 - ii. 取消日。
 - iii. 取消の金額。
 - iv. 加盟店名（または「屋号」名）と住所。
 - v. 加盟店番号。
 - vi. 法律で求められている場合、カード会員の署名。
 - iii. 加盟店は、アメリカン・エキスプレスに該当する立替払金を決済請求した日から該当する伝票保持期間、すべての取引レシートを保管しなければなりません。

2.6.3 代用取引レシート

- a. 場合によっては、加盟店は、代用取引レシートを、元の取引レシートの代わりとなる補足書類として提供する場合があります。加盟店は問い合わせで求められる追加の情報を提供しなければなりません。代用取引レシートは以下の照会事由への対応に使用することができます。
 - i. [6003](#)
 - ii. [6006](#)
 - iii. [6016](#)
- b. 問い合わせ事由の追加の情報については、[5.8 項「問い合わせの種類」](#)を参照してください。
- c. 代用取引レシートには以下のものが含まれていなければなりません。
 - i. カードアカウント
 - ii. カード会員氏名
 - iii. 加盟店名
 - iv. 加盟店所在地
 - v. 取引日 / 物品またはサービスが送付または提供された日
 - vi. 取引額
 - vii. 承認
 - viii. 物品またはサービスの説明
- d. 加えて、可能な場合、以下の任意の情報を代用取引レシートに含めることができます。
 - i. 物品またはサービスが注文された日
 - ii. 加盟店のウェブサイトのアドレス
 - iii. 加盟店のカスタマーサービスの電話番号 /E メールアドレス
 - iv. 出荷先名と住所
 - v. 自動住所検証応答コード
 - vi. 注文確認番号
 - vii. 電子的に取得したカード会員署名

2.7 サービスプロバイダーの使用

- a. アメリカン・エキスプレスによる事前の承認により、加盟店は自己の費用においてサービスプロバイダーを雇用することができます。ただし、加盟店は、秘密保持義務、立替払金データの承認及びアメリカン・エキスプレスへの決済請求に関する技術仕様の遵守を含む、サービスプロバイダーが加盟店のために本契約に基づいて行うすべての義務、サービス、及び機能について、加盟店が当該義務、サービス、及び機能を行った場合と同様に、金銭的及びその他の方法で責任を負うものとします。サービスプロバイダーの不作為または不履行は、本契約に基づく加盟店の義務を免除するものではありません。加盟店は、カード取扱いを可能にするために確実にサービスプロバイダーがアメリカン・エキスプレスに協力するようにするものとします。機密のカード会員情報の取扱いに関連するものを含め、加盟店のサービスプロバイダーにより発生する問題、誤謬、処理漏れ、遅延または費用、第三者によるPOSシステムの誤プログラムにより他者に誤送信された決済金、および加盟店のサービス・プロバイダーがアメリカン・エキスプレスまたはその関連会社に請求した手数料、そして加盟店のサービスプロバイダーの結果としてアメリカン・エキスプレスまたはその関連会社が負担する手数料については、アメリカン・エキスプレスではなく、加盟店が責任を負います。加盟店は、自社のサービスプロバイダが、適用される法律に基づき、インターネット詐欺を防止し、取引に関連するデータを含むカード会員の個人情報を保護するための技術基準、ガイドラインまたは規則を含む全ての基準に適合するために十分なリソースとセキュリティ管理があることを確認しなければなりません。アメリカン・エキスプレスは、加盟店のサービスプロバイダーが請求した料金を加盟店に請求するか、またはアメリカン・エキスプレスが加盟店に支払う金額から差し引くことができます。加盟店は、自社のサービスプロバイダーを変更した場合は、速やかにアメリカン・エキスプレスに通知し、アメリカン・エキスプレスから要求があった場

合は、サービスプロバイダーに関するすべての関連情報を提供しなければなりません。アメリカン・エキスプレスは、当該サービスプロバイダーの業務遂行に関して当社の事業行為を変更する必要はなく、加盟店が行った場合と同様に当該業務遂行を信頼することができるものとします。アメリカン・エキスプレスがあるサービスプロバイダーを登録または認証したとしても、その業務遂行をアメリカン・エキスプレスが保証するものではなく、加盟店が利用することを選択した当該サービスプロバイダーに対する加盟店の責任及び義務を免除するものではありません。

承認

- 3.1 承認の目的
- 3.2 承認期間
- 3.3 変動承認
- 3.4 要承認基準額
- 3.5 想定される承認に対する回答
- 3.6 承認の取得
- 3.7 カード識別 (CID) 番号

3

3.1 承認の目的

- a. 承認の目的は加盟店が立替払金または取消を続行するかどうかを決定する上で助けになる情報を提供することです。
- b. すべての立替払金について、要承認基準額（[3.4 項「要承認基準額」](#)を参照）未満の立替払金を除き、承認を得る必要があります。すべての取消について、[2.6 項「売上精算票および取消精算票」](#)に従い、返金額全額について承認を得ることをお勧めします。
- c. 承認は、当社が[3.3.2 節「見積もり立替払金額」](#)に挙げる業種に区分した加盟店または取引形態を除き、立替払金全額についてのものでなければなりません。
- d. 承認は (i) 立替払金の利用者がカード会員であること、(ii) 立替払金が実際に有効で真正なものであること、(iii) 当社が立替払金が受け入れること、(iv) 立替払金について加盟店に支払いがされること、(v) 加盟店が返還請求の対象とならないこと、または (vi) 決済請求する立替払金が拒絶されないことを保証するものではありません。

3.2 承認期間

- a. 立替払金の承認は承認日後 7 日間有効です。加盟店は元の承認日より 7 日目以降に立替払金の決済請求をする場合、新しい承認を取得しなければなりません。
- b. 取消承認は 7 日間有効です。7 日経過後、新たな取消承認の取得をお勧めします。
- c. 注文から 7 日以上後に立替払金にかかる物品またはサービスが出荷または提供された場合、加盟店は、注文時、及び物品またはサービスをカード会員に出荷または提供するときに再度、立替払金の承認を取得しなければなりません。
- d. 新しい承認を売上精算票に記載しなければなりません。承認リクエストが拒否された場合、物品やサービスを提供したり、立替払金の決済請求をしてはなりません。これを行うと、返還請求の対象となります。
- e. 対象業種の加盟店の見積もり立替払金額は、[3.3.2 節「見積もり立替払金額」](#)の表 3-1: 見積もり立替払金額に記載された期間において有効です。加盟店は見積もり承認の有効期間内に決済請求をしない場合、新たな承認を取得しなければなりません。

3.3 変動承認

- a. 加盟店は、立替払金全額について 1 つの承認を提出する必要がありますが、最初の承認時に最終的な立替払金額が不明な場合は、変動承認を利用することもできます。
- b. 変動承認は、加盟店が立替払金の決済請求をする前に、承認待ちの金額を調整できるオプション機能です。
- c. 加盟店の地理上の地域で変動承認が利用可能かどうかは、[技術仕様](#)を参照してください。

3.3.1 見積もり承認

- a. 承認時に最終的な立替払金の額が明らかでないときは下記の見積もり承認手順が適用されます。
 - i. 最終的な立替払金の誠実な見積もりについて、見積もり承認を取得することができます。承認金額を過剰に見積もらないようにしてください。承認リクエストが必要となる見積もり金額についてカード会員に通知し、承認リクエストを開始する前に、見積もり金額に対するカード会員の同意を得なければなりません。
 - ii. 見積もり承認額は 0 ドルより大きくななければなりません。
 - iii. 見積もり承認の金額は最終的なものではなく、変更される可能性があることをカード会員に通知する必要があります。
 - iv. 旅行業（例、宿泊施設、クルーズライン及びレンタカー）については、予約またはチェックイン時に、1 日あたりの料金及び滞在を予定している日数に税金とその時点で知りえた他の附属費用を加算した額に基づいて、立替払金の見積額を決定します。加盟店は生じうる損傷または盗難についての額を見積もり承認に含めてはなりません。加盟店は旅行期間中に、隨時（少なくとも 1 日 1 回以上）承認を得て、決済請求を行うことができます。

- v. 4か月を超える期間のレンタカーの場合、加盟店は複数月のレンタル期間の各レンタル月の額を当該レンタル月の直前に承認を取得するものとします。加盟店は複数月のレンタルプログラムが適用法を遵守していることを表明し、この記載をもって保証するものとします。
- vi. 業種にかかわらず、立替払金額が判明次第、かかる立替払金の決済請求をしなければなりません。加盟店は、立替払金が承認を取得した額を超過した分についてカード会員の同意を取得しなければなりません。
- vii. 加盟店は、承認メッセージに見積もり承認のインジケータを表示することで、承認額が見積もり承認額であることを示す必要があります。見積もり承認メッセージの詳細については、「グローバルクレジット承認ガイド」を参照してください。

3.3.2 見積もり立替払金額

- a. 加盟店が表 3-1: 見積もり立替払金額に記載されている見積もり立替払金の差分の対象となる業種に属していると当社が分類またはその他の方法で判断する場合、承認は、表に記載されている対応する見積もり立替払金の差分率の範囲内にある立替払金額に対して有効です。
- b. 見積もり立替払金額が表 3-1: 見積もり立替払金額に記載された範囲内にある場合、それ以上の承認は必要ありません。
- c. 下記の見積もり立替払金率は、一部承認がなされた承認には適用されません。
- d. EEA や英国における取引には、見積もり立替払金差分率が適用されない場合があります。

表 3-1: 見積もり立替払金額

業種	MCC	見積もり立替払金の差分 +/-	承認の有効性
食堂、レストラン	5812	30% ²	7 日間
バー・居酒屋	5813	30% ²	7 日間
日用品店 (CNP)	5411	15% ¹	7 日間
小売店 (CNP)	すべての MCC	15% ¹	7 日間
タクシー及びリムジン	4121	20%	7 日間
自動車レンタル	7512	15%	レンタル期間
宿泊施設	7011	15%	滞在期間
モーターホーム及び RV レンタル	7519	15%	7 日間
蒸気船及びクルーズ船	4411	15%	クルーズ期間
トラックレンタル	7513	15%	7 日間
ファストフードレストラン	5814	30% ²	7 日間
美容室及び理容室	7230	20%	7 日間
ヘルス＆ビューティ・スパ	7298	20%	7 日間

¹ 小売店と日用品についての 15% の見積もり立替払金の差分はカード非提示取引にのみ適用されます。

² レストラン、ファストフード及びバー・居酒屋でのデビット及びプリペイド取引の見積もり立替払金の差分は 20% です。

3.3.3 増分承認

- a. 増分承認では、加盟店は既に承認された承認の増額をリクエストすることができます。加盟店は、以下の条件を満たす場合、増分承認リクエストを提出することができます：
 - i. 当初の承認リクエストが見積もり承認として提出され、見積もり承認インジケータが含まれていた
 - ii. 見積もり承認リクエストが承認された
 - iii. 立替払金が決済請求されていない
- b. 最終的な立替払金が、見積もり立替払金額（[表 3-1: 見積もり立替払金額](#)に記載された見積もり承認の差分を加えた額）を上回る場合、加盟店は、前回の承認額を上回る額の増分リクエストを提出することができます。
- c. また、加盟店が増分承認を行う場合、以下が適用されます：
 - i. 増分承認時にカード会員がいない場合、追加情報について [2.5.3 節「クレデンシャル・オン・ファイル」](#) および [2.5.4 節「加盟店開始取引」](#) を参照してください。
 - ii. 増分承認リクエストが拒否されるか、または承認されない場合、当初の見積もり承認は、承認の有効期間中、引き続き有効です。
 - iii. 最初の見積もり承認から、当社の技術仕様で要求されるデータ要素（例えば、POS データコード）は、最終的な立替払金に適用されます。増分承認リクエスト時にカードがすでに手元にない場合、加盟店は、技術仕様書に従い、「カード・オン・ファイル」の立替払金として増分承認をリクエストする必要があります。
 - iv. 増分承認メッセージの追加情報については、技術仕様書（グローバルクレジット承認ガイドを含む）を参照してください。

3.3.4 承認の取り消し

- a. 承認期間内または承認有効期間内にアメリカン・エキスプレスに決済請求をしようとしない場合、加盟店は承認された立替払金の承認を取り消さなければなりません。[3.2 項「承認期間」](#) および [3.3.2 節「見積もり立替払金額」](#) の [表 3-1: 見積もり立替払金額](#) を参照してください。
- b. 最終的な立替払金額が、承認金額から [表 3-1: 見積もり立替払金額](#) に記載されている承認金額の見積もり立替払金の差分を差し引いた額を下回ると加盟店が判断した場合、最終的な立替払金と承認額の差額を取り消す必要があります。
- c. 前回承認された金額が決済請求されない、または決済請求される金額が前回承認された金額を下回ると判断した場合は、24 時間以内に承認の全部または一部を取り消さなければなりません。承認の取り消しメッセージに関する追加情報については、技術仕様書（グローバルクレジット承認ガイドを含む）を参照してください。
- d. 一つの立替払金に含まれる複数の承認リクエストは、一度の承認取り消しで取り消すことができます。これは、取り消すリクエストとそれ以前のすべての承認リクエストに同じオリジナルトランザクション識別子が含まれている場合に限ります。例えば、\$100 の見積もり承認と \$50 の増分承認は、\$150 の 1 回の承認の取り消しで取り消すことができます。
- e. 取り消された立替払金は、決済請求されないものとします。

3.3.5 一部承認

- a. 一部承認は、クレジットカード、プリペイドカードとデビットカードのオプション機能で、加盟店は要求された購入金額未満の承認を得ることができます。発行者は、カード会員が要求された購入金額全額をカバーするのに十分な資金を持っていない場合、部分的な金額の承認を承認することができます。その場合、カード会員は、他の方法で購入の未払い分を支払うことができます。
- b. 一部の取引では、一部承認が利用できない場合があります。
- c. 一部承認は、以下の取引タイプには対応していません：
 - i. 国境をまたぐ取引（加盟店の通貨と発行者の通貨が異なる取引）
 - ii. 登録型決済

3.3.6 取消承認

- a. 取消承認とは、ある地域で加盟店が発行者に返金専用の承認請求メッセージを送信できる機能です。
- b. 取消承認により、発行者は保留中の取消をカード会員に表示することができ、これにより返金の際のカード会員の体験向上につながります。
- c. 取消承認により、発行者は返金または取消取引を元の購入取引と照合することができます。これは、特定の地理的地域で要求されます。
- d. プロセッサーまたは端末機の設置者に確認するか、技術仕様書を参照して、取消承認が利用できるか、および加盟店の地理的地域で要求されているかどうかを確認してください。

3.4 要承認基準額

- a. 指定店舗に要承認基準額を割り当てていない限り、額にかかわらずすべての立替払金については要承認基準額ゼロを維持しています。指定店舗において同一日における同一のカード会員による1回または複数の立替払金がこの要承認基準額またはそれ以上になる場合は、指定店舗は、承認を取得しなければなりません。

3.5 想定される承認に対する回答

- a. 承認の請求に対する回答は発行者により発せられ当社から加盟店に送信されます。加盟店からの承認請求に対し発せられる最も典型的な回答は以下のとおりです。実際の表現は異なるかもしれませんため、加盟店の機器にどのように承認の回答が表示されるかを加盟店のプロセッサー、端末機の設置者に確認してください。

表 3-2: 承認の回答

承認の回答	何を意味するか
承認	立替払金または取消が承認されました。
一部承認（クレジットカード、プリペイドカードとデビットカードのみ）	立替払金が承認されました。承認は請求された元の価値より少ない額についてのものです。立替払金は承認された額についてのみ決済請求しなければなりません。カード会員が支払うべき残りの資金を別の支払い方法を通して回収してください。 複合取引登録の場合、加盟店はクレジットカード、プリペイドカードおよびデビットカードによる支払と他の支払い手段または支払い方法と統合することについて加盟店のポリシーに従って行うことができます。
拒否またはカード受付不可	立替払金が承認されませんでした。物品またはサービスの提供、立替払金の決済請求をしないでください。 カード会員に直ちにカードが拒否されたことを伝えてください。カード会員が質問や心配事がある場合、カードの裏にあるカスタマーサービスの電話番号にかけるように勧めてください。拒否された理由は絶対に話さないでください。 拒否を受け取ったあとに決済請求をした場合、当社は立替払金を拒絶するか、または加盟店が返還請求権の行使の対象となります。 取消が承認されませんでした。カード会員に直ちに取消が拒否されたことを伝えてください。指定店舗の返金ポリシーを適用することができます。

表 3-2: 承認の回答（続き）

承認の回答	何を意味するか
回収	カードを回収しなければならないことを示す発行者の店頭の回答を受け取る場合があります。この回答を受け取ったときには、加盟店の内部ポリシーに従ってください。絶対に加盟店と従業員を安全でない状況に置かないようしてください。加盟店の内部ポリシーがそう指示する場合、承認課に連絡を取って回収作業を開始することができます。

3.6 承認の取得

- 加盟店はすべての承認請求が [技術仕様（1.4 項「当社仕様の遵守」）](#) に準拠していることを確認しなければなりません。承認請求が技術仕様に準拠していない場合、承認は却下されるか、承認コードが取得されていないものについては当社は決済請求を拒絶または返還請求権を行使する場合があります。
- カードを読み取ることができず、承認を得るために立替払金をキー入力する必要な場合、加盟店はキー入力立替払金の要件に従わなければなりません。
- 承認を取得するために電子的 POS システムを使用している場合、承認は売上精算票に自動的に印字されなければなりません。
- POS システムの問題、システム停止または電子的立替払の途絶により承認を取得できない場合、加盟店は以下のとおり電話による承認を取得しなければなりません。
 - 承認課に架電し、以下を提供します。カードアカウントまたはトークン、加盟店番号、立替払金額。状況によって有効期限や CID 番号など追加の情報を求められる場合があります。
 - 回答が提供されます。承認請求が認められた場合、決済請求の承認コードを読み取り、POS システムに承認コードを入力してください。
 - この種類の立替払金を完了するための指示については、端末の設置者、プロセッサまたはアメリカン・エキスプレスと直接接続がある場合はアメリカン・エキスプレスの担当者に連絡してください。
 - 承認を電子的に取得できないことが当社の承認システムの利用不可または稼働不能によるものでない限り、当社は電話による承認の請求について各立替払金に手数料を請求する場合があります。

インド：電話による承認および条項 [3.6.d](#) に記載されている手続きは、インドでは適用されません。

- 当社は、加盟店が、加盟店の POS システムが承認のために当社のシステムに接続できない接続障害が発生した場合に限り、自己責任において承認なしで取引を決済請求できることを認めます。加盟店が承認を取得していない立替払金については、当社が妥当な理由を有する場合には、その立替払金を拒否することができ、また、返還請求、相殺、加盟店に対する支払額から留保するなど、本契約に基づく当社の権利を行使することができます。

3.7 カード識別（CID）番号

- カード識別（CID）番号は承認プロセスの一部としてカード会員の検証にもう一段階提供します。CID 番号はカードに印字されています。
- 承認中に立替払をしようとしている人が提供した CID 番号がカードに印字された CID 番号と一致しないという回答を受け取った場合、加盟店の内部方針に従ってください。
- 注：**CID 番号はいかなる目的のためにも保存してはなりません。リアルタイムでの立替払金のみのために利用できます。[DSOP および保護基準の概要](#)を参照。

決済請求

- 4.1 立替払金及び取消の決済請求
- 4.2 立替払金の決済請求
- 4.3 取消の決済請求
- 4.4 立替払金及び取消の決済請求 – 伝送
- 4.5 立替払金及び取消の決済請求 – 紙伝票
- 4.6 支払いの誤謬及び調整



4.1 立替払金及び取消の決済請求

- a. 指定店舗は、アメリカン・エキスプレスが書面で合意した場合または適用される法律により求められる場合を除き、伝送または紙伝票により、現地通貨建で、またはアメリカン・エキスプレス多通貨決済プラットフォームでの処理をアメリカン・エキスプレスが承認した指定店舗の場合は本契約に従って、取引の決済請求をしなければなりません。全ての立替払金及び取消について、加盟店は立替払金または取消が処理された指定店舗の指定店舗番号で決済請求をしなければなりません。現地通貨ごとに固有の指定店舗番号を使用しなければなりません。本契約に従い、アメリカン・エキスプレスによる全ての通貨の換算はアメリカン・エキスプレスが取引を処理する日付またはアメリカン・エキスプレスが通知するその他の日付で行われます。適用される法律により特定の換算率が求められる場合を除いて、アメリカン・エキスプレスは、アメリカン・エキスプレスが慣行に従い業界より選択した銀行間利率に基づく処理日の前の日の換算率を使用します。
- b. 本契約の発効日後、指定店舗が仕様に記載のない通貨での顧客による購入または支払いを認めることを希望し、アメリカン・エキスプレス多通貨決済プラットフォームで処理できる通貨としてそれまでにアメリカン・エキスプレスと合意されていなかった場合、加盟店は直ちにアメリカン・エキスプレスに書面で通知しなければなりません。当該通貨での立替払金の決済請求について同意したアメリカン・エキスプレスからの書面の通知の後、加盟店は当該通貨での立替払金の決済請求をすることができます。アメリカン・エキスプレスが仕様に記載のない通貨での立替払金の決済請求に同意しない場合、加盟店は当該通貨での立替払金の決済請求をしてはなりません。
- c. すべての場合において、取引の決済請求と支払いは、適用法、地域的な不安定さなどの事象、または両当事者の支払い業務を阻害する予測しえないその他の事象が発生した場合、直ちに見直しと改定に付されます。
- d. 取引（立替払金及び取消を含む）は、当社の該当場所での立替払金及び取消の処理締め切り時間までに当社において処理が完了した場合、当該処理日に受理されたとみなされます。

4.2 立替払金の決済請求

- a. 加盟店は取引が発生した日から 7 日以内に全ての立替払金の決済請求をしなければなりません。ただし、カード会員への物品の出荷またはサービスの提供まで立替払金の決済請求を待たなければならず、その後立替払金の決済請求をするため 7 日間の期間があります。立替払金は、前段の適用上、カード会員がカードで購入した物品またはサービスの支払いに同意した日に「発生した」ものとみなされます。
- b. 後送品立替払金及び前払い立替払金の手付部分は物品の出荷またはサービスの提供前に決済請求を行うことができます。[2.5.6 節「後送品」](#) 及び [2.5.1 節「前払い」](#) を参照してください。
- c. 加盟店が EEA または UK に所在している場合、加盟店はカード会員が取引に同意したとき完全な額が定まっていないときには立替払金の決済請求を行ってはなりません。加盟店がかかる決済請求を行った場合で、かつカードが EEA または UK 内で発行されている場合は、当社の返還請求権を損なうことなく、当社は立替払金の決済請求の日から 120 日の期間立替払金全額について、その後も立替払金の紛議のある部分（全額に満つる額までを含む）について、返還請求権を有します。カード会員が調整された立替払金の額に同意する場合、それに応じて当社は返還請求権を行使することができます。カード会員は、例えば、加盟店が [2.3 項「対面販売立替払金」](#) で定められている対面販売立替払金の手順に従っている際にカード会員の署名を除く有効なCVMにより同意を与えることができます。

4.3 取消の決済請求

- a. 加盟店は全ての取消について取消伝票を作成しなければならず、取消が決定した 7 日以内に当社に対して取消の決済請求をしなければなりません。加盟店は、該当する立替払金が存在しない場合、取消を発行してはなりません。加盟店は、加盟店サービス料を含めない該当する立替払金の金額のみについて取消の決済請求を行うものとします。当社は、加盟店への支払額から取消分の全額を控除します（または、自動引き落としが可能な場合、加盟店の銀行から引き落とします）。しかし、それができない場合、加盟店は当社からの通知を受領次第、直ちに当社への支払を行わなければなりません。取消を発行した場合、当社は該当する立替払金に事前に適用された加盟店手数料または他の手数料や金額について払戻をせず、取消を処理するための手数料を請求する場合があります。元の立替払金の決済請求がされた通貨建で取消を発行しなければなりません。

- b. すでにカード会員が使用できなくなったプリペイドカード、または、加盟店の払戻ポリシーに従って元の購入を行ったカード会員以外の人が贈り物を返品するための取消でない限り、元の購入に使用されたカード番号に取消を発行しなければなりません。
- c. 適用法で求められていない限り、カード会員がカードで購入した物品またはサービスについて現金による払い戻しを行ってはなりません。加盟店は購入時に、そして適用法に従って、カード会員に払戻ポリシーを開示しなければなりません。

4.4 立替払金及び取消の決済請求 - 伝送

- a. 加盟店が電子的 POS システムを所持している場合、立替払金及び取消の決済請求は通信リンクを使用して電子的に決済請求（伝送）をしなければなりません。伝送は仕様に適合していなければなりません。当社は適合していない伝送または立替払金データを受け付けません。当社からの書面の通知から 30 日以内に伝送の追加、省略または再フォーマットした情報を付さなければなりません。立替払金データを電子的に送信した場合も、加盟店は売上精算票及び取消精算票を完成させ保持しなければなりません。
- b. その他の支払い手段のために IC カード取扱いの POS システムを更新する場合、加盟店は IC カード取扱いを可能にするために当社が提供する仕様の遵守に同意することになります。
- c. 加盟店は、加盟店の POS システムが、当社から通知された準拠日に従い、当社から要求された関連規則及び認証要件（以下を含むが、これらに限りません）を満たすことを確認しなければなりません。
 - POS システムが AEIPS (American Express ICCC Payment Specifications) に準拠していること。
 - 非接触リーダのある POS システムは、American Express Expresspay の仕様に準拠していること。
- d. アメリカン・エキスプレスは書面、または加盟店仕様ウェブサイト (www.americanexpress.com/merchantspecs) (その後継サイトを含む) を通じて通知することを選択することができます。
- e. 前述にかかわらず、商取引上合理的で加盟店の他の契約により禁止されていない場合、加盟店は、カード承認、決済請求及び POS システム機器またはシステムを当社の承認及び立替払金データの決済請求用のシステムと直接通信するよう設定する上で当社と協働します。

4.5 立替払金及び取消の決済請求 - 紙伝票

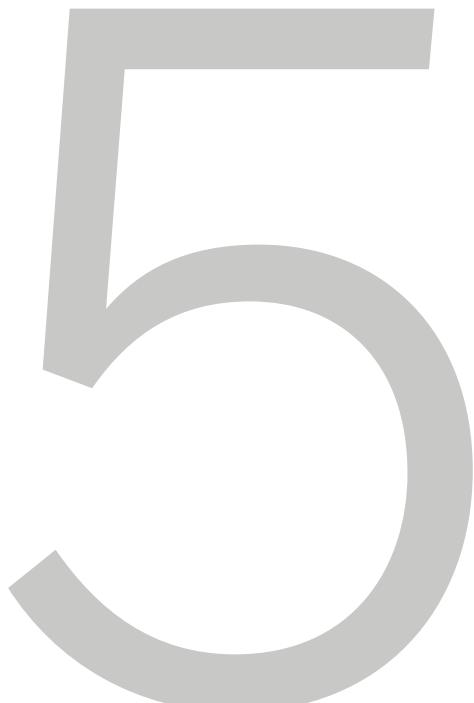
- a. 特別な事情により加盟店が立替払金及び取消の決済請求を紙伝票で行うことが求められる場合、加盟店は当社の指示に従い立替払金及び取消の決済請求を行います。当社は紙伝票による決済請求に同意する義務はなく、紙伝票でなされた立替払金及び取消の決済請求に対して手数料を請求する権利を有します。かかる手数料は事前に加盟店に通知されます。

4.6 支払いの誤謬及び調整

- a. 当社が加盟店に誤って支払いを行ったと判断した場合、またはアメリカン・エキスプレスによる立替払金の照合に誤謬（例えば、不正確な計算、他社伝票の算入、無効なカードアカウントの算入等）があり、金銭がアメリカン・エキスプレスに支払われる必要があると判断した場合、当社は、当社の裁量により、誤った当該金額を加盟店または関連する指定店舗に返還請求する権利を行使することができます。加盟店が、本契約に基づいて加盟店に支払われるべきではない支払いを当社から受け取った場合、加盟店は直ちに当社（当社の電話サービスセンターに電話する）及び加盟店のサービスプロバイダー（該当する場合）に通知し、当該支払いを速やかに当社に返却しなければなりません。当社が通知を受けたか否かにかかわらず、当社は、当該金額を完全に回収するまで、加盟店への将来の支払いを留保または差し引き、または加盟店の銀行口座から引き落とす権利を有します。
- b. 加盟店または加盟店の指定店舗は、加盟店手数料、または取引もしくは返還請求に係る支払またはその他の手数料について、何らか誤謬または処理漏れがあった場合、当該誤謬または処理漏れが含まれる明細書の日付から 90 日以内にアメリカン・エキスプレスに書面で通知しなければなりません。加盟店が要求期間内にかかる通知を行わない場合、アメリカン・エキスプレスは、当社に支払われるべき金額を除き、加盟店が当該金額に関する書面上の金額を完全かつ正しいとみなしたものとします。当社は、本契約に基づき、加盟店以外のいかなる者に対しても支払い義務を負いません。本条項 [4.6.b](#) は、オーストラリアやニュージーランドに所在する加盟店には適用されません。
- c. 本節に記載された調整は、該当する場合、関連する立替払金の決済請求がなされた、または支払いが行われた通貨建で計算され、本契約の手続に従って該当する換算が行われるものとします。

返還請求及び問い合わせ

- 5.1 はじめに
- 5.2 取引の流れ
- 5.3 紛議のある取引に関する権利
- 5.4 紛議のある取引の流れ
- 5.5 返還請求及び問い合わせの回答期間
- 5.6 返還請求の理由
- 5.7 説得力のある証拠
- 5.8 問い合わせの種類
- 5.9 返還請求および問い合わせの監視
- 5.10 返還請求する方法
- 5.11 不正全額償還プログラム
- 5.12 返還請求及び問い合わせを受ける方法
- 5.13 回答方法



5.1 はじめに

- a. 本章は、アメリカン・エキスプレスが返還請求及び問い合わせを処理する方法について説明します。
- b. 本章には以下の重要なポイントが含まれます：
 - アメリカン・エキスプレスの紛議のある取引の処理に関する説明、
 - 紛議のある取引を扱う方法の確認、
 - 様々な問い合わせの種類及び推奨される裏付け資料の例、
 - アメリカン・エキスプレスの返還請求ポリシーの概要、及び
 - 問い合わせや返還請求を防ぎ、不正を防止するためのヒント。

5.2 取引の流れ

- a. 様々な理由で取引の紛議が起こることがあります。一般的に、紛議のある取引の多くは以下から生じます：
 - カード会員が購入時に何らかの不満を感じた場合（例えば、商品の未受領、取引の重複請求、不正確な請求金額）、
 - 認識していない取引についてカード会員が追加情報を要求する場合、
 - カード会員が未受領の物品またはサービスについての請求を受けた場合、または
 - 不正取引またはその疑い。
- b. カード会員が取引について紛議を提起する場合、アメリカン・エキスプレスは事案の取り扱いを開始します。発行者またはネットワークが紛議を開始する場合も、当社は事案の取り扱いを開始します。事案の取り扱いが開始された場合、当社は直ちに加盟店に対する返還請求を開始するか、問い合わせを送信します。
- c. 加盟店は、カードを取り扱う条件として、取引に対して紛議を申し立てる権利を放棄するようカード会員に提案または要求してはなりません。

5.3 紛議のある取引に関する権利

- a. 紛議のある取引について、当社が他に示さない限り、以下のとおりとします。
 - i. 当社は、返還請求を実行する前に加盟店に問い合わせを行うことがあります。
 - ii. カード会員に有利な紛議のある取引を解決するための十分な情報があると当社が判断する場合、当社は返還請求権を行使します。または、
 - iii. 不正全額償還プログラムの対象となる立替払金について、当社は返還請求権を有し、加盟店は返還請求権を行使する当社の決定の取り消しを要求する権利を有しません（[5.11 項「不正全額償還プログラム」](#)）。
- b. 当社は以下の場合返還請求権を有します。
 - i. 本章に記載されているとおりカード会員が紛議のある取引を申し立てる場合、あるいは適用法もしく契約上支払いを留保する権利を有する場合。
 - ii. 取引に関連する不正取引またはその疑いがある場合。
 - iii. 当社が取引の支払いを行った際に、加盟店の非遵守を当社が認識していたとしても、また、加盟店が当該取引について承認を得ていたとしても、加盟店が本契約を遵守しない場合（取引の決済請求における不完全または不正確な取引データの送信を含む）。または
 - iv. 本契約の他の部分で規定されている場合。
- c. 紛議のある取引の解決に関する判断は、すべて当社の独自の裁量によります。
- d. 当社は、最初に提出された裏付け資料を確認した後、カード会員から新たな情報または追加の情報が提供された場合には、以前の紛議のある取引を再調査することがあります。このような場合、加盟店は取引の有効性を裏付ける追加情報の提供を求められることがあります。
- e. カード会員に有利な解決がなされた後に、紛議のある取引を再び決済請求してはなりません。当社は、再請求された紛議のある立替払金をすべて返還請求します。

- f. 加盟店のサービスプロバイダーが加盟店に代わって紛議のある取引の受領と管理を行うプロセスを加盟店が確立した場合、加盟店は、当社と締結した契約に定められた紛議解決期限内に当社に返答することを含め、加盟店のサービスプロバイダーが加盟店に対する責任を履行しないことについて、当社が責任を負わないことに同意するものとします。

5.4 紛議のある取引の流れ

- a. 以下に紛議のある立替払金の流れを説明します：

表 5-1: 紛議のある取引の流れ

事案の取り扱いを開始する	<p>当社は、加盟店、カード会員、発行者、またはネットワークから提供された情報に基づいて、以下のいずれかの措置をとすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は返還請求、または、加盟店からのさらなる情報提供なしに紛議のある取引を解決できない場合は問い合わせを送信することができます。 当社は、紛議のある取引を加盟店に有利に解決し、それ以上の措置をとらないか（当社が以前に返還請求を行使していない場合）、以前の返還請求を取り消すことができます。 <p>これらの措置は、不正全額償還プログラムの手続に影響を与えるものではありません（5.11 項「不正全額償還プログラム」を参照してください）。</p>
加盟店が返還請求または問い合わせを受け取る	<p>アメリカン・エキスプレスは、まず当社が入手可能な情報を用いて紛議のある取引の解決を試みます。しかし、紛議のある取引を解決できない場合は返還請求を、または、加盟店からのさらなる情報提供なしに紛議のある取引を解決できない場合は問い合わせを送信します。</p> <p>当社が加盟店に送信する返還請求または問い合わせには、当該取引に関する情報、当該取引を裏付けるために加盟店が当社に送らなければならない必要書類、及び回答するための期限が記載されています。</p> <p>詳細は以下の項を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.5 項「返還請求及び問い合わせの回答期間」 5.6 項「返還請求の理由」 5.8 項「問い合わせの種類」 5.12 項「返還請求及び問い合わせを受ける方法」
加盟店が回答する	<p>以下により返還請求または問い合わせに回答できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の有効性を裏付ける必要書類を提供する。 返還請求が無効であり、不適切な返還請求コードが使用されていることを通知し、具体的な詳細および裏付けとなる証拠を含む書類を提出する。 加盟店アカウントに返還請求を承認する。 カードアカウントに取消を発行する、または カードアカウントに部分的な取消を発行し、取引の残りを裏付ける資料と部分的な取消のみを提供する理由をアメリカン・エキスプレスに提出する。 <p>返還請求や問い合わせに対応する際の手順については、5.13 項「回答方法」を参照してください。</p> <p>注：加盟店が当社の問い合わせに回答しない場合、当社は加盟店の加盟店アカウントから「回答なし」による返還請求を行います（5.6 項「返還請求の理由」を参照してください）。</p>
アメリカン・エキスプレスがレビューする	<p>アメリカン・エキスプレスは、加盟店の回答を検討し、紛議のある取引に関する必要かつ要求されたすべての情報が含まれていることを確認します。必要な情報を受け取った後、当社は返還請求を処理するか、取り消すか、維持するかを決定します。</p>

表 5-1: 紛議のある取引の流れ（続き）

紛議のある立替払金が解決される	<p>紛議のある取引が解決された場合、以下のいずれかが発生します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、加盟店から提供された裏付け資料を考慮した上で、解決をカード会員及び発行者に通知します。 ・ 当社は、返還請求の通知を行い、加盟店の銀行口座から引き落とします。詳細は、5.10 項「返還請求する方法」を参照してください。 <p>当社は、通常、紛議が提起された時点からカード会員の請求サイクル 2 回以内に、または適用法により求められているとおり、紛議のある取引を解決します。当社から送付する書類には、より正確な期間が記載されている場合があります。</p>
-----------------	---

5.5 返還請求及び問い合わせの回答期間

- a. 加盟店は当社の返還請求及び問い合わせに 20 日以内に書面で回答しなければなりません。
- b. [項 5.5a 項](#)にかかわらず、加盟店がアルゼンチンに所在し、紛議のある取引がアルゼンチンで発行されたカードに関するものである場合、加盟店は 5 日以内に回答しなければなりません。
- c. [項 5.5a 項](#)にかかわらず、加盟店がインドに所在し、紛議のある取引がインドで発行されたカードに関するものである場合、加盟店は 10 日以内に回答しなければなりません。
- d. [項 5.5a 項](#)にかかわらず、紛議のある取引が EEA または UK 内で発行されたカードに関して、取引にカード会員が同意した際、取引の完全な額についてカード会員が知らされていなかったとの主張が関係する場合、当社は、加盟店に書面による回答を求めた日から 5 日以内に回答期限を短縮する権利を留保します。

5.6 返還請求の理由

- a. 加盟店への返還請求を処理する際、当社は返還請求に関する情報を提供します。各返還請求の理由について、以下の表の情報が含まれます。
 - 説明 - 返還請求の理由の概説。
 - 返還請求と共に提供された情報 - 返還請求を裏付けるためにカード会員または発行者（または両方）から提供された情報の種類（返還請求の前に問い合わせがあった場合、返還請求の際に書類が提出されないことがあります）。
 - 返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け - 返還請求の取り消しを求める場合の必要書類の基準。返還請求が無効であり、不適切な返還請求コードが使用された場合、具体的な詳細および裏付けとなる証拠を含む書類を提出しなければなりません。
- b. 以下の節の表は返還請求の理由及び各返還請求の理由に関連する情報を掲載しています。以下の凡例は国ごとに適用する返還請求コードの分類及びコード構成を説明します：

表 5-2: 返還請求の理由コード

分類	コード構成	国
国際標準化機構 (ISO)	4 桁の数字	米国またはカナダ以外のすべての国
米国 / カナダの返還請求の理由コード	1 つのアルファベットと 2 桁の数字	米国及びカナダ

5.6.1 承認

表 5-3: 無効な承認 (ISO 4521) / 承認金額を超える取引 (A01)

無効な承認 (ISO 4521) / 承認金額を超える取引 (A01)	
説明	承認された金額が、加盟店が決済請求した取引より少ない額です。 一部例外があり、業種による分類については 3.3 項「変動承認」 を参照してください。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 例外が適用される場合を除き、本契約に基づく取引の全額について有効な承認が得られたことの証明、または紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-4: 無効な承認 (ISO 4521) / 有効な承認がない (A02)

無効な承認 (ISO 4521) / 有効な承認がない (A02)	
説明	加盟店が決済請求した取引は有効な承認を受けていない。承認が拒否されたかカードの有効期限が切れていきました。 一部例外があり、業種による分類については 3.3 項「変動承認」 を参照してください。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 本契約に基づいて有効な承認が得られたことの証明、または紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明 交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引の場合、以下のことの証明。 <ul style="list-style-type: none"> 返還請求保護基準値を超えない金額で対応する合算立替払金の決済請求をする前に、承認期間内にアカウントステータスチェックまたは承認が得られたこと、または 返還請求保護基準値または承認期間を超える合算取引について承認が得られたこと、または アカウントステータスチェックまたは承認が拒否された場合、取引額が承認拒否保護基準値以下であったこと。 「有効期限が切れた、またはまだ有効ではないカード」については、以下の裏付けも受理可能です。 カードの有効期限が切れる前またはカードの有効期限内に発生した取引であることの証明

表 5-5: 無効な承認 (ISO 4521) / 承認の有効期限切れ (A08)

無効な承認 (ISO 4521) / 承認の有効期限切れ (A08)	
説明	承認の有効期限が切れた後に取引が決済請求されました。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 本契約に基づいて有効な承認が得られたことの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.6.2 カード会員の紛議

表 5-6: 取消の未処理 (ISO 4513 / C02)

取消の未処理 (ISO 4513 / C02)	
説明	加盟店がカードに適用するはずだった取消（または部分的な取消）を当社で受け取っていません。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、または 取消伝票のコピーまたは加盟店がカード会員に取消を提供するはずだったことを示す詳細。
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 取消（または部分的な取消）が発生していない場合は、取消が発生していない理由を書面で説明し、それを裏付ける適切な書類を提出すること 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 加盟店が取消取引に対する承認を試み拒否されたことの発行会社の確認と合わせて、加盟店がカード会員に対し代替手段で返金した証明。

表 5-7: 取消の未処理 (ISO 4513) / 返品または拒否された物品 / サービス (C04)

取消の未処理 (ISO 4513) / 返品または拒否された物品 / サービス (C04)	
説明	物品またはサービスが返品または拒否されたにもかかわらず、カード会員は取消を受けませんでした。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び 返品の場合：返品の詳細（例えば、返品の日付、配送書類等）、または 拒否の場合：拒否の日付及び拒否の方法。

表 5-7: 取消の未処理 (ISO 4513) / 返品または拒否された物品 / サービス (C04) (続き)

取消の未処理 (ISO 4513) / 返品または拒否された物品 / サービス (C04)	
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 返品された場合 : 加盟店の返品ポリシーのコピー、カード会員への開示手順の説明、及びカード会員が返品ポリシーに従わなかった、または物品を加盟店の事業所に返品しなかったことを説明する詳細、または カード会員がポリシーに従わなかったことを説明する詳細が記載された購入条件を示す売上精算票のコピー、または 物品 / サービスが拒否された場合 : 物品 / サービスを受領したことを証明するもの (例えば、物品が配送された場合は署名入りの納品書、インターネットでサービスが提供された場合はサービスの利用を示すスクリーン印刷)、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 加盟店が取消取引に対する承認を試み拒否されたことの発行会社の確認と合わせて、加盟店がカード会員に対し代替手段で返金した証明。

表 5-8: 取消の未処理 (ISO 4513) / 取り消された物品 / サービス (C05)

取消の未処理 (ISO 4513) / 取り消された物品 / サービス (C05)	
説明	カード会員は、注文した物品 / サービスがキャンセルされたと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び キャンセルの詳細 (例えば、キャンセル番号、キャンセルの日付、電子メールでの通知、キャンセルを依頼する書面、キャンセル依頼を受けたことの確認)
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店のキャンセルポリシーのコピー、カード会員への開示手順の説明、及びカード会員がキャンセルポリシーに従わなかったことを説明する詳細、または 購入条件を示す売上精算票のコピー及びカード会員がポリシーに従わなかったことを説明する詳細、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 加盟店が取消取引に対する承認を試み拒否されたことの発行会社の確認と合わせて、加盟店がカード会員に対し代替手段で返金した証明。

表 5-9: 取消の未処理 (ISO 4513) / 保証付き予約 (C18)

取消の未処理 (ISO 4513) / 保証付き予約 (C18)	
説明	カード会員が予約をキャンセルしたにもかかわらず、保証付き予約取引が請求されたと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び キャンセルの詳細（例えば、キャンセル番号、キャンセルの日付、電子メールでの通知、キャンセルを依頼する書面、キャンセル依頼を受けたことの確認）
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 保証付き予約の有効性を裏付ける書類、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 加盟店が取消取引に対する承認を試み拒否されたことの発行会社の確認と合わせて、加盟店がカード会員に対し代替手段で返金した証明。

表 5-10: 未受領または一部のみ受領された物品 / サービス (ISO 4554 / C08)

未受領または一部のみ受領された物品 / サービス (ISO 4554 / C08)	
説明	カード会員は、物品 / サービスを受け取っていない（または一部しか受け取っていない）と主張しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び カード会員が購入した物品 / サービスの書面による説明、または 部分的に受け取った物品を返品した、または返品しようとしたことを示す書類（例えば、集荷 / 配達確認書）
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 物品またはサービスの全体をカード会員またはカード会員の正式な代理人が受け取ったことを証明するもの、または 物品またはサービスがカード会員の指定した住所に配送されたことを証明するもの、または カード会員がサービスを受けたこと、及びサービスが使用／提供された日付を示す、カード会員が書面で承認した作業命令の完了書、または サービスがキャンセルされた、または物品が加盟店に返品されたというカード会員の主張を否定する証拠、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 分割決済取引及び請求書支払サービス業者取引に、加盟店とカード会員で合意した利用規約及びカード会員がどのように利用規約を遵守しなかったかの説明を提供すること、または 5.7.1 節「未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠 (ISO 4554/C08)」で規定されている説得力ある証拠

表 5-11: 他の手段で支払われた (ISO 4515 / C14)

他の手段で支払われた (ISO 4515 / C14)	
説明	カード会員は、他の方法での支払い証明書を当社に提出しました。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び カード会員が他の支払方法で支払ったことを説明する書類または書面による説明
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カード会員の他の支払方法が紛議のある取引に関連していないことを示す書類、または 紛議のある取引に対する有効な支払手段としてカードを使用することに、カード会員が同意したことを証明するもの、または 他の支払方法が有効でないこと、または加盟店が同じ物品またはサービスに対して第三者から支払いを受けていないことを証明または説明すること、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-12: キャンセルされた登録型決済 (ISO 4544 / C28)

キャンセルされた登録型決済 (ISO 4544 / C28)	
説明	カード会員は、物品またはサービスの登録型決済取引をキャンセルした、またはキャンセルしようとしたと主張しています。今後、この登録型決済取引をすべて中止してください。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び キャンセルまたはキャンセルしようとした場合の詳細（例えば、キャンセル番号、キャンセルの日付、電子メールでの通知、キャンセルを依頼する書面、キャンセル依頼を受けたことの確認）
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カード会員がキャンセルしておらず、サービスの利用や物品の受け取りを継続していることを証明するもの、および加盟店の返品ポリシーのコピー、カード会員への開示手順の説明、及びカード会員が返品ポリシーに従わなかつたことを説明する詳細 特別提供価格に関する取引については、加盟店が 2.5.5.1節「特別提供価格」 に定める要件を満たしていることを証明するもの、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-13: 物品 / サービスが説明通りでない (ISO 4553 / C31)

物品 / サービスが説明通りでない (ISO 4553 / C31)	
説明	カード会員は、取引の請求時に提供された書面の説明とは異なる物品 / サービスを受け取ったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び 受け取った物品 / サービスが取引の請求時に提供された書面の説明と異なるというカード会員の主張に関する説明、及び 物品の場合：カード会員が物品の返品を試みたことの書面による説明

表 5-13: 物品 / サービスが説明通りでない (ISO 4553 / C31) (続き)

物品 / サービスが説明通りでない (ISO 4553 / C31)	
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 書面に記載された内容が受け取った物品 / サービスと異なるというカード会員の主張を否定する証拠、または カード会員が提供された物品 / サービスの受領に同意したことを証明するもの、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 物品及びサービスが購入時の説明と一致していることを証明するもの（例えば、写真、電子メール）、または 分割決済取引及び請求書支払サービス業者取引について、加盟店とカード会員で合意した利用規約及びカード会員がどのように利用規約を遵守しなかったかの説明を提供すること。 <p>カード会員が購入した物品またはサービスで、破損または欠陥のある状態で受け取ったものについては、加盟店は以下の項目のうち1つ以上を提供しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 破損や欠陥のある物品を修理または交換したり、代替サービスを提供するために、加盟店が試みたことを提示する 返品された場合は、カード会員が加盟店の明確に文書化されたキャンセル、返品ポリシー、または適用法や規程に従わなかったことを明記する カード会員が物品やサービスを「現状のまま」受け取ることに同意したことを提示する

表 5-14: 破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32)

破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32)	
説明	カード会員は、破損または欠陥のある物品 / サービスを受け取ったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び 破損または欠陥のある物品 / サービスの説明、物品 / サービスの受領日、物品の損傷の程度またはサービスの欠陥の態様、及び 加盟店に通知された方法、またはカード会員が加盟店に問題を通知しようとした方法の詳細、及び 返品された場合：カード会員がどのように物品を返品したか、または返品しようとしたかの詳細。

表 5-14: 破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32) (続き)

破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32)	
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 物品 / サービスに破損や欠陥があったというカード会員の主張を否定する証拠 (ただし、物品の場合は、加盟店に返品されていないことが条件となる)、または 破損または欠陥のある物品を修理または交換したり、代替サービスを提供する試みがなされたことの証明、または カード会員が、明確に文書化されたキャンセル及び返品に関するポリシーまたは適用法に従わなかったことの証明 (ただし、物品の場合は、加盟店に返品されたことが条件となる)、または カード会員が配送された物品の受領に同意したことの証明、または 物品 / サービスが加盟店に返品されなかったことの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 分割決済取引及び請求書支払サービス業者取引について、加盟店とカード会員で合意した利用規約及びカード会員がどのように利用規約を遵守しなかったかの説明を提供すること。

表 5-15: 条件を満たしていない、あるいは根拠のない車両レンタルの取引 (ISO 4750) / 車両レンタル - 資産損害、盗難、または使用不能化 (M10)

条件を満たしていない、あるいは根拠のない車両レンタルの取引 (ISO 4750) / 車両レンタル - 資産損害、盗難、または使用不能化 (M10)	
説明	カード会員は、資産損害、盗難、または使用不能化について誤って請求されたと主張しています。 8.2.4 項「自動車」 を参照してください。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び 取引金額が見積金額を 15% 以上上回る場合、カード会員が合意した資産損害賠償の具体的な見積書のコピー カード会員が加盟店の衝突・紛失・盗難保険に加入していた場合 - カード会員がレンタカー加盟店の衝突・紛失・盗難保険を購入し、その料金の請求が行われたことを証明する書類 カード会員が車両の盗難または使用不能化について請求された場合 - 車両の盗難または使用不能化について請求されたことを証明する書類
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 決済請求された取引が、カード会員が書面で合意した資産損害額の具体的な見積もりに 15% を加算した額の範囲内であることを証明するもの。 加盟店の保険で補償されていたというカード会員の主張を否定する証拠 (例えば、カード会員が保険を放棄したことを証明するレンタル契約書、または資産損害についての支払いに十分ではない保険にカード会員が加入していたことを示す書類)。 取引が有効であるものの、盗難や使用不能化に対応していないことの証明。 カード会員が資産損害の賠償責任を負うことに書面で同意したことの証明。 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明。

表 5-16: 地域の規制 / 法的紛争 (ISO 4754)

地域の規制 / 法的紛争 (ISO 4754)	
説明	カード会員が発行者から払い戻しを受ける権利について法律が規定している場合があります。そのような場合、当社は当該取引に関連し返還請求権を有します。そのような法律が有効であり、カード会員が与えられた権利を主張するとき、発行者は、他の返還請求権が適用されず、当該取引が規定された要件を満たし、アクワイアラ及び発行者が共に適用法または規制により義務を負う場合、当該理由により払戻すことができます。
返還請求の際に提供される情報	取引のデータ及び適用法または規制
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 申し立てられた法律 / 規制が存在しない（例えば、廃止または期限切れ）こと、カード会員がその対象となっていないこと、またはアクワイアラにその義務を生じさせないことを証明する裏付け書類。 紛議中の取引を直接相殺する修正取引がすでに処理されていることの証明。

5.6.3 不正

表 5-17: エンボスの欠如 (ISO 4527 / F10)

エンボスの欠如 (ISO 4527 / F10)	
説明	カード会員は、磁気ストライプまたは IC カードデータを使用して処理されていないこの取引に関与していないと主張しています。 注：カード非提示取引、及びデジタルウォレット支払いには適用されません。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カード非提示取引であったことの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 取引レシートのエンボスを提供するまたは磁気ストライプの読み取りを示すことによる、カードが存在していたことの証明

表 5-18: 複数の ROC (ISO 4534 / F14)

複数の ROC (ISO 4534 / F14)	
説明	カード会員は、加盟店の指定店舗との 1 つの有効な取引に参加したと主張していますが、カード会員は、加盟店が決済請求した追加及び後続の取引に関与を否定しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 各取引についての取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 各取引が有効な取引であることの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-19: 有効な承認がない (ISO 4755) / カード会員の承認がない (F24)

有効な承認がない (ISO 4755) / カード会員の承認がない (F24)	
説明	<p>カード会員は、この取引に関与していないと主張しています。加盟店は取引の決済請求をしましたが、取引が承認されていなかったり、拒否されたり、期限切れの承認で決済請求されていました。</p> <p>注：より少ない金額で事前承認がされていた場合、返還請求の金額は承認された金額と決済請求された取引金額の差額に制限されます。</p> <p>見積もり取引の金額については、返還請求額は、承認された金額に許容される割合を加えた金額と決済請求された取引金額の差額に制限されます。3.3 節「変動承認」を参照してください。</p>
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 加盟店が取引について有効な承認を得ていたことの証明 交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引の場合、以下のことの証明。 <ul style="list-style-type: none"> 返還請求保護基準値を超えない金額で対応する合算取引の決済請求をする前に、承認期間内にアカウントステータスチェックまたは承認が得られたこと、または 返還請求保護基準値または承認期間を超える合算取引について承認が得られたこと、または アカウントステータスチェックまたは承認が拒否された場合、取引額が承認拒否保護基準値以下であったこと。

表 5-20: カード非提示 (ISO 4540 / F29)

カード非提示 (ISO 4540 / F29)	
説明	カード会員は、通信販売、電話販売、アプリケーション取引またはインターネットによる取引への関与を否定しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カード会員の請求書送付先住所への配達受領書、または 有効な承認を得て、CID を検証しようとしたが、その結果、以下のようない応答を得たことの証明： <ul style="list-style-type: none"> 「一致しない」、 「検証が行われなかった」、または 承認によって住所を確認し、有効な住所に物品を発送したことの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 5.7.2 節「カード非提示不正に関する説得力のある証拠 (ISO 4540/F29)」で規定されている説得力ある証拠

表 5-21: 不正ライアビリティシフト - 偽造 (ISO 4798) / EMV 偽造 (F30)

不正ライアビリティシフト - 偽造 (ISO 4798) / EMV ¹ 偽造 (F30)	
説明	<p>カード会員は取引への関与を否定しており、偽造 IC カードが POS システムで使用されましたが、POS システムが IC カードを処理することができなかつたか、または取引が POS システムに手動でキー入力されたため、取引は IC カード取引として処理されませんでした。</p> <p>注：</p> <ul style="list-style-type: none"> 8章「特定業種向け特別規程」に定められるように、国の EMV ステータスが「偽造」に指定されていない限り、適用されない可能性があります。 非接触型決済（コンタクトレス）取引、及びデジタルウォレット支払いには適用されません。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カード非提示取引であったことの証明、 POS システムが IC カード取引を処理したことの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

1. EMV® は米国及びその他いくつかの国における登録商標です。他の場所では登録されていません。EMV の商標は EMVCo, LLC が所有しています。2.1.1.A.V.C. 項

表 5-22: 不正ライアビリティシフト - 紛失 / 盗難 / 未達 (ISO 4799) / EMV 紛失 / 盗難 / 未達 (F31)

不正ライアビリティシフト - 紛失 / 盗難 / 未達 (ISO 4799) / EMV 紛失 / 盗難 / 未達 (F31)	
説明	<p>カード会員は取引への関与を否定しており、PIN 機能を備えた IC カードは紛失 / 盗難 / 未達で、POS システムで使用されましたが、POS システムがチップ & PIN 対応 POS システムではないか、取引に手動でキー入力されたため、PIN 検証付きの IC カード取引として処理されませんでした。</p> <p>注：</p> <ul style="list-style-type: none"> 8章「特定業種向け特別規程」に定められるように、国の EMV ステータスが「紛失 / 盗難」に指定されていない限り、適用されない可能性があります。 非接触型決済（コンタクトレス）取引、デジタルウォレット支払い及び CVM レスプログラムの対象となる取引には適用されません。（2.3.2 節「署名 / PIN 不要プログラム」）
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カード非提示取引であったことの証明、 POS システムが PIN 検証して IC カード取引を処理したことの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.6.4 問い合わせ / その他

表 5-23: 不十分な回答 (ISO 4517 / R03)

不十分な回答 (ISO 4517 / R03)	
説明	問い合わせへの回答として、完全な裏付けや書類が要求どおりに提供されませんでした。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 返還請求で要求された書類

表 5-24: 回答なし (ISO 4516 / R13)

回答なし (ISO 4516 / R13)	
説明	指定された期間内に、お問い合わせに対する回答がありませんでした。 5.5 項「返還請求及び問い合わせの回答期間」 をご覧ください。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 指定された期間内に元の問い合わせに回答したことの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.6.5 決済の誤謬

表 5-25: 割り当てられていないカードアカウント (ISO 4523 / P01)

割り当てられていないカードアカウント (ISO 4523 / P01)	
説明	無効または誤ったカードアカウントを使用して取引を決済請求しました。 注：正しいカードアカウントを確認して提供できる場合は、取引を再度決済請求できます。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カードアカウントを確認するエンボスのコピー、または そのようなカードアカウントに承認が得られたことの証明、または カードアカウントを電子的に読み取った端末からの売上精算票のコピー、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-26: 取消 / 請求提示エラー (ISO 4752) / 取引として処理された取消 (P03)

取消 / 請求提示エラー (ISO 4752) / 取引として処理された取消 (P03)	
説明	カード会員は、加盟店が決済請求した取引は取消として決済請求されるべきだったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び 取消伝票のコピーまたは加盟店がカード会員に取消を提供することを同意したことを示す詳細
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 取引が正しく決済請求されたことの証明、または 取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-27: 取消 / 請求提示エラー (ISO 4752) / 取消として処理された取引 (P04)

取消 / 請求提示エラー (ISO 4752) / 取消として処理された取引 (P04)	
説明	カード会員が、加盟店が決済請求した取消は取引として決済請求されるべきだったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び 売上精算票のコピーまたは取引の詳細
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 取消が正しく決済請求されたことの証明、または 取消を直接相殺する取引が既に処理されていることの証明

表 5-28: 不正確な取引金額または主要口座番号 (PAN) の提示 (ISO 4507) / 不正確な取引額 (P05)

不正確な取引金額または主要口座番号 (PAN) の提示 (ISO 4507) / 不正確な取引額 (P05)	
説明	加盟店が決済請求した取引額が、カード会員が支払うことに同意した金額と異なります。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び 可能な場合、不一致を説明する詳細と売上精算票のコピー
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カード会員が決済請求された金額に同意したことの証明、または カード会員が、取引が決済請求されたカードを使用して追加または遅延した取引の支払いを通知され、同意したことの証明、または 決済請求された取引を立証する明細を示した契約 / 文書（例、項目別の立替払金記録または取引記録と取引の内訳を示した項目別の書面との組み合わせ）、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-29: 提示の遅延 (ISO 4536) / 決済請求の遅延 (P07)

提示の遅延 (ISO 4536) / 決済請求の遅延 (P07)	
説明	必要な期間内に取引が決済請求されませんでした。 4.2 項「立替払金の決済請求」 を参照してください。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 必要な期間内に取引が決済請求された証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-30: 複数処理 (ISO 4512) / 重複取引 (P08)

複数処理 (ISO 4512) / 重複取引 (P08)	
説明	個別の取引が複数回決済請求されました。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 各取引についての取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 各取引が有効であることを示す書類、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-31: 一致しないカードアカウント (ISO 4507 / P22)

一致しないカード番号 (ISO 4507 / P22)	
説明	決済請求に記載されているカードアカウントが、最初の取引に記載されているカードアカウントと一致しません。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ、及び 売上精算票に記載されているカードアカウントが決済請求に記載されているものと異なることを示す裏付け資料
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> カードアカウントを確認できるカードのエンボスのコピー、または カードアカウントを電子的に読み取った端末からの取引レシート伝票のコピー、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

表 5-32: 通貨の不一致 (ISO 4530 / P23)

通貨の不一致 (ISO 4530 / P23)	
説明	取引は無効な通貨で発生しました。 4.1 項「立替払金及び取消の決済請求」
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.6.6 不正全額償還

表 5-33: 不正全額償還プログラム (ISO 4763 / FR2)

不正全額償還プログラム (ISO 4763 / FR2)	
説明	カード会員は取引を承認したことを否定し、加盟店の指定店舗は不正全額償還プログラムに追加されています。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none"> 返還請求の時点で不正全額償還プログラムに入っていないことの証明、または 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.7 説得力のある証拠

- a. 加盟店は、カード会員が取引に関与し、物品もしくはサービスを受け取り、または取引から利益を得たことを証明する裏付けとして、説得力のある証拠を提出することができます。証拠が説得力のある証拠ポリシーの関連する項を満たしていると判断した場合、発行者は返還請求の取り消しについて決定を下す前に、カード会員と一緒に説得力のある証拠を確認します。加盟店は、入手可能なすべての情報を提供し、カード会員が取引に関与し、物品やサービスを受け取り、または取引を承認したと強く信じる場合にのみ、説得力のある証拠を提出することが求められます。適用法に準拠して収集された説得力のある証拠にのみ依拠することができます。説得力のある証拠の項目の一覧は、[5.7.1節「未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠 \(ISO 4554/C08\)](#)、及び[5.7.2節「カード非提示不正に関する説得力のある証拠 \(ISO 4540/F29\)](#)」を参照してください。

5.7.1 未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠 (ISO 4554/C08)

表 5-34: 未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠要件 (ISO 4554 / C08)

項目 #	未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する許容される説得力のある証拠 (ISO 4554/C08)。返還請求の取り消しリクエストには以下の項目の1つが含まれていなければなりません：
1	物品またはサービスに関連する取引の場合、物品またはサービスを受け取った人とカード会員との間に関連性があることを証明する証拠 (例えば、写真、電子メール)、または
2	航空会社またはその他の旅客輸送取引の場合、以下のうち1つを提供する必要があります： <ul style="list-style-type: none"> カード会員または指定された乗客がフライトまたは輸送を利用したことを示す証拠 (例えば、スキャンされた搭乗券または乗客名簿)、または カード会員との直接的な関係を示す、当該フライトまたは旅行のマイレージまたはロイヤリティポイントプログラムの特典のクレジット、または 航空会社の破産手続中に当該フライトが利用可能であったことの証明、または 座席のアップグレード、手荷物の支払い、航空機内や旅客輸送機関内での購入など、元の取引に関連する追加取引の証拠、または 関連取引の明細請求書、または あるいは、

表 5-34: 未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠要件
(ISO 4554 / C08) (続き)

項目 #	未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する許容される説得力のある証拠 (ISO 4554/C08) 返還請求の取り消しリクエストには以下の項目の 1 つが含まれていなければなりません :
3	<p>加盟店の店舗で物品を受け取るカード非提示取引の場合 :</p> <ul style="list-style-type: none"> 加盟店は、受け取りフォームへのカード会員または承認された第三者の署名に加えて、受け取り時にカード会員または承認された第三者の本人確認が行われたことを示す追加の証拠を提供しなければなりません <p>あるいは、</p>
4	<p>加盟店のウェブサイトやアプリケーションからダウンロードしたり、オンラインでアクセスしたデジタル商品やサービスの販売を表す電子商取引では、以下のうち 1 つを提供する必要があります :</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入時のカード会員の IP アドレスが、デジタル商品をダウンロードした IP アドレスと一致することの証明、または 購入時に登録されたカード会員の電子メールアドレスが、デジタル商品の配送に使用された電子メールアドレスと一致していることの証明、または 取引日以降、カード会員がデジタル商品またはサービスを利用するために、加盟店のウェブサイトにアクセスしたことの証明。 <p>注 : 上記に加えて、以下のいずれか 1 つを提供することもできます :</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル商品の説明、または デジタル商品がダウンロードまたはアクセスされた日時。

5.7.2 カード非提示不正に関する説得力のある証拠 (ISO 4540/F29)

表 5-35: カード非提示不正に関する説得力のある証拠要件 (ISO4540/F29)

項目 #	カード非提示不正に関する許容される説得力のある証拠 (ISO 4540/F29) 返還請求の取り消しリクエストには以下の項目の 1 つが含まれていなければなりません :
1	<p>物品またはサービスの出荷を伴う取引の場合、取引に含まれる発送先住所が、過去に使用された紛議のない取引の発送先住所と一致することの証明、または</p>
2	<p>航空会社またはその他の旅客輸送取引の場合、以下のうち 1 つを提供する必要があります :</p> <ul style="list-style-type: none"> カード会員がフライトまたは輸送を利用したことを示す証拠 (例えば、スキャンされた搭乗券または乗客名簿)、または カード会員との直接的な関係を示す、当該フライトまたは旅行のマイレージまたはロイヤリティポイントプログラムの特典で獲得または清算されたクレジット、または カード会員の請求先住所で航空券または運送券を受領したことの証明、または 当該取引に指定された搭乗者名が含まれており、それが紛議のない取引で以前に使用された搭乗者名と一致することの証明。 <p>あるいは、</p>

表 5-35: カード非提示不正に関する説得力のある証拠要件 (ISO4540/F29) (続き)

項目 #	カード非提示不正に関する許容される説得力のある証拠 (ISO 4540/F29) 返還請求の取り消しリクエストには以下の項目の 1 つが含まれていなければなりません :
3	<p>商品またはサービスの販売を伴う電子商取引の場合、以下のすべてを提供してください:</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 物品またはサービスの説明。 b. 物品またはサービスが購入された日時、及びカード会員が物品またはサービスをダウンロード、アクセス、またはカード会員に提供された日時。 c. カード会員が、返還請求処理日から遡って 12 ヶ月以内に、加盟店において、同一アカウントについて同一の支払本人確認情報を使用して、過去に少なくとも 1 回の紛議のない電子商取引の取引を行ったことの証明で、紛議のない取引および紛議のある取引に関する以下の情報を含むもの: <ul style="list-style-type: none"> i. 加盟店のカード会員アカウントに関連付けられている顧客名及びログイン情報。 ii. 紛議のない以前の取引と紛議のある取引で同一でなければならない以下の項目が 2 つ以上: <ul style="list-style-type: none"> a. デバイス ID b. 完全な IP アドレス c. 加盟店からの取引の確認を受け取るための電子メールアドレス d. 加盟店が取引を完了するために、加盟店のウェブサイトまたはプラットフォーム上で加盟店がカード会員を確認したことの証明。例として、 <ul style="list-style-type: none"> i. 加盟店が取引を完了するためにカード会員のパスワードを読み取ったことの証明 ii. 紛議のある取引に使用されたデバイス ID および IP アドレスによる過去の履歴の証明 iii. カード会員が取引を完了するために 2 要素認証が行われたことの証明。 iv. 加盟店が取引時に AAV(自動住所検証)の検証応答に「Y」または CID/CVV の検証応答に「Y」を使ってカードとカード会員を検証したことの証明。 <p>あるいは、</p>
4	<p>登録型決済取引については、以下のすべてを提供する必要があります:</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 物品またはサービスの代金を加盟店がカード会員のカードアカウントに定期的に請求することを承認することに、カード会員が書面で同意したことの証明。 b. 加盟店のカード会員アカウントに関連付けられているカード会員名及びログイン情報。 c. カード会員が、加盟店において、同一アカウントについて同一の支払本人確認情報を使用して、同一物品またはサービスについて、過去に少なくとも 1 回の紛議のない登録型決済取引を行ったことの証明で、以下を含む: <ul style="list-style-type: none"> i. 紛議のない以前の取引及び紛議のある取引の物品またはサービスの説明。 ii. 紛議のない以前の取引及び紛議のある取引の購入日時。 d. 加盟店がどのように登録型決済取引をカード会員に通知したかを示す証拠で、以下を含む: <ul style="list-style-type: none"> i. 同一の物品またはサービスに対して顧客が開始した最初の登録型決済取引の後にカード会員に送信される通信、 ii. また、紛議のある取引が年次または半年ごとの加盟店開始取引であった場合、加盟店がどのようにカード会員から今後の更新の明示的な同意を得たかについての詳細を提供してください。 <ul style="list-style-type: none"> a. 今後の登録型決済 [更新・取引] に関する通知を行う日時。 b. 通知に使用された通信方法とカード会員の連絡先情報（例：電子メールで通信が送信された場合は、カード会員の電子メールアドレスを提供すること）。

表 5-35: カード非提示不正に関する説得力のある証拠要件 (ISO4540/F29) (続き)

項目 #	カード非提示不正に関する許容される説得力のある証拠 (ISO 4540/F29) 返還請求の取り消しリクエストには以下の項目の 1 つが含まれていなければなりません :
5	<p>消費者向け製品またはサービスを促進するためのウェブサイト検索または広告サービスの販売を含む取引については、以下のすべてを提供する必要があります :</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 加盟店とカード会員の間で締結された法的拘束力のある契約の証明、及び b. 以下の項目のうち少なくとも 2 つを含む、広告サービスの初期設定の詳細 : <ul style="list-style-type: none"> i. 広告サービスの初期設定を行った日時における購入者の IP アドレス及び地理的位置情報 ii. 購入者の電子メールアドレス iii. 会社名または購入者名、及び c. カード会員が、取引日以前にサービスを確立するために加盟店のウェブサイトにアクセスしたことの証明、及び d. 紛議のある取引に使用された機器及びカードが、紛議のない以前の取引で使用されていたことの証明。さらに、加盟店のカード会員のアカウントに現在関連付けられている以下の情報を提供してください : <ul style="list-style-type: none"> i. デバイス ID ii. IP アドレス及び地理的位置 iii. デバイス名 (可能な場合) e. カード会員が物品またはサービスを受領したことの証明、及び f. 物品またはサービスの説明及び提供された日付。

5.8 問い合わせの種類

- a. アメリカン・エキスプレスは、まず当社が入手可能な情報を用いて紛議のある取引の解決を試みます。これには、紛議のある取引を解決するために、加盟店に代わって代用売上精算票 ([2.6.3 節「代用取引レシート」](#)) を用いて回答することが含まれますが、これに限定されません。アメリカン・エキスプレスは、代用売上精算票を作成する際に、加盟店から以前に提供された紛議のある取引に関する情報に依拠します。アメリカン・エキスプレスは、加盟店から提供され、代用売上精算票の作成に使用された情報の正確性、適切性、完全性、信頼性、有用性について、明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、一切の責任を負いません。
- b. 当社が紛議のある取引を解決できない場合には、加盟店に問い合わせを送信します。当社が加盟店に送信する問い合わせフォームには、当該取引に関する情報、当該取引を裏付けるために加盟店が当社に送る必要のある資料の説明、及び回答するための期限が記載されています。問い合わせに対しては、カード会員が取引に関与したこと、物品やサービスを受領したこと、または取引から利益を得たことを示す説得力のある証拠項目 ([5.7 項「説得力のある証拠」](#)) を受理します。また、配達受領書を提出する際には、カード会員またはカードの代表者による署名は必要ありません。

表 5-36: 問い合わせの種類

問い合わせカテゴリー、 理由コード及び定義	業界及び裏付け資料
<p>(6014) 認識 / 記憶がない / 不知 (6014) カード会員が取引を認識していないまたは記憶がない場合。 (6014) カード会員がカード非提示取引を認識していないまたは記憶がない場合。</p>	<p>カード会員が取引を認識していないと訴えています。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裏付け資料と明細を提供する、または、 ・ 取消を発行する <p>該当する場合、選択できる裏付け資料:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引が送付された物品に関わるものである場合、完全な届け先住所のある発送明細書を含めてください。
<p>(6003/4513) 取消が処理されていない カード会員が加盟店から取消されているはずだと訴えているものの取消を受領していない場合。</p>	<p>カード会員が加盟店の指定店舗に返品された物品について取り消しを要求しています。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取消を発行する、または、 ・ 加盟店の返品ポリシーの写しとともになぜ取消がされなかったのかを説明する
<p>(6003/4554) 物品 / サービスの未受領 カード会員が物品やサービスを受領していない場合。</p>	<p>カード会員が注文した物品 / サービスの配達を求めたものの受領していません。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを提供する、もしくは物品を送付する、 ・ 取消を発行する、または、 ・ 配達受領書またはカード会員が本サービスを完全に受領したことの証明を提出する。 <p>推奨される他の裏付け資料については、5.7 項「説得力のある証拠」を参照してください。</p> <p>配達受領書を提出する際には、カード会員またはカードの代表者による署名は必要ありません。</p>
<p>(6003/4507) 過剰請求 / 不正確な取引金額 カード会員は取引の金額が不正確であると主張している場合。</p>	<p>カード会員は、加盟店が決済請求した取引額が、カード会員が支払うことに同意した金額と異なると主張しています。</p> <p>以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取消を発行する、または、 ・ 取り消されていない理由を説明し、関連書類を提供する。
<p>(6003/4553) 破損または欠陥のある物品 加盟店から受け取った物品が破損しているまたは欠陥がある場合。返品承認のリクエスト。</p>	<p>カード会員は、受け取った物品が破損しているまたは欠陥があると主張し、返品承認をリクエストしています。返品が認められない場合は、以下を提供してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加盟店の返品または返金ポリシーのコピー、そして ・ クレーム解決のための加盟店の努力に関する情報。
<p>(6003/4553) 欠陥のある物品の修理または交換 加盟店から受け取った物品が破損しているまたは欠陥がある場合。修理、交換または返品方法についてのリクエスト。</p>	<p>カード会員は、受け取った破損しているまたは欠陥のある物品の修理または交換をリクエストしています。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取消を発行する、または、 ・ 返品の指示を提供し、適切な修理を行う、または ・ 加盟店の返品 / 交換ポリシーのコピーと、物品の修理 / 交換ができない理由を説明する。

表 5-36: 問い合わせの種類（続き）

問い合わせカテゴリー、理由コード及び定義	業界及び裏付け資料
<p>(6003/4513 または 4544) キャンセルまたは返品された物品またはサービス</p> <p>カード会員は購入したことを覚えていますが、キャンセル/返品したと主張している場合。このカテゴリーには、キャンセルされた予約、保証付き予約取引、キャンセルされた宿泊/クルーズの手付金、キャンセルされた定期/継続請求、その他の手付金に対する請求が含まれます。</p>	<p>カード会員は、物品 / サービスがキャンセルされた / 有効期限が切れた、または物品 / サービスをキャンセルしようとしたが失敗したと主張しています。今後の請求を中止し、以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消を発行する、または、 購入時にカード会員に提供されたキャンセルポリシーまたは返品ポリシーのコピーと、カード会員がキャンセルポリシーまたは返品ポリシーに従わなかつたことに関する説明を提供する、または 取引が登録型決済取引である場合、カード会員がキャンセルせず、サービスの利用または物品の受領を継続していることを証明する資料を提出する。
<p>(6003/4553) 物品またはサービスが説明通りでないまたは不満がある</p> <p>物品またはサービスが書面の説明に適合しない、または、カード会員が納品または提供された物品またはサービスに満足しない場合。</p>	<p>カード会員が、物品またはサービスが書面の説明と一致しない、または納品・提供された物品またはサービスに満足していないと主張する場合。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定店舗の説明通りではなかった物品またはサービスの修理または交換の証明を提供する、または 取消を発行する、または、 該当する場合は、保証情報を含む、提供されるすべての物品またはサービスに関する諸条件のコピーを提供する。 問題を解決するために行った努力または解決のために利用可能なオプションについてのアドバイス。
<p>(6003/4554) 提供されなかつたサービス</p> <p>カード会員が購入した物品またはサービスを受け取っていない場合。</p>	<p>カード会員は、加盟店の指定店舗から受け取っていない物品 / サービスに対して取消を要求しています。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消を発行する、または、 配達受領書またはサービスが完全に提供されたことの証明を提供する。 <p>推奨される他の裏付け資料については、5.7 項「説得力のある証拠」を参照してください。</p> <p>配達受領書を提出する際には、カード会員またはカードの代表者による署名は必要ありません。</p>
<p>(6006) 不正な取引</p> <p>カード会員が取引が不正であると主張している場合。</p>	<p>カード会員が、加盟店の指定店舗で発生した取引が不正であると主張しています。</p> <p>カード提示取引の場合は、以下を提供してください：</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上精算票のコピー及び 該当する場合で、それが取られている場合は、カードのエンボス。 <p>カード非提示取引の場合は、以下を提供してください：</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上精算票のコピー、 購入に関連する契約書またはその他詳細、及び カード会員の完全かつ有効な請求先住所を伴う配達受領書。 <p>推奨される他の裏付け資料については、5.7 項「説得力のある証拠」を参照してください。</p> <p>配達受領書を提出する際には、カード会員またはカードの代表者による署名は必要ありません。</p>

表 5-36: 問い合わせの種類（続き）

問い合わせカテゴリー、理由コード及び定義	業界及び裏付け資料
<p>(6003/4752) 取消の提示におけるエラー 取引は取消として決済請求されるべきであった場合。</p>	<p>カード会員が、加盟店が決済請求した取引は取消として決済請求されるべきだったと主張しています。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消を発行する、または、 取引について裏付け資料と明細を提供し、取消されていない理由を説明する。
<p>(6003/4513) キャンセルまたは拒否 物品またはサービスは、キャンセルまたは拒否された場合。</p>	<p>カード会員が、物品 / サービスはキャンセル及び / または拒否されたと主張しています。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消を発行する、または、 購入時にカード会員に提供されたキャンセルポリシーまたは返品ポリシーと、カード会員がキャンセルポリシーまたは返品ポリシーに従わなかったことに関する説明を提供する。
<p>(6003/4512) 重複請求 カード会員が同じ取引について複数回立替払金を請求された場合。</p>	<p>カード会員が加盟店の指定店舗からの重複請求の取消を要求しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加盟店の記録からそれが正しいと明らかな場合、取消を発行してください。 取消がされていない場合、両方の立替払金の裏付け資料と明細を提供し、下の空欄に詳細に説明してください。
<p>(6003/4513) 取消が提示されない 取消がなされているが表示されない場合。</p>	<p>カード会員が取消されたはずだがアカウントに表示されないと訴えています。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消を発行する、または、 取引について裏付け資料を提供するか、取消がなぜまだ期限を迎えていないかを説明する。
<p>(6003/4515) その他の方法で支払われた場合 取引が他の方法により支払われた場合。</p>	<p>カード会員が取引が他の支払い方法で支払われたと訴えています。以下のいずれかを実行してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消を発行する、または、 他の方法によるカード会員の支払いが紛議のある取引と関連がないこと、あるいは、 カード会員に他の支払いの記録がないことの説明を提供する。
<p>(6016) カード会員が裏付けを要請する場合 カード会員が裏付け資料だけを要請している場合。</p>	<p>カード会員は取引を争っているのではなく、裏付けと明細を要請しています。要請された書面を提供してください。</p>
<p>(6003/4750) 車両レンタルと資産損害 カード会員が損害 / 盗難または紛失についての取引について疑問を提起している場合。</p>	<p>カード会員が損害 / 盗難または紛失についての取引について疑問を提起しました。以下のことを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消を発行する、または、 以下の文書のコピーを提供する。 <ul style="list-style-type: none"> レンタル契約書明細、 取引を裏付ける明細文書、 カード会員が取引の責任を受け入れることに文書で同意したことを証明する資料、及び カード会員が取引の支払い方法としてアメリカン・エキスプレスを選択することに文書で同意したことを証明する資料。

5.9 返還請求および問い合わせの監視

- a. 当社は、ネットワーク上のすべての加盟店及び指定店舗における問い合わせおよび返還請求の数を監視しています。以下の条件に当てはまる場合、加盟店の問い合わせ及び／又は返還請求は、不相応とみなされる可能性があります。
 - i. 指定店舗で発生した取引の裏付け資料を一貫して提出することができない場合。
 - ii. 加盟店の指定店舗における回答がない及び不十分な返還請求の件数が、加盟店の過去の履歴や業界の基準に比べて過剰であると判断された場合。
 - iii. 当社が、不相応に多数の紛議のある取引を受け取り、結果として返還請求や問い合わせが生じる場合。
- b. 前述の条件が存在する場合、当社は加盟店または資格ある最終受益者を不正全額償還プログラム（[5.11 項「不正全額償還プログラム」](#)を参照）に追加することができます。

5.10 返還請求する方法

- a. 当社は、返還請求を行うために (i) 加盟店に対する当社の支払額から控除、留保、回収、もしくはその他相殺を実行するか、または加盟店の銀行口座から引き落とすことができます。また、当社は、加盟店に当社への支払義務を通知することができますが、加盟店はこれを速やかにかつ完全に履行しなければなりません。また、(ii) 当社が加盟店に支払っていない取引を無効にすることができます。当社が支払いを要求しなかった場合でも、当社の返還請求権は放棄されません。
- b. 返還請求は、取引が決済請求された通貨で計算され、本契約の手続に従って該当する換算が行われます。
- c. 返還請求において、当社が加盟店に他に示さない限り、当社は加盟店手数料または他の手数料または金額の払い戻しを行わず、または、当該額を加盟店から回収することができます。

5.11 不正全額償還プログラム

表 5-37: 不正全額償還

不正全額償還プログラム

不正全額償還プログラムでは、カード会員が不正行為またはその疑いに基づいて取引に紛議を提起した場合、返還請求権を行使するという当社の判断を取り消す要求をする権利が付与されず、当社は返還請求を行うことができます。

不正全額償還プログラムを運用している全ての国で、当社は加盟店および該当する場合、資格ある最終受益者を以下の1つまたは複数の理由でこのプログラムに追加することができます。

- 加盟店が当社が高リスクと考える業種に属している場合。
- 指定店舗の不正実績レベルが、[5.11.1 節「下層および上層プログラム基準値」](#)に定める下層または上層プログラム基準値のいずれかを満たしている、または超えている場合。または、
- 加盟店が不正、詐欺的もしくは不公正な商慣行、違法な活動を実施もしくはそれに参加または禁止されたカードの使用を許容（またはそれを防止するための合理的な手段を講じなかった）した場合。

注：本契約を締結するときまたはその期間中いつでも、当社は通知をもって加盟店または資格ある最終受益者を不正全額償還プログラムに追加することができます。上記の理由はすべてを網羅しているわけではなく、当社は、当社独自の裁量により、その他の理由で加盟店または資格ある最終受益者をプログラムに追加することができます。不正全額償還プログラムに参加すると、上記のプログラム条件に拘束されます。本プログラムと不正ライアビリティシフトプログラムなどの他のプログラムとの間に矛盾がある場合、不正全額償還プログラムの条項が優先されます。当社は、加盟店に支払いを行った時に当該事実があったことを知っていた場合、または加盟店が承認を取得し、および／または本契約の他のすべての規定を遵守していた場合でも、本節に規定する権利を有します。誤解を避けるために記すと、加盟店または資格ある最終受益者が不正全額償還プログラムの下に置かれている場合、プログラムは加盟店がプログラムの適用を受けた日から1年前までの紛議ある取引を含む全ての不正に関連したカード会員の紛議に適用されます。

5.11.1 下層および上層プログラム基準値

- a. 指定店舗の不正実績レベルが、以下の表で定める下層または上層プログラム基準値を満たしている、あるいは超えている場合、不正全額償還プログラムに追加されます：

表 5-38: FTG 実績階層

プログラム階層	実績	プログラム措置
下層プログラム基準値	<ul style="list-style-type: none"> 指定店舗における毎月の不正対取引全体 * の比率が 0.9% 以上、かつ 指定店舗が、1ヵ月間で最低不正金額が \$25,000 米ドルであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社から加盟店に通知した日から連続 3 ヶ月間に、不正実績レベルが下層プログラム基準値を下回らなかった場合、不正全額償還 (FFR) 請求の対象となり、SafeKey 不正ライアビリティシフトの対象外となります (7.1.1 節「アメリカン・エキスプレス SafeKey 不正ライアビリティシフト」 参照)。 不正全額償還プログラムを終了するには、5.11.2 節「不正全額償還プログラムからの加盟店の削除」 を参照してください。
上層プログラム基準値	<ul style="list-style-type: none"> 指定店舗における毎月の不正対取引全体 * の比率が 1.8% 以上、かつ 指定店舗が、1ヵ月間で最低不正金額が \$50,000 米ドルであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社から加盟店に通知した日以降、不正全額償還 (FFR) 返還請求の対象となり、SafeKey 不正ライアビリティシフトの対象外となります (7.1.1 節「アメリカン・エキスプレス SafeKey 不正ライアビリティシフト」 参照)。 不正全額償還プログラムを終了するには、5.11.2 節「不正全額償還プログラムからの加盟店の削除」 を参照してください。

* この表において、不正対全体(FTG)とは、どちらの額も同じ通貨建である場合に取引総額に対する不正取引の割合を意味します。

- b. FTG 比率が要件を下回るまで、加盟店は FFR プログラムに留まります。詳細は [5.11.2 節「不正全額償還プログラムからの加盟店の削除」](#) を参照してください。

5.11.2 不正全額償還プログラムからの加盟店の削除

- a. 加盟店の不正実績レベルが以下の基準値のいずれかを下回った場合、不正実績レベルゆえに不正全額償還プログラムに追加されている加盟店は不正全額償還プログラムから削除され、加盟店の SafeKey 不正ライアビリティシフトは元に戻ります(ただし、加盟店が SafeKey プログラムに加入していることが条件となります)：
- 指定店舗における不正対取引全体の比率が 3ヶ月連続で月当たり 0.9% を下回る場合。
 - 指定店舗の不正額が 3ヶ月連続で月 \$25,000 米ドルを下回る場合。

5.12 返還請求及び問い合わせを受ける方法

- a. アメリカン・エキスプレスは、返還請求や問い合わせの情報を加盟店と交換するために、さまざまなオプションを用意しています。従来の紙の郵送による方法に加えて、加盟店アカウントにオンラインでアクセスし、返還請求や問い合わせを受け取り、回答することができます。
- b. オンラインの加盟店アカウントを管理することには、以下の利点があります：
- 紛議のある取引及び緊急の返還請求及び問い合わせに対応することができる。
 - 郵送の遅延や紙の束から探す手間を省くことができる。そして
 - スキャンした裏付け資料をアップロードして送信することができる。
- c. ご希望であれば、紙媒体での郵送により問い合わせを受け取り、回答することも可能です。

5.13 回答方法

- a. 加盟店は、返還請求及び問い合わせを受信した方法に応じて、様々なチャネルで返還請求及び問い合わせに対応することができます。

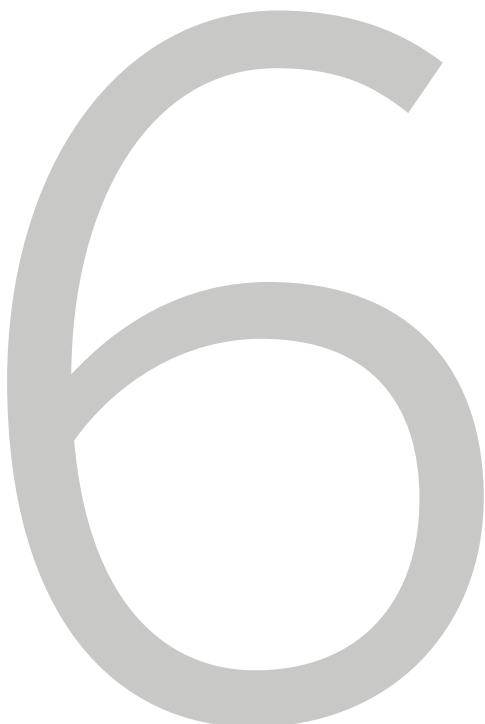
表 5-39: 回答方法

オンライン	メール	ファックス
<p>加盟店は返還請求及び問い合わせに対し、www.americanexpress.com/merchant から、オンラインで対応することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 紙面での作業なく返還請求及び問い合わせに対応する・ 返還請求及び問い合わせに対処する <p>返還請求及び問い合わせの方法についてはオンラインが推奨されています。</p>	<p>メールでの回答を希望する場合、契約条件の連絡先情報のページに記載された紛議のある取引のアドレスを使用してください。</p>	<p>加盟店は加盟店サービス課に直接ファックスで回答することができます。ファックス番号は通常、紛議の通知の連絡先のページか、当社のウェブサイトの紛議用のファックス番号として掲載されています。</p> <p>郵送による紙面での紛議について、当社は問い合わせの送信状を含んだファックスでの回答を推奨します。これにより適時に文書を受け取ることが可能になります。</p>

- b. 郵送及びファックスでの回答の場合は、クレームフォームを回答に添付する必要があります。クレームフォームにはケース番号を記載する必要があります。紛議のある取引の裏付け資料の各ページにも、ケース番号を記載する必要があります。書類にケース番号が記載されていない場合、または正しいケース番号を見つけることができない場合は、最初の返還請求または問い合わせのコピーを回答に添付する必要があります。正しいケース番号やカバーレターが記載されていない場合、加盟店に責任が生じことがあります。

間接信用販売加盟店

- 6.1 間接信用販売加盟店
- 6.2 間接信用販売加盟店モデル
- 6.3 間接信用販売加盟店の一般的要件



6.1 間接信用販売加盟店

- a. [6章「間接信用販売加盟店」](#)では間接信用販売加盟店に適用される付加的な要件を記載しています。
- b. 間接信用販売加盟店は、本契約の条件および加盟店規程の該当条項に拘束されます。アメリカン・エキスプレスは、独自の裁量により、加盟店を間接信用販売加盟店として承認し、指定する権利を有します。

6.2 間接信用販売加盟店モデル

- a. 間接信用販売加盟店は、以下を含む1つまたは複数の異なるモデルを運営できます。
 - i. 請求書支払いサービス業者
 - ii. マーケットプレイス
 - iii. デジタルウォレット事業者は、カード会員が1つまたは複数の方法で購入や送金を行うことを可能にします：
 - a. 分割決済取引（「後払い」と呼ばれることがあります）
 - b. 個人間取引（P2P）
 - c. 段階的 Back-to-Back 取引
 - d. ストアドバリュー取引（「トップアップウォレット」と呼ばれることがあります）

6.3 間接信用販売加盟店の一般的要件

- a. 間接信用販売加盟店は、最終受益者に起因するすべての作為、不作為およびその他の不利な状況について責任を負います。
- b. 間接信用販売加盟店はすべての取引及び最終受益者が関係するすべての問題について責任があり、金銭的な負債を負うものとします。加えて、当社は加盟店を当社の返還請求プログラムに入れる場合があります。間接信用販売加盟店に適用される返還請求ポリシーについては、[5.11項「不正全額償還プログラム」](#)をご覧ください。
- c. 間接信用販売加盟店は、取引の最終受益者を考慮したマネーロンダリング防止（AML）、テロ資金供与防止（ATF）、及び制裁スクリーニングの要件を含むがこれに限定されない適用法を遵守しなければなりません。
- d. ストアドバリュー取引及びマーケットプレイスに従事するデジタルウォレット事業者を除くすべての間接信用販売加盟店モデルについて、間接信用販売加盟店は、適用法に従い、各最終受益者の顧客識別情報を取得し、確認するための合理的な措置を適用して、最終受益者を顧客として選別しなければなりません。
- e. 本項の要件を遵守しない間接信用販売加盟店には、[8.4.3節「ペイメントファシリテーターおよび間接信用販売加盟店手数料」](#)に記載されている通り、違反手数料が課される場合があります。
- f. 間接信用販売加盟店は制限業種に分類され、[8.2.1節「禁止または制限業種」](#)に定める要件を遵守しなければなりません。
- g. 上記の要件に加え、間接信用販売加盟店には、以下のことが求められます：
 - i. [2.4項「カード非提示立替払金」](#)を遵守すること。
 - ii. カード会員開始取引ではない決済をするときに[2.5.4節「加盟店開始取引」](#)を遵守すること。
 - iii. 不審または異常な活動について最終受益者を監視し、適用法に従い求められている報告を提出すること。
 - iv. 準備金に資金を保持するストアドバリュー取引要件を含む、業務を遂行するために必要な免許や承認を取得し維持すること。
 - v. 禁止または制限業種の最終受益者に対する支払いを実施しないこと。[8.2.1節「禁止または制限業種」](#)を参照。
 - vi. 適格最終受益者に対する支払いを実施するためにのみカードを取り扱うこと。マーケットプレイスを除き、他の間接信用販売加盟店は最終受益者の対象ではありません。
 - vii. すべての適用法、その他当社の求めに従い、本人確認、信用確認、KYC、AML 確認を行い、これらの確認を管理するポリシーの写しを要請に基づいて当社に提供し、これらの確認の実績についてアメリカン・エキスプレスの要請に従い対応すること。

- viii. 各承認請求と決済請求について技術仕様 ([1.4 節「当社仕様の遵守」](#)を参照) で求められている必須のデータ要素を提供すること。
- ix. 正確なデータを提出し、正確性を確保するために定期的な点検を実施すること。
- x. 間接信用販売加盟店モデルを識別するインジケーター、取引タイプ別の加盟店番号、カード受理者名を含めること。詳しくは技術仕様をご覧ください。
- xi. [表 6-1: 間接信用販売加盟店 MCC](#) に記載されているとおり、承認リクエストと決済請求の両方に MCC フィールドを提供すること。
- h. アメリカン・エキスプレスは、準拠を確認するために必要な場合、最終受益者に関する追加情報を要求することがあります。加盟店は、最終受益者に関する情報を指定されたとおりアメリカン・エキスプレスに提供しなければなりません。

表 6-1: 間接信用販売加盟店 MCC

間接信用販売加盟店 / 取引の種類	加盟店カテゴリコード (MCC)
請求書支払いサービス業者	各最終受益者に適切な MCC
分割決済取引	各最終受益者に適切な MCC
マーケットプレイス	マーケットプレイス全体の商品およびサービスの大半を最もよく表す適切な MCC
個人間取引 (P2P)	MCC 6538 (P2P 支払い資金移動)
段階的 Back-to-Back 取引	各最終受益者に適切な MCC
ストアドバリュー取引	MCC 6540 (ストアドバリュー / ギフトカード購入 / チャージ)

- i. 詳しくは、コード・レファレンス・ガイドを参照してください。

6.3.1 請求書支払いサービス業者の追加要件

- a. 請求書支払いサービス業者は以下を遵守しなければなりません。
 - i. 各取引は個別に承認と決済請求を実施しなければなりません。取引をまとめないこと。
 - ii. 個人に對し支払いをしないこと。レンタルの支払いを除き、登録された事業である最終受益者にのみ支払いすること。
 - iii. 請求書支払いサービス業者が加盟店であること、カード会員に代わって最終受益者に支払いを行うことによりカード会員に金融サービスを提供していること、及び請求書支払いサービス業者が商品及びサービスの販売者ではないことをカード会員に開示すること。
 - iv. 請求書支払いサービス業者と同じ国に所在する最終受益者のみに支払いを行い、かつ、すべての場合において、カードの取扱いを認められている国に限ること。但し、EEA 及び英國の請求書支払いサービス業者は、他の EEA 及び英國の国に所在する最終受益者への支払いを行うことができます。
 - v. 消費者に代わって支払いを行う場合、[表 6-2: 消費者支払いが可能な請求書支払いサービス業者について許可されている業種](#)に記載されている業種に属する最終受益者にのみ支払いを行ってください。
 - vi. 事業のために支払いを行う場合、[8.1 項「国別規程」](#)に記載されている禁止業種や制限業種に加えて、[表 6-3: 事業支払いが可能な請求書支払いサービス業者について除外される業種](#)に記載されている最終受益者に対して、支払いを行ってはなりません。

表 6-2: 消費者支払い可能な請求書支払いサービス業者について許可されている業種

MCC	説明
4814	市内及び長距離通話、クレジットカード通話、磁気ストライプ読み取り電話機を使用した通話を含む電子通信サービス及びファックスサービス
4899	ケーブル及び他の有料テレビサービス
4900	公共料金 - 電気、ガス、水道及び衛生
6300	保険営業、引受及び保険料
6513	不動産業者及び管理者 - 賃貸
7523	駐車場及びガレージ
7911	ダンスホール、スタジオ及び学校
7997	会員制クラブ（スポーツ、レクリエーション、アスレチック）、カントリークラブ、プライベートゴルフコース
8011	医者及び医師 - 他の区分に入らないもの
8062	病院
8099	医療サービス及び医療関係者 - 他の区分に入らないもの
8211	小中学校
8220	単科大学、総合大学、専門学校及び短期大学
8241	通信学校
8244	ビジネス及び秘書系スクール
8249	職業専門校及び専門校
8299	学校及び教育サービス - 他の区分に入らないもの
8351	育児サービス
9211	扶養及び養育費を含む裁判費用
9222	罰金
9311	税金の支払い
9399	政府サービス - 他の区分に入らないもの

注 : MCC 9311 (税金支払い) は、オーストラリアでの消費者支払いでは使用できません。

表 6-3: 事業支払が可能な請求書支払いサービス業者について除外される業種

MCC	説明
3000-3308, 4511	航空会社／チャーター／航空輸送
3351-3441, 7512	カーレンタル代理店
3501-3999, 7011	宿泊施設（ホテル、モーテル、リゾート、集中予約システム）
4411	クルーズ船（船内ショップを含む）
7012	タイムシェア

6.3.2 分割決済取引に関する追加要件

- a. 分割決済取引を提供するデジタルウォレット事業者は、以下を遵守する必要があります：
 - i. 遅延損害金以外の利息やその他の金融費用をカード会員に請求しないこと。
 - ii. 分割決済取引の額及び回数そして遅延損害金を含む分割決済取引の重要な条件をカード会員に開示すること。
 - iii. カード会員にモバイルアプリやウェブサイトを通じて各分割払い取引について以下を含む取引明細を提供すること。
 - a. 最終受益者の名称を含む各個別の購入の概要
 - b. 各個別の購入の日付及び額
 - c. 個別の購入についての各分割手数料の日付及び額
 - d. カード会員により支払われた分割払いの回数及びその一連の残りの分割回数（例「1回 / 4回中」）
 - iv. 購入代金全額ではなく、分割決済取引の額について、支払日を迎えた分割払いの各分割決済取引の承認請求をすること。
 - v. 購入に紛議がある場合、承認請求または関連する将来の分割決済を決済請求せず、返還請求または紛議のある立替払金が分割決済代行業者に有利に解決された場合のみ、分割払いを再開してください。
 - vi. 第三者が最終受益者への支払いを行う 限定的な状況を除き、最終受益者と直接契約を結んでいること。この場合、分割決済代行業者、第三者代理店、またはその両方に以下の要件が適用されます：
 - a. 分割決済代行業者は、加盟店の第三者代理店と直接の契約関係がある必要があります。
 - b. 分割決済代行業者又は第三者代理店は、技術仕様に従って最終受益者データ要素を提供しなければなりません。分割決済代行業者は、第三者代理店が本要件を遵守することに対し、引き継ぎ責任を負い、またいかなる不作為又は不履行があった場合でも、分割決済代行業者が本項の要件を遵守する義務から免除されるものではありません。
 - c. 前述にかかわらず、アメリカン・エキスプレスは当社独自の裁量によりこの例外を取り消す権利を留保します。
 - vii. 分割代行業者と同じ国に所在する最終受益者のみに支払を行うこと。但し、EEA 及び英国の分割決済代行業者は、他の EEA 及び英国の国に所在する最終受益者への支払を行うことができます。
 - viii. [8.2.1 節「禁止または制限業種」](#)に定められた禁止及び制限業種に加え、[表 6-4: 分割決済取引における除外業種](#)の一覧に挙げられている最終受益者のための支払いを実施するたにカードを取り扱わないこと。
- 注：デジタルウォレット事業者による分割決済取引は、登録型決済取引や後送品立替払金とはみなしません。

表 6-4: 分割決済取引における除外業種

MCC	説明
3000-3308, 4511	航空会社及び航空運送
3501-3999, 7011	宿泊（ホテル、モーテル及びリゾート）
3351-3441, 7512	カーレンタル代理店
4411	クルーズ船（船内ショップを含む）
8099	医療サービス及び医療関係者 – 他の区分に入らないもの
7280, 8062	病院及び個人病院
5976	整形用品及び人工装具
8050	看護及び個人介護施設
4119	救急搬送サービス
0742	獣医サービス
8071	医療歯科研究施設
5122	薬品、専売薬及び薬局雑費
4722	旅行代理店及びツアーランナーラー
7997	生涯会員
5968	長期購読
4814	電子通信サービス
4900	公共料金
6513	不動産業者及び管理者 – 賃貸
5813	ナイトクラブ
6300, 6381, 6399	保険
6010, 6011	現金類似取引
6538	P2P 支払い
9222	罰金
9311	税金の支払い
7012	タイムシェア

6.3.3 マーケットプレイスの追加要件

- a. マーケットプレイスは以下の要件を遵守しなければなりません。
 - i. 最終受益者に対してマーケットプレイスプラットフォームに参加するためのマーケットプレイスのサービス利用規約の拘束力を持たせる契約を最終受益者と締結していること。
 - ii. 各購入について以下を含む取引明細をカード会員に提供すること。
 - a. 最終受益者の名称を含む各個別の購入の概要
 - b. 各個別の購入の日付及び額
 - iii. ウェブサイトまたはモバイルアプリでマーケットプレイスの名称またはブランドを最終受益者より目立つように表示すること。
 - iv. [8.2.1項「禁止または制限業種」](#)に定められた禁止及び制限業種に加え、[表 6-5: 間接信用販売加盟店の除外業種](#)の一覧に挙げられている最終受益者のための支払いを実施するたにカードを取り扱わないこと。

6.3.4 間接信用販売加盟店の除外業種

- a. [8.2.1項「禁止または制限業種」](#)に定められた禁止及び制限業種に加え、[表 6-5: 間接信用販売加盟店の除外業種](#)の一覧に挙げられている最終受益者のための支払いを実施するたにカードを取り扱わないこと。
 - i. マーケットプレイス
 - ii. 段階的 Back-to-Back (DWO)
 - iii. ストアドバリュー取引 (DWO)

表 6-5: 間接信用販売加盟店の除外業種

MCC	説明
3000-3308, 4511	航空会社／チャーター／航空輸送
3351-3441, 7512	カーレンタル代理店
3501-3999, 7011	宿泊施設（ホテル、モーテル、リゾート、集中予約システム）
4411	クルーズ船（船内ショップを含む）
7012	タイムシェア

アメリカン・エキスプレスは、[表 6-5: 間接信用販売加盟店の除外業種](#)、[表 6-4: 分割決済取引における除外業種](#)及び[表 6-5: 間接信用販売加盟店の除外業種](#)に記載する除外業種を、当社の独自の裁量により、いつでも変更することができます。これらは全て、[1.2項「加盟店規程の変更」](#)に従います。間接信用販売加盟店が除外業種の最終受益者への支払いの実施のためにカードを取り扱った場合、当社は返還請求権の行使、カード取扱の停止、本契約の解除を行うことがあります。

不正防止

- 7.1 アメリカン・エキスプレス SafeKey プログラム
- 7.2 不正防止ツール
- 7.3 強化顧客認証

7

7.1 アメリカン・エキスプレス SafeKey プログラム

- a. アメリカン・エキスプレス SafeKey プログラム（「SafeKey プログラム」）は、アメリカン・エキスプレスカードによる不正の危険を抑制するため、加盟店がオンラインでの認証手続き中にカード会員を確認することを可能にします。
- b. SafeKey プログラムは、とりわけ認証が行われない場合、オンラインの不正利用を完全に防ぐものではありません。加盟店は他の合理的な不正を抑制する慣行を取り入れ、不正を抑制のために不正スクリーニングを続けなければなりません。
- c. アメリカン・エキスプレスは異なる種類の取引をサポートする異なるバージョンの SafeKey プログラムを提供しています。加盟店の指定店舗は加盟店が処理する取引の種類をサポートするバージョンの SafeKey を使用しなければなりません。アメリカン・エキスプレス SafeKey プログラムについてさらに情報を得るには、www.americanexpress.com/merchantspecs で参照できる該当する SafeKey 実装ガイド、SafeKey プロトコルガイド及び技術仕様をご覧ください。
- d. SafeKey プログラムに加入するには、加盟店の指定店舗は以下の要件を満たさなければなりません。
 - i. 要求されている SafeKey 技術統合処理を加盟店の SafeKey サービスプロバイダーと完了すること。
 - ii. www.americanexpress.com/merchantspecs または当社が隨時通知するその他ウェブサイトで公表する該当する SafeKey 実装ガイド及び SafeKey プロトコルガイドを遵守すること。
 - iii. 該当する SafeKey 実装ガイド及び SafeKey プロトコルガイド及び仕様に規定されているとおり、SafeKey 立替払金の完全で正確なデータを提供すること。
 - iv. www.americanexpress.com/merchantspecs で参照できるアメリカン・エキスプレス SafeKey ロゴガイドラインで詳述されている Safekey ブランド要件を遵守すること。
- e. 当社は加盟店への通知の有無にかかわりなく、SafeKey プログラムへのアクセスを停止、終了、変更または防止することができます。SafeKey プログラムへのアクセスの停止、終了、変更または防止があったとき、当社は加盟店に責任も義務も負いません。改定されたまたは現行の SafeKey プログラムに同意しない場合、加盟店はその参加を中止しなければなりません。

7.1.1 アメリカン・エキスプレス SafeKey 不正ライアビリティシフト

- a. SafeKey プログラムでは、カード非提示返還請求を含め、特定の種類の不正取引について、当社は返還請求権を使いません（「SafeKey 不正ライアビリティシフト」）。SafeKey 不正ライアビリティシフトは、不正以外の紛議の理由に関連した紛議のある立替払金には適用されません（例、SafeKey 不正ライアビリティシフトは商品またはサービスの紛議には適用されません）。
- b. SafeKey 不正ライアビリティシフトの資格を得るには、上記 [7.1 項「アメリカン・エキスプレス SafeKey プログラム」](#) の要件に加え、加盟店は以下の追加の要件を遵守しなければなりません。
 - i. SafeKey 立替払金は SafeKey 認証され、電子商取引インジケータ (ECI) 5 を受けるか、または SafeKey 試行され、ECI 6 を受けていること。
 - ii. アメリカン・エキスプレスが定めている通り、すべての立替払金について、月ごとに計算し、不正率 0.9% 及び不正立替払金 \$25,000 米ドルを超えないこと。不正取引比率を超過した場合、加盟店は指定店舗の紛議のある立替払金の数を削減するために、当社と協働すること。
 - iii. 加盟店の指定店舗が日本国外に設置されている場合、SafeKey 電子商取引インジケータは承認申請と立替払金の決済請求の両方で提供されていること。
 - iv. 日本国内に設置されている指定店舗の場合、SafeKey 電子商取引インジケータは承認申請のときに提供されていること。
- c. 誤解を避けるために記すと、以下の場合、当社はその裁量により、指定店舗の SafeKey 不正ライアビリティシフトの資格を取り消し、変更または終了する権利を留保します。
 - i. 加盟店が上記に掲示された要件のいずれも満たしていない場合（例、加盟店が不正取引比率を超過している、または加盟店が SafeKey 立替払金のために明確で正確なデータを提供していない場合）。
 - ii. 加盟店が当社に SafeKey 承認プロセス中に使用された認証データと異なる SafeKey 認証データを決済請求した場合。
 - iii. 加盟店が無効または異なる SafeKey 立替払金で再使用された認証データを決済請求した場合。

- d. **注** : ギフトカードなど、一部のアメリカン・エキスプレス・カードは、立替払金の請求時に発行者が十分に認証できないため、SafeKey プログラムの対象ではありません。

7.2 不正防止ツール

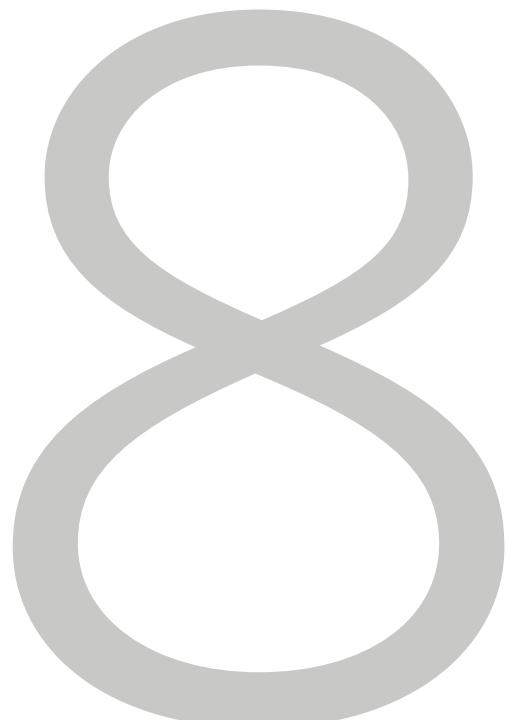
- a. 加盟店は、利用可能な場合は当社の自動住所検証 (AAV)、住所検証サービス (AVS)、強化承認 (EA) 及び CID サービス（または当社が随時利用できるようにする他の類似の不正防止ツール）を使用するものとします。これらは不正のリスクを最小限に抑えるための助けとなりますが、立替払金が返還請求の対象となるないことを保証するものではありません。加盟店はこれらの不正防止ツールを利用するためには AAV、AVS 及び EA の認定を受けなければなりません。当社は加盟店への通知の有無に問わらず、不正防止ツールへのアクセスを停止、終了、変更または防止することができます。不正防止ツールへのアクセスの停止、終了、変更または防止について、当社は加盟店に対し責任や義務を負いません。

7.3 強化顧客認証

- a. 加盟店が EEA または UK 内に指定店舗を持つ場合、それらの指定店舗はデジタル注文による立替払金についてカード会員の強化顧客認証を行うことを可能にするソリューションをサポートしていかなければなりません。加盟店が当社が強化顧客認証を行うことを可能にしていない場合、デジタル注文による立替払金を拒否することがあります。
- b. 加盟店の指定店舗が EEA または UK 内でデジタル注文で立替払金を受け付けている場合、指定店舗は当社のアメリカン・エキスプレス SafeKey プログラムに加入する必要があります。

特定業種向け特別規程

- 8.1 国別規程
- 8.2 業種別規程
- 8.3 ジェーシービー
- 8.4 加盟店手数料



8.1 国別規程

- a. 下の表は各国で適用される要件と閾値を示しています。
- 接触型決済上限 : CVM レス接触型取引の上限金額。[2.3.2 節「署名 /PIN 不要プログラム」](#) を参照してください。
 - 非接触型決済上限 : CVM レス非接触型取引の上限金額。[2.3.5 節「非接触型決済（コンタクトレス）IC チップカード」](#) を参照してください。
 - 包括型上限 : 合算立替払金上限 [2.5.2 節「合算取引」](#) を参照してください。.
 - 保持 : 伝票保持期間
 - EMV FLS : これらの国の取引は以下の返還請求の対象となります。「偽造」に挙げられている EMV 偽造 (ISO4798) 及び / または「紛失 / 盗難」に挙げられている EMV 紛失 / 盗難 / 未達 (ISO4799)。[5.6.3 節「不正」](#) を参照してください。
 - POS 機能 : POS 端末が利用可能で [2.3 項「対面販売立替払金」](#) に記載された IC チップまたは PIN 要件に従ってカードを取り扱うことができなければなりません。
- b. 以下の表を参照して、特定の国を検索してください。
- [表 8-1: アメリカ大陸／ラテンアメリカ・カリブ海地域 \(LAC\)](#)
 - [表 8-2: アジア太平洋 \(APAC\)](#)
 - [表 8-3: ヨーロッパ / 中東 / アフリカ \(EMEA\)](#)

表 8-1: アメリカ大陸／ラテンアメリカ・カリブ海地域 (LAC)

国	接触型決済上限	非接触型決済上限	包括型上限	保持	EMV FLS	POS 機能
アルゼンチン	ARS 80,000	ARS 80,000	USD 15	36ヶ月	偽造	IC チップのみ 対応の国
カナダ	CAD 50	CAD 250	USD 15	24ヶ月	偽造、紛失 / 盗難	IC チップ & PIN 対応国
メキシコ	MXN 250	MXN 1,500	USD 15	12ヶ月	偽造、紛失 / 盗難	IC チップ & PIN 対応国
アメリカ	USD 200	USD 200	USD 15	24ヶ月	偽造、紛失 / 盗難	IC チップ & PIN 対応国

表 8-2: アジア太平洋 (APAC)

国	接触型決済上限	非接触型決済上限	包括型上限	保持	EMV FLS	POS 機能
オーストラリア	AUD 35	AUD 200	AUD 15	12ヶ月	偽造	IC チップ & PIN 対応国
香港	HKD 1,000	HKD 1,000	USD 15	12ヶ月	偽造	IC チップのみ 対応の国
インド	INR 0	INR 5,000	USD 15	12ヶ月	偽造	IC チップ & PIN 対応国
日本	JPY 15,000	JPY 15,000	JPY 1,200	12ヶ月	偽造	IC チップのみ 対応の国
ニュージーランド	NZD 100	NZD 200	USD 15	12ヶ月	偽造	IC チップ & PIN 対応国

表 8-2: アジア太平洋(APAC) (続き)

国	接触型決済上限	非接触型決済上限	包括型上限	保持	EMV FLS	POS 機能
シンガポール	SGD 200	SGD 200	USD 15	12ヶ月	偽造	IC チップのみ対応の国
台湾	TWD 3,000	TWD 3,000	USD 15	12ヶ月	偽造	IC チップのみ対応の国

表 8-3: ヨーロッパ / 中東 / アフリカ(EMEA)

国	接触型決済上限	非接触型決済上限	包括型上限	保持	EMV FLS	POS 機能
オーストリア	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
ベルギー	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
デンマーク	DDK 0 ¹	DDK 350	DDK 100	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
フィンランド	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 10	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
フランス	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
ドイツ	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
アイスランド	ISK 0 ¹	ISK 7,500	10 GBP	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
イタリア	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
ルクセンブルク	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
オランダ	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
ノルウェー	EUR 0 ¹	NOK 500	NOK 100	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
スペイン	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
スウェーデン	SEK 0 ¹	SEK 400	SEK 100	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国
イギリス	GBP 0 ¹	GBP 100	GBP 10	18ヶ月	偽造、紛失/盗難	IC チップ& PIN 対応国

¹ 交通料金及び駐車料金のみのための無人端末で行われる取引でない場合。当該取引の上限額は CVM レス非接触型決済(コンタクトレス)取引の上限金額に対応する額になります。

8.2 業種別規程

8.2.1 禁止または制限業種

- a. 加盟店によっては、カードを取り扱うことができない（または取り扱いができなくなる）場合があります。当社は、独自の裁量で、加盟店が以下の条件のいずれかに該当するまたはそう考える理由があると判断した場合、直ちに、事前に通知することなく、加盟店または加盟店の指定店舗によるカードの取り扱いを一時停止するか、本契約を解除することができます。
- i. 加盟店または加盟店の指定店舗が当社ネットワークの加盟店として参加すること、またはカードを取り扱うこと（またはその両方）により、当社が適用される法律、規制、または規則を遵守できない状態になる可能性がある場合。
 - ii. 確認可能な物理的な住所を持たず、電話でのみでしか連絡が取れない場合。
 - iii. 加盟店または加盟店の指定店舗が、詐欺行為または違法行為に関与している（または故意に関与し、または関与したことがある）場合。
 - iv. 加盟店または加盟店の指定店舗が、国際テロリズムの資金源である、マネーロンダリングの懸念から特別措置が必要である、または国際的な AML の原則または手続きに非協力的であると認識されている場合。
 - v. 加盟店が、カナダ刑法第 83.05(1) 項に基づく事業者リストを指定する規則または国連テロリズム防止規則、あるいは現在または将来存在する可能性のあるそうしたリストの名簿に記載されている場合。
 - vi. 加盟店が、米国財務省外国資産管理局の特別指定国民及び資格停止者リストに記載されている場合。
 - vii. 加盟店が、米国国務省のテロリスト排除リストに記載されている場合。
 - viii. 加盟店が、米国国務省が国際テロの支援国として、または米国財務長官がマネーロンダリングの懸念から特別措置を講じる必要があるとして、または米国が加盟する政府間グループや組織が国際的な AML の原則や手続きに非協力的であるとして特定した管轄区域に所在している、またはその管轄区域が発行した認可の下で営業している場合。
 - ix. 加盟店の確認可能な物理的な住所が、承認された管轄区域に所在していない場合。
 - x. 加盟店または加盟店の指定店舗が、[表 8-4: 禁止または制限業種](#)で示されている禁止活動の区分のいずれかに該当している、またはその取引を取り扱っている場合。
- b. 制限業種に分類される業種でカードを取り扱うには、これらの業種での取引を取り扱うための当社からの書面による許可を得なければなりません。当社は、当社独自の裁量により、当該要請を承認または拒否することができます。当社は、加盟店またはその指定店舗が、当社の書面による許可を受けずに制限された活動を行い、または制限業種を運営していると判断またはそのように認める理由があるとき、当社独自の裁量により、事前の通知をすることなく直ちに、加盟店またはその指定店舗のカードの取り扱いを停止し、または本契約を解除することができます。

表 8-4: 禁止または制限業種

業種カテゴリー	説明	禁止地域	制限地域	MCC
航空機チャーター	オンデマンドで航空機を提供する会社。	—	全ての地域	—
航空会社	旅客・貨物の定期航空輸送を行う会社。航空会社は、政府の航空機関によって発行された航空運航証明書または免許によって認められています。航空会社には、ARC/IATA/ICAO のコールサインが割り当てられています。	—	全ての地域	—
オークションハウス	オークションを運営する会社。	—	全ての地域	—
保釈保証金／保釈保証	裁判に出頭することを条件に収容施設から釈放されるために刑事被告人が支払う金銭。	EEA/UK	その他の全ての地域	9223

表 8-4: 禁止または制限業種（続き）

業種カテゴリー	説明	禁止地域	制限地域	MCC
倒産サービス	延滞金または倒産過程をサポートするために金銭を回収する事業を行う企業または代理人。	全ての地域	—	—
地金	バーまたはインゴット状の金属塊。例として、 <ul style="list-style-type: none">金、銀、プラチナまたはパラジウム地金金、銀、プラチナまたはパラジウム金属塊貴金属	—	全ての地域	—
非金融機関からの店頭での現金／カードによるキャッシング	非金融機関からの現金類似の取引。例として、 <ul style="list-style-type: none">為替郵便局個人間取引（P2P）給与の資金源	—	全ての地域	6051
チャリティー	資金集めを含む寄付を集める非営利、非政治的組織。 このカテゴリーには様々な目的のために、返済を期待することなく、また付加的な経済上のまたは有形の見返りなく資金を調達するために寄付を受け付ける寄付型クラウドファンディング加盟店も含まれます。	—	全ての地域	8398
小切手現金化／保証	銀行口座によらずに小切手を現金化する方法を顧客に提供する事業。	全ての地域	—	—
児童ポルノ	電子的、機械的その他の方法により作成または製造されたかどうかに関わらず、児童がわいせつまたは性的にひわいな行為を行う様子の視覚的な描写の提供またはそれに関連している個人または団体。	全ての地域	—	—
取立て業者	期限を徒過した資金を回収するために金融業者が利用する会社。例として、債権取立て業者、ファクタリング会社、清算人。	EEA/UK	その他の全ての地域	7322
商用リース	定期的な支払いの対価として特定の期間、土地、不動産、施設または他の物件を譲渡する事業。例として商業不動産及びトラックや船舶などの商業車が挙げられます。これには住居用不動産代理店や管理者レンタル（MCC 6513）は含まれません。	EEA/UK	その他の全ての地域	—

表 8-4: 禁止または制限業種（続き）

業種カテゴリー	説明	禁止地域	制限地域	MCC
信用融資	顧客への融資を提供する加盟店で、融資による料金や利息を通して収益を得ている者。例として、クレジットカード、個人ローン、学生ローン、後払い（BNPL）ウォレット、自動車ローン、住宅ローン支払いおよびローンクラウドファンディング。	EEA/UK	その他の全ての地域	6010 6011 6012 6051
信用修復	信用調査所に対し、過失や失効した主張で争い、信用格付けを改善することを目的としたサービス。	全ての地域	—	—
暗号通貨	取引を決済請求、認証、検証するためにブロックチェーン技術と暗号技術を採用した為替手段、会計単位、または価値貯蔵として認識されているデジタル資産。	全ての地域	—	6051
負債の返済（期限超過または不履行）	期限を超過した負債を回収している会社。例として、取立代行業者、ファクタリング会社、清算人または破産管財人／弁護士。	全ての地域	—	—
デジタルファイルホスティング（サイバーロッカー）	リモートの安全なストレージ構造を持つたストレージスペースを提供するオンラインデータホスティングサービス。データはインターネットを通して世界中からアクセスできます。サイバーロッカーはオンラインストレージまたはクラウドストレージとも呼ばれています。	—	全ての地域	4816
訪問販売	一方的に訪問し、即時の支払いを求めて物品またはサービスを販売する個人（家から家へと行く場合もあります）。	—	全ての地域	5963
エスコートサービス	同伴者を有料で提供または提案する事業、機関または個人。	EEA/UK	その他の全ての地域	7273
外国為替取引	ある通貨を別の通貨に両替する法的権利を持つ事業または金融機関。	—	全ての地域	6051

表 8-4: 禁止または制限業種（続き）

業種カテゴリー	説明	禁止地域	制限地域	MCC
ギャンブル および 対価を伴うゲーム	<p>金銭または物を得ることを目的として不確定な結果の生じるイベントについて金銭または価値のあるものを賭けることまたは支払うこと（ただし従来型および一時的な小売プロモーションは除く）。</p> <p>例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> カジノ、ポーカー、スポーツくじ、宝くじ券を含む規制された（現金による）賭博 競馬、ドッグレース含む事前入金型賭博 ファンタジースポーツ、金銭的な賞品が与えられる課金制のゲーム 賞金が出る技術ベースの課金制のゲーム 無料では参加できないチャンスゲームで、賞金が出るもの 一定の支払い（「フリーミアム」モデルなど）を伴い、金銭的価値のある賞品を提供するソーシャルカジノ 公営及びその他の宝くじ ギャンブルチップ ギャンブルクレジット 	EEA/UK	その他の全ての地域	7800 7801 7802 7995 9406
間接信用販売加盟店	アメリカン・エキスプレスと複数の第三者の適格最終受益者への支払を可能にする契約を結んでいる決済仲介者。間接信用販売加盟店はカードを取り扱うもののカード情報を最終受益者には送らず、銀行送金、小切手または電信送金など他の手段により適格最終受益者に支払います。	—	全ての地域	—
投資	<p>投機的な目的または将来の利益もしくは価格の上昇を目的とした購入。例として以下を含むがこれに限定されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券（株式、公債、商品、投資信託） 将来に対する投資、契約、および商品取引 株式クラウドファンディング 	EEA/UK	その他の全ての地域	—
資格のある破産弁護士	資格のある破産弁護士	EEA/UK	その他の全ての地域	—
マリファナ／大麻関連事業	娯楽または医薬品目的であるかどうかに関わらず、かつ政府の免許制度に服しているかどうかに関わらず、マリファナ、またはその副産物もしくはマリファナの派生物を製造、処理、配布、または販売する個人または団体。（適用法で許容される範囲内でマリファナ誘導体を使用して製造される製品を除く。例えばカンナビジオール（CBD）飲料やオイルなど）.*	EEA/UK、U.S.	その他の全ての地域	—

表 8-4: 禁止または制限業種（続き）

業種カテゴリー	説明	禁止地域	制限地域	MCC
マルチ商法／ねずみ講	<p>以下の慣行の一つ以上を用いている販売制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい参加者を勧誘したことに対する報酬を得る権利のために参加者が金銭を支払うこと。 参加者が、企画に参加する前またはその企画の中で昇格するために、宣伝目的のため原価以外の価格で、一定量の製品を購入することを求められること。 参加者が商業的に不合理な量を故意に販売されること（この慣行は在庫負担と呼ばれています）。 参加者が製品を合理的な取引条件で返品することが許されていないこと。 	—	全ての地域	5966 5967
旅行関連以外の会員資格	物品またはサービスに対して、1か月以上前に支払いが行われるサブスクリプション。	—	全ての地域	—
オンラインアダルトエンターテイメント	インターネットのアダルトデジタルコンテンツを提供する事業または団体。	全ての地域	—	—
給料日貸付	次の給料支払いの受領時に貸付金を払い戻すことを合意した上で顧客に金銭を高利で貸し付ける企業。	全ての地域	—	—
ペイメントファシリテーター	第三者（店子販売店）を代理してカード取扱を提供するビジネスモデルを有する事業体。以前は「包括加盟店」、「支払サービスプロバイダー」または「PSP」と表されてきました。	—	全ての地域	—
薬局（カード非提示）	処方薬／製品を販売するオンライン薬局。	—	全ての地域	5122 5912
政党献金	国家、州、または地域政党、候補者または選挙運動の益を図るために集められる寄付、資金、物品またはサービス。	—	全ての地域	8651
売春	有料で性的サービスを提供する人または事業。	EEA/UK	その他の全ての地域	—
不動産頭金	カードで購入される不動産の最初の支払。	EEA/UK	その他の全ての地域	6012 6051
テレマーケティング - 旅行関連	旅行関連製品またはサービスまたは他の旅行企画を電話勧誘する事業。	—	全ての地域	5962
タイムシェア	別荘として使用する不動産の共同所有権を販売するもので、カード会員は毎年同じ一定期間、その不動産を使用する権利を購入することができる。	—	全ての地域	—
タバコ及び無煙タバコ小売業者（カード非提示）	オンラインで、タバコ、無煙タバコ及び電子タバコを販売する事業。	—	全ての地域 **	5993

表 8-4: 禁止または制限業種（続き）

業種カテゴリー	説明	禁止地域	制限地域	MCC
仲介業者ではなく加盟店によって管理されているトップアップウォレット	物品またはサービスの購入を含む後の支払いのためにデジタルウォレットに資金をロードできる機能を持ち、一人以上の支払い引受人がいるストアバリューを提供する機能。	—	全ての地域	—
旅行代理店及びツアー運営者	トラベル情報及び予約サービスを提供する事業。	—	全ての地域	4722
無許可マッサージ店	統治機関に登録していないマッサージ店。	EEA/UK	その他の全ての地域	7297
仮想通貨	国に承認または認可されていないデジタル通貨。その開発者により発行及び管理され、特定のバーチャルコミュニティのメンバー間で使用及び受領されているもの。	EEA/UK	その他の全ての地域	6051
ワイン先物（取引）***	樽の中で熟成中のワインを、カード会員が将来の引き渡しを前提に購入を約束する販売方式。ワインは後日ボトル詰めされ、発送されます。このカテゴリーには、商品取引を目的としたワインへの投資は含まれません。	—	EEA/UK	—
対面での電信送金（オンラインでない）	ある場所から別の場所へ送金することを専門とする事業。	全ての地域	—	4829

* 米国およびEEA／英国においては、適用法により認められる範囲で、合法的な限度内で製造されたマリファナ由来成分を含む製品（例：カンナビジオール（CBD）を含む飲料やオイル）は除外されます。

** オーストラリアでは、電子タバコ製品は小売販売が禁止されていますが、薬局での販売は認められています。その他のすべてのタバコ関連製品については制限があります。

*** EEA および英国以外の国では、このカテゴリーは投資の説明に組み込まれます。

当社は、加盟店を制限業種の加盟店として承認するかどうかを、独自の裁量で決定する権利を有します。

表8-4: 禁止または制限業種で示されている業種に関して質問がある場合、アメリカン・エキスプレスの担当者または加盟店サービスに連絡してください。

8.2.2 慈善寄付

- a. 加盟店は、加盟店が非営利組織であることを表明し保証しており、国内で慈善団体として登録されなければなりません。加盟店は、カード会員が100%の税控除を受けられる慈善寄付またはカード会員が立替払金の最低75%の税控除を受けられる物品またはサービスの支払いのみをカードで取り扱うことができます。前述に関わらず、適用法で求められる場合、慈善寄付は税控除を受けられないことがあります。

8.2.3 保険

- a. 加盟店の物品またはサービスが独立代理店で販売または請求された場合、加盟店はそうした独立代理店のリストを当社に提供し、そのリストに変更が生じた場合は当社に通知しなければなりません。当社はこのリストをそうした独立代理店にカードの取扱いを勧める郵便またはメールを送るために使用する場合があります。当該郵便またはメールで加盟店の名称を示す場合があり、加盟店は当社の求めに従い推薦の手紙または援助を提供します。
 - b. 加盟店は独立代理店にカードの取扱いを勧める上で最大限の努力を払います。当社は加盟店が独立代理店を統制することができないことを認めています。

- c. 当社は隨時カード取扱いを推進するマーケティングキャンペーンを特定の加盟店の指定店舗または一般的に保険会社で開設することができます。加盟店はそうしたマーケティングキャンペーンに反応するカード会員情報を提供する必要な目的には、そうしたマーケティングキャンペーンの効果を見極めるために最終的な結果の分析を行う際に当社が当該情報を使用することが含まれることを認めます。本契約はいずれの当事者に対しても保険物品のマーケティングまたは抱き合わせ販売をする権限を与えるものではありません。
- d. 当社は加盟店に代わり保険料の収集または期限内の送金の責任を負いません。
- e. 加盟店は、保険の保証の終了またはそれに関連する他の行為から発生し、発生したと申し立てられた当社または関連会社、承継人または譲受人が被りまたは被るまたは受けた法的費用を含む全ての損害、責任、損失、経費及び費用について、当社及び関連会社、承継人及び譲受人がカード会員（または以前のカード会員）に対し負わないよう、補償し、防御し、損害を被らないようにします。
- f. 8.2.3 項「保険」は加盟店及び加盟店と同じ業種で事業を行う加盟店の代理店に適用されます。代理店とは加盟店のマークを使用し、または加盟店のグループ会社の一員であることを公表している組織または事業部門を意味します。独立代理店とは、加盟店及び他の物品やサービスを販売し、加盟店または代理店から支払いました仲介料を受け取る組織または事業部門を意味します。

8.2.4 自動車

8.2.4.1 車両レンタル

- a. 加盟店は、カード会員が標準のレンタル契約を締結したことを確認しなければなりません。
- b. レンタル初日に、車両レンタル加盟店は立替払金の見積もりの総額の承認を取得するものとします。見積もりの立替払金は、適用されるレンタル料金、税金または走行距離料金および付帯料金にカード会員が予約したレンタル期間を掛けることによって算出します。加盟店は、この額を過剰に見積らないようにし、いかなる状況であっても取引見積額に、車両の損傷や盗難に備えた可能性のある立替払金、またはレンタル時にカード会員が保険の付帯を辞退した場合の保険免責額を含めてはなりません。
- c. 最終的に決済請求される取引額は承認された額の15%を超えてはなりません。
- d. 加盟店は、カード会員に提供される付加的な物品またはサービス（例えばチャイルドシート等）の費用およびカード会員が責任を負う可能性がありかつカード会員が回避することができる他の費用の正確な額（例えば、無断キャンセル料や、車両の燃料を満タンで返却しなかった場合の料金）を含めることができます。レンタル契約には、車両のレンタルのための立替払金の決済請求にこれらの費用を含めることについてのカード会員の同意を含めてはなりません。
- e. 承認は、最終的に決済請求された取引額が承認された額の15%を超えない限り、レンタル契約の期間中有効です。
- f. 見積もり立替払金に関する詳細は 3.3.2 節「見積もり立替払金額」 を参照してください。
- g. カード会員は保証付き予約による車両レンタルを予約することができ、加盟店はそれを守らなければなりません。カードの適切な本人確認情報を提示することにより、カード会員は1日分のレンタル料金または合意された料金に基づく時間単位などの相当額にて、レンタル加盟店に予約を保持させることができます。
- h. 車およびトラックに加えて、車両レンタルには以下が含まれます。
 - i. 航空機
 - ii. 自転車
 - iii. ボート
 - iv. 装備
 - v. モーターホーム
 - vi. バイク
- i. 保証付き予約を処理するために、加盟店は以下のことを行う必要があります。
 - i. カード会員にレンタル料金を知らせること、
 - ii. カード会員に予約確認コードを提供すること、および
 - iii. 「ノー・ショウ」（無断キャンセル）立替払金および、無断キャンセルを回避するためのキャンセル期限を含む、加盟店のキャンセルポリシーをカード会員に提供すること。
- j. 加盟店の同意したキャンセルポリシーに従ってカード会員が保証付き予約取引をキャンセルすることにした場合、加盟店はカード会員にキャンセル番号を提供し、当該キャンセルの記録を保持しなければなりません。

- k.** レンタルサービスが加盟店のキャンセルポリシーに従ってキャンセルされない場合、加盟店は、1日のレンタル立替払金または合意された料金に基づく時間単位などの相当額の保証付き予約取引の決済請求を行うことができます。
 - l.** カード会員のアカウントに対して立替払金を処理するには、加盟店は以下のいずれかを行う必要があります。

 - i.** 売上精算票の署名欄に「ノー・ショウ」の文字を印字すること、または
 - ii.** アメリカン・エキスプレスに対して該当する追加金額タイプコード「保証付き予約」を送信すること。
 - m.** これを行わない場合、ISO 4513 - 取消が処理されていない / 保証付き予約 (C18) になる場合があります。
 - n.** 詳しくは、[技術仕様](#)を参照のこと。
 - o.** 加盟店が特定の日時にレンタル予約を履行することができない場合、加盟店は加盟店のレンタル契約書または現地の法規制に従って、合理的に可能な範囲で、同等の宿泊またはサービスをカード会員に追加料金なしで提供しなければなりません。
 - p.** 車両のレンタル時 :

 - i.** カード会員が有効な運転免許証を提出したことを確認します。
 - ii.** 車両のレンタルが開始日以後、かつカード表面に表示された有効期限の日以前に開始されたことを確認します。
 - iii.** カード会員が、指定店舗が車両のレンタルにあたり通常要求する他の資格を持ち、かつ満たしていることを確認します。
 - iv.** 売上精算票が作成されていることを確認します。
 - q.** レンタル車両の返却時に車両レンタル加盟店が、車両が損傷しておりカード会員が車両レンタル加盟店の衝突または損失保険に加入していないことを確認した場合、車両レンタル加盟店は被った資産損害の特定の見積額に基づいて立替払金の決済請求を行うことができ、これは他の立替払金とは別に決済請求されます。
 - r.** 車両レンタルの費用として決済請求された立替払金とは別に決済請求される立替払金は、以下の条件が満たされることを条件に、決済請求を行うことができます。

 - i.** 請求前に、車両レンタルの加盟店は以下についてカード会員の合意を書面で得ていること :

 - ・ 発生した特定の損傷の項目別リスト及び説明を含む、資産損害の具体的な見積もり額、
 - ・ 資産損害の責任を受け入れること、および
 - ・ 資産損害に対する支払い方法としてアメリカン・エキスプレスを選択すること。
 - ii.** 車両レンタルの加盟店は、上記の条件 1においてカード会員が同意した資産損害の具体的な見積もりに對して別途かつ追加の承認を取得していること。
 - iii.** 元の車両レンタルの立替払金は、上記の条件 1で参照されている詳細に同意したカード会員のアメリカン・エキスプレスカードで行われていること。車両レンタル加盟店は、承認リクエストまたは立替払金の決済請求に以下を絶対に含めていないこと。

 - ・ 車両の盗難による損失
 - ・ 問題となっているレンタル車両が使用できることにより発生した車両レンタル加盟店の逸失利益。
 - iv.** 資産損害について決済請求した立替払金は以下を超えていないこと。

 - ・ 資産損害の具体的な見積額で設定された額を 15% 上回る値、または
 - ・ カード会員が起こした損害による全損の場合、車両の交換費用。
 - s.** 加盟店は、項目立てされた額について契約に基づいて請求することが明確に認められていてカードに請求するようカード会員から明確に求められない限り、レンタル契約に額が定められているかどうかに問わらず、見積もり承認に加えて損害、違約金、罰金、料金、費用、または手数料を立替払金に含めてはなりません。加盟店がカード会員による明確な求めがなく当該額を立替払金に含めた場合、当社は見積もり承認を超えた立替払金額について返還請求権を有します。
 - t.** 本契約に含まれている他の返還請求権に加え、アメリカン・エキスプレスは、資産損害についての立替払金の決済請求がこれら[加盟店規程](#)に含まれている全ての手続に従ってなされなかった場合に返還請求権を行使します。
 - u.** 加盟店は、資産損害事案に関連する文書を提供するよう求めるカード会員またはカード会員の保険査定会社からの要請に応じなければなりません。
 - v.** 加盟店は損害の立替払金を処理する際に[2.5.4 節「加盟店開始取引」](#)の要件を遵守する必要があります。

- w. アメリカン・エキスプレスは、前述の特別承認手続について加盟店の遵守を監視することができます。当社が指定店舗がこれらの承認手続を遵守していないことを加盟店に通知した場合、加盟店は当該違反を 30 日以内に直さなければなりません。当該通知の日から 30 日後、加盟店がまだこれらの手続を遵守しない場合、アメリカン・エキスプレスは指定店舗での違反の継続中に発生した立替払金の全額について返還請求権を有します。本規定の目的のため、「違反」は加盟店全体または一つの指定店舗の 5 %を超える承認について前記手続を遵守しなかったときに発生します。
- x. 上記の承認手続きにかかるわらず、加盟店は立替払金全体の正確な額についてカード会員の同意を取得しなければなりません。追加の額は加盟店が別の立替払金として取り扱い、立替払金全体の正確な額についてカード会員の同意を取得した場合にのみ決済請求できます。

8.2.4.2 車両の販売

- a. 当社は、以下の場合のみ、新車及び中古の自動車の手付金支払いまたは全体の購入価格について立替払金を受け付けます。
 - i. 立替払金の額が適用される割引、リベート、前金払い、下取りの控除後の自動車の全体の価格を超えないこと。
 - ii. 加盟店が立替払金の額全体について承認を取得すること。
- b. カード会員が立替払金を行ったことまたはその権限を与えたことを否定し、加盟店が名義または自動車の物理的な占有をカード会員に移転していない場合、当社は当該立替払金について返還請求権を有します。

8.2.5 オイル、石油、電気自動車

- a. 一部の国では、オイル / 石油および電気自動車充電の業界に分類される加盟店に対して、追加の規程および手続きが適用されます。CAT については、[2.3.4 節「消費者起動型端末」](#)を参照してください。

8.2.5.1 要件

- a. 加盟店は以下のとおり行うものとします。
 - i. CAT ガソリン給油ポンプおよび電気自動車用充電販売について、固有の加盟店番号を取得してください。加盟店が、指定店舗でその他の事業（コンビニエンスストアでの販売、洗車サービスなど）を行う場合は、加盟店はそれらの事業について固有の加盟店番号を取得する必要があります。
 - ii. 各承認請求および各決済請求ファイルとともに、ディーラーの所在地データを提出してください。ディーラーの所在地データは、加盟店の事業の以下の項目で構成されます：
 - ・ ディーラー番号（店舗番号）
 - ・ 名称
 - ・ 町名番地
 - ・ 都市名
 - ・ 郵便番号

8.2.5.2 自動燃料給油ポンプ

- a. アメリカン・エキスプレスは、ガソリン給油ポンプでの不正行為を防止するために、いくつかの方針や不正防止ツールを導入しています。
- b. 顧客が CAT で取引を開始することを加盟店が許可する場合、以下のとおり行うものとします。
 - i. 最終的な立替払金額の誠実な見積もりに基づいて、CAT のガソリン給油ポンプでの事前承認リクエストを設定してください。
 - ii. ディーゼルのような高い立替払金については、かかる高い立替払金を受け入れるために事前承認額を調整してください。
 - iii. CAT ガソリン給油ポンプが事前承認額に達すると停止するように設定してください。
 - iv. 販売が完了したら、最終販売額の承認調整通知を送信してください。この金額は事前承認金額を超えてはなりません。
 - v. 初回の事前承認額を超える購入については、別途承認を申請してください。

8.2.5.3 電気自動車の充電

- a. 顧客がCATで取引を開始することを加盟店が許可する場合、以下のいずれかのオプションを使用してください：
 - **オプション1：事前承認**
 - a. 最大立替払金の誠実な見積もりに基づいて、電気自動車の充電ステーションでの事前承認を設定してください。
 - b. 販売が完了したら、最終販売額の承認調整通知を送信してください。この金額は事前承認金額を超えてはなりません。
 - c. 充電ステーションが事前承認額に達すると停止するように設定してください。
 - **オプション2：増額承認（利用可能な場合）による見積もり**
 - a. 変動承認機能を使用して、最終的な立替払金額の誠実な見積もりに基づき、見積もり承認を取得します。
 - b. 最終的な販売額が見積もり承認額を上回る場合は、追加額について増分承認を取得してください。
 - c. 最終販売額が見積もり承認額+増分額を下回る場合は、超過承認額に対する部分的承認取消を請求してください。
 - d. 追加情報と要件については、[3.3項「変動承認」](#)を参照してください。
 - e. 見積もり承認や増分承認を含む変動承認は、地域によっては利用できない場合があります。詳細は技術仕様を参照してください。

8.2.6 ペイメントファシリテーター

- a. 加盟店のビジネスモデルが第三者（店子販売店）を代理してカードを取扱うことが求められ、加盟店の契約がそれを許容している場合、加盟店は当社との本契約においてペイメントファシリテーターとなります。当社はその裁量によりアメリカン・エキスプレス・ネットワーク上で加盟店をペイメントファシリテーターとして承認及び／または指定するかどうかの権利を有します。ペイメントファシリテーターとして加盟店は当社が隨時通知する追加の要件、方針または手続を遵守しなければなりません。
- b. 加盟店は少なくとも以下の通り行うものとします。
 - i. アメリカン・エキスプレス技術仕様に規定されている通り、店子販売店情報インターフェース内の必須、条件付き、及び選択的な店子販売店データ要素をアメリカン・エキスプレスに提出すること。
 - ii. すべての店子販売店立替払金について承認を取得し、当社仕様または地域ネットワーク仕様で指定された必須データ要素要件に従い各店子販売店立替払金を決済請求すること。
- c. 加盟店がEEAまたはUK以外の国に所在するペイメントファシリテーターである場合、以下のいずれかに該当するまたは従事する店子販売店希望者を募集することはできません。
 - i. [8.2.1節「禁止または制限業種」](#)に掲げられたカテゴリに属するもの。
 - ii. 旅行業は以下を含みますが、それに限定されません。
 - 航空会社及び空輸会社 (MCC 3000-3302、4511)
 - カーレンタル業者 (MCC 3351-3441、7512)
 - 「ブランド化」された中央予約サービスを含む宿泊用ホテル、モーテル、リゾート (MCC 3501-3999、7011)
 - 船上クルーズ店舗を含む蒸気船及びクルーズ船 (MCC 4411)
 - タイムシェア (MCC 7012)
 - 旅行代理店及びツアー運営者 (MCC 4722)
 - iii. 無線、ケーブル、衛星、有線、ISPを含む電気通信サービス (MCC 4814、4816、4899)。
 - iv. ペイメントファシリテーターとして活動するその他の事業者（以下を含みますが、限定されません）：
 - 統合ソフトウェアベンダ (ISV)
 - サービスプロバイダーとしてのソフトウェア (SaaS)

- 加盟店に対してペイメントファシリテーターとして活動するその他の事業者。上記にかかわらず、ペイメントファシリテーターは、他のペイメントファシリテーターを店子販売店として契約することはできませんが、ペイメントファシリテーターが各店子販売店と直接店子販売店契約を締結し、該当する店子販売店に立替払金を支払う限り、店子販売店に追加サービスを提供するために ISV、SaaS、およびその他の第三者と契約することができます。

v. マーケットプレイスを除く間接信用販売加盟店

- 加盟店が EEA または UK に所在するペイメントファシリテーターである場合、事前の書面による同意なしに、[8.2.1 節「禁止または制限業種」](#)に記載されているいずれかの業務に該当するまたは従事する店子販売店希望者を募集してはなりません。一部のカテゴリーでは、ペイメントファシリテーターまたはその店子販売店に対して、追加のポリシーおよび手続に従うことが要求されます。
- ペイメントファシリテーターとしての加盟店の義務をすべて理解するためにアメリカン・エキスプレス担当者にご連絡ください。加盟店の義務を遵守しない場合、本契約に規定された、または加盟店に開示された非遵守費用が発生する場合があります。

8.2.7 交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引

8.2.7.1 交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引のカード取扱い要件

- 交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引を取扱い、処理する場合、加盟店は以下を行う必要があります。
 - 以下のいずれかの MCC に分類されること。4111、4112、4131、4784、7523。かつ承認と決済請求での MCC を渡すこと。
 - 以下のカードを利用しないこと。
 - 有効期限切れのカード
 - 当社が提供する指定 BIN 範囲内のカード
 - カード会員が交通機関システムを利用しようとした時点で、拒否リストに登録されているカード
- 承認および決済請求のためのすべてのリクエストに交通機関インジケータを付け、追加の交通機関技術要件を満たす必要があります ([1.4 項「当社仕様の遵守」](#)を参照)。

8.2.7.2 承認と決済請求要件

- 交通機関非接触型（コンタクトレス）取引を取扱う際には、名目金額または返還請求保護基準値 ([8.2.7.3 節「交通機関基準値」](#)に規定) までの金額についてアカウントステータスチェックを受けるか、または承認を受ける必要があります。以下は、「アカウントステータスチェック」または「承認」に対して受け取った回答に基づいて、どのように手続を進めるかを示したものです。

表 8-5: 非接触型交通機関承認と決済請求要件

以下の場合	以下を行う
アカウントステータスチェックまたは承認が認められる	直近の承認から承認期間内に、タップを継続して受け入れ、返還請求保護基準値までの合算交通機関立替払金を決算請求すること (8.2.7.3 節「交通機関基準値」 に規定)。部分的な運賃の承認は決済請求できません。 カードが拒否リストにあり、アカウントステータスチェックまたは承認が認められた場合、カードを拒否リストから削除してください。

表 8-5: 非接触型交通機関承認と決済請求要件（続き）

以下の場合	以下を行う
アカウントステータスチェックまたは承認が拒否される	<p>カードを拒否リストに登録する必要があります。</p> <p>最終的な運賃額が承認拒否保護基準値 (8.2.7.3 節「交通機関基準値」に定義に規定) 以下である場合、取引を決済請求します。</p> <p>最終的な運賃額が承認拒否保護基準値を超える場合、取引の決済請求をしてはなりません。8.2.7.5 節「交通機関債権回収」に規定するように新規の承認をリクエストすることができます。</p> <p>注：部分的な運賃の承認は決済請求できません。最終的な運賃額に対する単一の承認を回避する目的で、取引を分割してはなりません。</p>
合算したタップが返還請求保護基準値と承認期間内にある	<p>取引の決済請求が可能です。</p> <p>今後のタップのために、新たにアカウントステータスチェックまたは承認を取得することができます。</p> <p>注：決済請求の頻度 (8.2.7.3 節「交通機関基準値」に規定) に従って取引の決済請求をする必要があります。</p>
合算したタップが返還請求保護基準値を超えるか、承認期間を超える	<p>決済請求時に承認を取得することを条件に、取引の決済請求をすることができます。</p> <p>返還請求保護基準値を超える金額の取引を決済請求する場合、加盟店は「無効な承認 (ISO 4521) / 有効な承認がない (A02) または有効な承認がない (ISO 4755) / カード会員の承認がない (F24)」の返還請求の対象となる場合があります。</p>

8.2.7.3 交通機関基準値

- 以下の基準値が適用され、書面で提供されます。
 - 返還請求保護基準値
 - 承認期間
 - 決済請求の頻度
 - 承認拒否保護

8.2.7.4 交通機関立替払金情報

- カード会員が以下の情報に最低 120 日間アクセスできるようにしなければなりません。
 - 加盟店番号に関連する名前
 - 合計取引額
 - 旅行の日付
 - 各旅程の開始時刻（可能な場合）
 - 各旅程の終了時刻（可能な場合）
 - 最終取引日

8.2.7.5 交通機関債権回収

- 承認が拒否された場合、以下のすべての条件が満たされることを条件に、未払いの債権の回収を試みることができます。
 - 債権の値が、承認拒否保護基準値 ([8.2.7.3 節「交通機関基準値」](#)に規定) より大きいこと。
 - 支払うべき債権の全額について、承認を取得する。
 - 最初の承認が拒否された後、6 回を超える承認を試みないこと。

- iv. 最初の承認が拒否されて以来、30日を超える日数が経過していないこと。
- v. 債権回収のために加盟店開始取引を処理する際には、[2.5.4 節「加盟店開始取引」](#)の要件を遵守する必要があります。

8.2.7.6 拒否リストの管理

- a. 新たな承認の承認または拒否に基づいてカードアカウントを追加または削除することにより、拒否リストを維持する必要があります。その他の理由でカードアカウントを拒否リストに追加してはなりません。ただし、当該カードの使用に関連する異常な旅行が疑われる例外的な状況を除きます。拒否リストは、少なくとも毎日1回更新されなければなりません。可能な限り、拒否リストの更新頻度を上げることをお勧めします。
- b. カードがタップされた場合、直ちに拒否リストを確認し、使用したカードのカードアカウントが拒否リストに表示された場合、カード会員の入場を拒否しなければなりません。
- c. 交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引を決済請求しようとしたときに、カードアカウントが拒否リストに表示されている場合は、決済請求してはいけません。カードアカウントは、その後、アカウントステータスチェックまたは承認要求が承認された場合、拒否リストから削除される必要があります。
- d. 当社は、加盟店がこれらの条件または[8.2.7 項「交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引」](#)の規定に従わない場合、返還請求を発する場合があります。

8.2.7.7 前払い交通機関バス

- a. 加盟店はカード会員が旅行前にカード、非接触型決済（コンタクトレス）カードまたはモバイル機器を使用して購入することができる、前払い運賃プログラムを提供することができます。
 - i. 時間ベースの無制限トラベルパスで、当該バスの制限時間が終了するまで、カード会員が非接触型決済（コンタクトレス）カードまたはモバイル機器を使用して交通システムに入場または利用することができるもの、または
 - ii. 会員は残高がなくなるまで、非接触型決済（コンタクトレス）カードまたはモバイル機器を使用して交通システムに入場または利用することができる一定の金額または一定の利用回数使用することができるバス。これらのバスの残高は、購入したバスの種類に応じて、会員が交通システムを利用する毎に、金額または利用回数が減少します。
- b. カード会員が前払い交通機関バスを使用する場合、加盟店は以下を行う必要があります。
 - i. システム機能を口座識別と運賃検証のみに限定する、そして
 - ii. 交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引としてタップを処理しない。

8.2.8 旅行業

- a. 航空会社、クルーズ船、宿泊施設、レンタカー会社に分類される加盟店には、追加の条件および手続きが適用されます。以下に列挙する業種については、立替払金の最終金額が不明な場合、該当する場合は、[3.3.2 節「見積もり立替払金額」](#)の見積もり承認の要件を遵守してください。
- b. 宿泊または船内購入のためのクルーズ乗船のチェックイン、または「リアルタイム」購入（購入と同時に承認を取得するもの）ではない立替払金にプリペイドカードを取り扱うことはできません。

8.2.8.1 航空会社加盟店

8.2.8.1.1 関連航空会社

- a. 加盟店は、関連航空会社に本契約に従いカードを取り扱わせるものとし、加盟店は関連航空会社の遵守について責任を負います。

8.2.8.1.2 売上精算票

- a. 加盟店は[2.6 項「売上精算票および取消精算票」](#)に詳述されているとおり売上精算票の要件を遵守しなければならず、売上精算票には以下の事項が明確に記載されていなければなりません。
 - i. カード会員の氏名及び搭乗者（カード会員でない場合）の氏名。
 - ii. チケット番号、各フライトの出発地、及び到着地、及びクラスコード、またはチケットではない場合、購入された物品またはサービスの説明。
 - iii. 航空会社加盟店と、そして代理店が関与している場合、代理店の名称及び立替払金が発生した場所。
 - iv. 該当する場合、カード会員による分割払いの選択。

8.2.8.1.3 分割払い

- a. アメリカン・エキスプレスとの間で分割払いの取り決めがある特定のカード会員は航空輸送の購入時にそれを利用することを請求できます。関連サービスについては分割払いで購入することはできません。加盟店は認識なしに、カード会員が誤ってアメリカン・エキスプレスで分割払いができると申し出た場合に、責任を負うことはありません。加盟店はカード会員に分割払いの選択を希望するか尋ねるべきではありませんが、カード会員がそれを望むことを表明した場合、売上精算票に、電子的に決済請求する場合は伝送に、カード会員の選択を記録します。

8.2.8.1.4 インフライト立替払金

- a. アメリカン・エキスプレスがサテライトまたは他のインフライト立替払金について事前の承認は必要ありません。ただし、立替払金がなされたフライトの終了後 24 時間以内に、加盟店は上記のとおり各立替払金の承認を取得しなければなりません。

8.2.8.1.5 プライベート・チャーター立替払金

- a. プライベート・チャーターの立替払金（チャーターの全額またはその大部分がカードで支払われる場合）について、加盟店はカードでの支払いを求められた時点で承認を取得しなければなりません。フライトの 7 日前よりも前に承認を取得した場合、再度フライトの 7 日前に承認を取得しなければなりません。プライベート・チャーターの立替払金（すなわちチャーターの全額またはその大部分がカードで支払われる場合）はサービスが完了するまで決済請求することができません（例えば、立替払金が往復旅程を負担する場合、立替払金は復路のフライトの前ではなく直後に決済請求しなければなりません）。

8.2.8.1.6 取引の決済請求

- a. 米国内の代理店はエアライン・レポーティング・コーポレーション（ARC）またはその承継人を通して電子的に決済請求をします。米国外の代理人も適切な国際航空運送協会（IATA）または精算・決済制度（BSP）プロセスを通して同様に処理します。加盟店は、アメリカン・エキスプレスと加盟店の間で合意したとおり、取引が行われた国または一ヵ所に集中してアメリカン・エキスプレスに取引の決済請求をしなければなりません。関連航空会社からの取引は加盟店または加盟店の代理店からアメリカン・エキスプレスに決済請求をしなければなりません。各関連航空会社と代理店との清算について加盟店が全責任を負い、それらは本契約に基づく義務について個別かつ連帯して責任を負います。

- b. アメリカン・エキスプレスが電子的な決済請求を提供していないまたは技術的問題により利用できない場合、またはアメリカン・エキスプレスが事前に書面で他の合意をした場合、加盟店は取引の決済請求をアメリカン・エキスプレスに磁気テープまたは紙で提出することができます。磁気テープはアメリカン・エキスプレスの要件を遵守しなければなりません。紙伝票送付は本項で説明されているとおり、一括して、アメリカン・エキスプレスが提供する集計票と共に、できる限り頻繁に、ただし最低でも週ごとにアメリカン・エキスプレスが通知した住所に送付しなければなりません。代理店による売上の場合、紙伝票送付は航空会社加盟店が指示する住所または適切な中央処理施設（米国内の ARC または米国外の IATA もしくは BSP）に送付しなければなりません。紙伝票で決済請求される立替払金は分類され、まとめられ、集計され、そしてアメリカン・エキスプレスに別々に決済請求されなければなりません。

- i. 通貨建。
- ii. 他の通貨で発生した立替払金（アメリカン・エキスプレスはそうした立替払金を取り扱う義務はありませんが、アメリカン・エキスプレスの裁量において、アメリカン・エキスプレスが実施する範囲で行いますが、将来の立替払金を取り扱うべき義務を生じさせるものではありません）。
- iii. 分割払いの全ての立替払金。
- iv. アメリカン・エキスプレスと合意した関連したサービスの全ての立替払金。
- v. 各売上精算票の束は 150 枚を超えることはできません。
- vi. それぞのまとめには合計額及び立替払金の数、通貨、航空会社加盟店名及び航空会社加盟店に割り当てられた指定店舗番号を集計票の目立つところに表示して添付しなければなりません。

8.2.8.2 クルーズ船

- a. クルーズ船の加盟店は、カード会員の予定滞在期間中に発生する見積もり立替払金に基づいて、乗船時に見積もり承認を取得することができます。見積もり承認には、以下を含める必要があります。
- i. 適用される税金またはサービス料を含む客室料金
 - ii. 加盟店が追加の付随する立替払金を見積もるための手順

- b. 見積もり承認は、最終的に決済請求された取引額が承認額の 15% を超えないことを条件に、滞在期間中有効となります。

8.2.8.3 宿泊施設

- a. 宿泊施設加盟店は、承認の有効期間中に発生する見積もりの立替払金に基づいて、チェックイン時に承認を取得しなければなりません。承認には、以下の内容を含める必要があります：
- カード会員の予定滞在日数。
 - 税金および／またはサービス料を含む客室料金。
 - 追加の付随立替払金を見積もる加盟店の手続き。
- b. 最終的に決済請求される取引額は承認された額の 15% を超えてはなりません。

8.2.8.3.1 前払い

- a. 前払いは、予定された宿泊期間分の宿泊予約を確保するためのものです。加盟店は、14 泊分の宿泊費および適用される税金を上回る金額で前払い取引を提示することはできません。
- b. カード会員から前払いを受け取る場合、加盟店は、前払い金の要件および当該予約のキャンセルポリシーをカード会員に通知しなければなりません。詳細は、[2.5.1 節「前払い」](#)を参照してください。加盟店は、以下の事項を書面にてカード会員に確認書として提供する義務があります。
- 到着日および出発日
 - 前払いの金額
 - 予約確認番号
 - 加盟店のキャンセルポリシー
- c. 加盟店は、各前払い金について、以下の情報を含む売上精算票を作成しなければなりません。
- 「前払い（または前受け金）」という文言を取り受領書の署名欄に記入するか、または適切な前払いの説明を立替払金データとともに送信する
 - 到着予定日
- d. 予約がキャンセルされた場合、加盟店は 3 営業日以内に、キャンセル番号を含む書面によるキャンセル通知をカード会員に送付しなければなりません。返金が発生する場合は、加盟店は「前受け金のキャンセル」という文言を署名欄に記載した取消精算票を提出するか、取消処理に適切な前受け金インジケータを送信しなければなりません。
- e. 前受け金の到着日が変更された場合、加盟店は変更の確認書を 3 営業日以内にカード会員へ書面で送付する義務があります。
- f. 加盟店が予約済みの宿泊施設を提供できず、かつ、その予約がカード会員によってキャンセルされていない場合、加盟店は以下の対応を行うものとします。
- カード会員が支払った前払いに対して取消精算票を提出する。
 - 当初の予約期間が満了するまで（最大 14 泊）、または当初の宿泊施設が利用可能になるまでのいずれか早い方の期間について、近隣の同等の宿泊施設の料金を負担する。
 - 元の宿泊施設が利用可能になるまでの間、1 日 1 回の代替宿泊施設までの交通費と、元の宿泊施設に戻るための交通費を支払う。
 - カード会員の代替宿泊施設に対して、3 分間の電話を最大 2 回まで提供する。

8.2.8.3.2 保証付き予約

- a. 保証付き予約により、カード会員は、宿泊施設、トレーラーパーク、またはキャンプ場の加盟店で 1 泊分の予約を保証することができます。加盟店は、予約の保証取引を処理する際には、[2.5.4 節「加盟店開始取引」](#)の要件を遵守する必要があります。
- b. カード会員は、宿泊施設加盟店に連絡し、カードアカウント番号と有効期限を伝えることで、1 泊分の予約を確保することができます。加盟店は、カード会員に対して、1 泊分の宿泊料金を通知しなければなりません。予約時に、加盟店はカード会員に確認コードとキャンセルポリシーを通知しなければなりません。加盟店は、翌日の公表されているチェックアウト時刻まで宿泊施設を確保しなければなりません。
- c. カード会員が予約をキャンセルした場合、加盟店はカード会員にキャンセル番号を提供し、そのキャンセル番号の記録を保持しなければなりません。

- d. 保証付き予約が利用されない、または加盟店のキャンセルポリシーに従ってキャンセルされない場合、加盟店は「ノーショー」料金として1泊分の宿泊料金に相当する金額をカード会員のアカウントに立替払金として請求することができます。カード会員のアカウントに立替払金を請求するには、売上精算票の署名欄に「ノーショー」と記載するか、または加盟店が立替払金取引データに適切なインジケータを送信しなければなりません。これを行わないと、加盟店は ISO 4513（取消の未処理返還請求）の対象となる場合があります。

[表 5-9: 取消の未処理 \(ISO 4513\) / 保証付き予約 \(C18\)](#) を参照してください。

- e. アメリカン・エキスプレスが多数の紛議のある「ノーショー」立替払金を受け取った場合、加盟店はアメリカン・エキスプレスと協力して紛議の数を減らす努力をしなければなりません。かかる努力によっても紛議の数を減らすことができない場合、アメリカン・エキスプレスは加盟店をアメリカン・エキスプレスの返還請求プログラムの対象とする可能性があります。[5.11 項「不正全額償還プログラム」](#) を参照してください。
- f. 予約した宿泊施設が指定の日時に利用できず、かつ、カード会員が予約をキャンセルしていない場合、加盟店は、代替の宿泊施設を手配し、その費用を負担しなければなりません。加盟店は、カード会員に以下のサービスを追加立替払金なしで提供しなければなりません。
- 同等の宿泊施設での1泊分の宿泊手配。
 - 要請があれば、3分間の電話サービス。
 - 代替宿泊施設への交通手段。
 - 誠意をもって、代替宿泊施設にいるカード会員に対するすべての通信の転送に努めること。

8.2.8.3.3 緊急チェックイン

- a. カードを紛失または盗難されたカード会員がチェックインを要請した場合、加盟店は承認課の電話番号にかけ、アメリカン・エキスプレスの担当者につないでもらい、「緊急チェックイン」の承認を請求し、担当者の指示に従わなければなりません。

8.2.9 旅行サービス

- a. 加盟店が陸海空の移動、宿泊、観光ツアーまたは他の取り決めまたは他の旅行サービスを提供する事業を行っていそのサービスの販売に代理店を利用している場合、加盟店の代理店は加盟店のサービスの支払いのためカードを取り扱うことができ、加盟店は、各代理店が指定店舗の場合と同じように、その結果として生じる立替払金の決済請求を当社にすることができます。加盟店は代理店が本契約を遵守するようにし、その遵守について加盟店が責任を負います。この態様で当社に決済請求された立替払金について当社は加盟店の代理店ではなく加盟店に支払いを行うため、加盟店が立替払金の代理店への支払いまたは清算について責任を負います。
- b. アメリカン・エキスプレスは加盟店に独自の指定店舗番号を割り当て、加盟店及び代理店はアメリカン・エキスプレスから指示された加盟店番号を取引の決済請求に使用しなければなりません。代理店との資金的な取り決め及び清算について加盟店が全責任を負い、本契約に基づく代理店の義務について連帯して責任を負います。

8.3 ジェーシービー

- a. アメリカン・エキスプレスは、日本のカード発行者であるジェーシービー (JCB) との間で提携を結んでおり、当社はカナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおけるJCBの加盟店アクワイアラとして活動します。カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの加盟店は、アメリカン・エキスプレス・カードと同じ加盟店手数料率でJCBカードを取り扱い処理することができます。アメリカン・エキスプレス・カードまたはカードの定義にはJCBカードが含まれ、当社のマークにはJCBのマークが含まれます。カナダの加盟店は、同じ加盟店番号で、アメリカン・エキスプレス・カードを取り扱うのと同じ端末を使用して、JCBカードを取り扱うことができます。
- b. 当社は、JCBカードの取引に関する情報を、当該取引を処理し、必要な場合、ネットワーク上でのJCBカードの取扱いを実施するために、JCB及びその関連会社に開示する場合があります。
- c. カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの加盟店には、アメリカン・エキスプレスとJCBのステッカーと標識を無料で提供しています。詳しくはアメリカン・エキスプレス担当者までお問い合わせください。

8.4 加盟店手数料

8.4.1 はじめに

- a. 加盟店は加盟店手数料を当社に支払う必要があり、その他様々な料金や査定が課される場合があります。料金や評価の中には、特別なプロダクトやサービスに対するものもあれば、加盟店が当社の方針や手続きに非遵守であったため適用されるものもあります。多くの非遵守費用及び評価は、非遵守の原因となっている行為を是正することで回避することができます。

8.4.2 カード取扱い加盟店手数料

表 8-6: カード取扱い加盟店手数料

手数料	説明	額
加盟店手数料率	加盟店手数料とは、カードの取扱いに対して当社が加盟店に課す額の一つです。加盟店が支払う加盟店手数料を確認するには、アメリカン・エキスプレスの担当者にお問い合わせください。	変動

8.4.3 ペイメントファシリテーターおよび間接信用販売加盟店手数料

- a. 本契約では、以下の表に記載されている通り、様々な費用や評価が定められています。

表 8-7: ペイメントファシリテーターおよび間接信用販売加盟店手数料

手数料	説明	額
ペイメントファシリテーターまたは間接信用販売加盟店の一般非遵守費用	ペイメントファシリテーターまたは間接信用販売加盟店が、 8.2.6 節「ペイメントファシリテーター」 または 6 章「間接信用販売加盟店」 に記載されている方針および要件を遵守しなかった場合に適用される費用。これらの費用は、特定の方針違反に対してコンプライアンス違反費用が指定されていない場合、または非遵守費用が課されたにもかかわらず、ペイメントファシリテーターまたは間接信用販売加盟店が方針の違反を是正するための措置を講じていない場合に課されることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> 最初の違反の通知後 12 ヶ月以内に、同じ規定に対する 2 回目の違反があった場合、最高 10,000 米ドル。 最初の違反の通知後 12 ヶ月以内に、同じ規定に対する 3 回目以降の違反があった場合、最高 20,000 米ドル。
店子販売店または最終受益者の報告非遵守費用	ペイメントファシリテーターが要求されている店子販売店データ要素を提供しなかった場合に適用される費用。この費用は、最終受益者データの提出を要求される可能性のある間接信用販売加盟店に適用されるものとします。	<ul style="list-style-type: none"> 最初の違反の通知後 12 ヶ月以内に、同じ規定に対する 2 回目の違反があった場合、最高 10,000 米ドル。 最初の違反の通知後 12 ヶ月以内に、同じ規定に対する 3 回目以降の違反があった場合、最高 20,000 米ドル。

用語集

この加盟店規程、及び本契約において、以下の定義された用語を適用します。他の定義された用語は「」を用いて加盟店規程の本文中に表記しており、それらの用語が出てくる規定だけではなく、本文書全体で適用します。

アカウントステータスチェック

承認リクエストの一環で、メッセージ上のカードアカウントで表されるカードアカウントが有効かどうかを発行者に問い合わせるために使用されます。アカウントステータスチェックは、例えば、交通機関が、交通機関事業者の端末で、交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引に関連するカードアカウントのステータスを確認するために使用されます。

前払い

加盟店がカード会員に物品またはサービスの提供をする前に全額の支払いがなされる立替払金をいいます。

関連会社

関連当事者を支配し、もしくは関連当事者の支配を受け、または関連当事者と共に経営下にある事業体をい、子会社を含みます。

関連航空会社

航空会社が以下を行うことをフランチャイズまたは類似する書面の契約を交わしており、航空加盟店が航空会社コード合意書を共有するライセンス提供を受けた旅客航空輸送会社。(a) 航空加盟店の所有する商標及びロゴを使用して運営する、(b) 航空加盟店の関連会社であることを公にして運営する、(c) 航空加盟店の名前及び識別番号が付された在庫チケットを活用する、及び (d) 航空加盟店が規定する運営及び顧客サービス基準に遵守することが義務付けられている。航空会社加盟店の関連航空会社は、全体として航空会社関連グループと呼ばれ、関連航空会社は地域または小規模航空会社であると理解され、同意したものとします。

代理店

加盟店の物品またはサービスを販売する、加盟店の従業員ではないチケット、旅行または関連サービス販売代理店またはその他代理店をいいます。

合算取引

一つのカードアカウント番号および加盟店アカウント番号において発生した複数の個別の購入、払戻（またはその両方）を1件の大きな取引にまとめること。アメリカン・エキスプレスは、本契約において「合算取引」を指す用語として、「合算立替払金」という表現も使用します。

合算交通機関立替払金

支払のための立替払金を決済請求する前に、一つのカードに発生した複数の小額の交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引を、一つに合算統合した立替払金をいいます。

本契約

アメリカン・エキスプレスカードの取扱いに関する契約及び加盟店規程を総称したもの。

代替通貨

アメリカン・エキスプレスが承認した現地通貨以外の通貨。

アメリカン・エキスプレスカード

アメリカン・エキスプレスあるいは関連会社のマークが付記され、American Express Company、その関連会社またはこれらの者からライセンス提供を受けた者により発行または提供されたカード、電子的なアカウントアクセスデバイス、その他仮想的、電子的または物理的な支払機器またはサービスのことです。カードには第三者の発行者が発行したカードまたは他のアクセスデバイスも含まれます。本契約において、カードに関連する「立替払金」及び「取消」という用語の使用は、互いに代替可能です。

アメリカン・エキスプレス・ネットワークまたはネットワーク

カードを取り扱う加盟店のネットワーク、およびこのネットワークとアメリカン・エキスプレス・ブランドを支える運営、サービス提供、システム、マーケティングのインフラ。

アメリカン・エキスプレス SafeKey プログラム

オンライン取引のためにより強いセキュリティを提供するよう設計された業界標準認証ツール。

適用法

(i) 加盟店または当社またはそのいずれかの関連会社に適宜適用される現行の法令、規則、法規、条例、または下位の法律、(ii) 適宜適用される慣習法、(iii) 拘束力のある裁判所命令、判決または布告、及び(iv) 取締官またはその他政府または政府機関または領土、またはその他国家、連邦政府、連合体、州、県または地方自治体の政府機関が制定するまたは与える拘束力のあるすべての指令、方針、規定、または命令をいいます。

アプリケーション取引立替払金

特に携帯電話またはタブレットでの使用のために設計されたアプリケーションを通して行われた立替払金をいいます。

承認/承認済み

加盟店からの承認の要求に応じて承認を付与するメッセージで、承認またはその他のインジケータで構成されます。

承認

当社または隨時当社が指定し認定した第三者により与えられた承認番号の形式で、本契約で定める立替払金の承認を取得する手続をいいます。

承認調整

承認調整メッセージにより、最終取引額が事前に承認された金額を下回る場合に、アクワイアラおよびその加盟店は取引額を調整できます。これによって発行者は、最終取引額を含む提示メッセージの受信を待つことなく、承認された超過額に対して、カード会員のアカウントにある利用可能な資金に対する保留を解除することができます。

承認の取り消し

最終的な立替払金額が判明した時点で、加盟店が承認済みの承認をキャンセルまたは減額するために使用する承認メッセージ。

承認期間

別のアカウントステータスチェックまたは承認が必要となる前に、承認された承認が交通機関の購入に有効な日数です。

銀行口座

加盟店または加盟店の関連会社が銀行または他の金融機関で保有している口座。

発行者識別番号 (BIN)

カード発行者を識別するためにカードに使用される6桁の番号であって、カードアカウント番号またはトークンの最初の6桁として使用されます。

請求書支払サービス業者

カード会員に代わって請求書の支払いを行うためにカード会員が利用する間接信用販売加盟店。請求書支払サービス業者 (BPP) はカード会員のアカウントに請求し、請求書で特定されている適格最終受益者に支払います。

営業日

取引またはイベントのすべての当事者が営業している日。

購入者支払い (BIP) 取引

BIP を通して処理された支払い指示ファイルを介して利用できる支払い取引をいいます。

資産損害

カード会員にレンタルされている間に車両に生じた損害。

カード保有者データ

PCI DSS の当時の最新版用語集に掲載されている意味です。

カード保有者本人確認方法 (CVM)

カードまたはモバイルデバイスを提示している人がアプリケーションが発行された当人であることを確認するために行われるカード会員の本人確認方法をいいます。

カード会員

カードを保有する組織または個人（カード表面に名前がエンボスされている、またはエンボスされていない場合は印刷されている）であり、カードに名前がエンボスされている場合はカードに名前が表示されているカード会員をいいます。

カード会員開始取引 (CIT)

カード会員が直接関与する取引。

カード会員情報

アメリカン・エキスプレスのカード会員及びカード取引に関する情報をいい、氏名、住所、カード番号、及びカード識別番号 (CID) を含みます。

カード識別番号 (CID)

カード表面に印刷された複数桁の数字をいいます。

カードアカウント

1枚以上のカードの発行時に発行者が個人に開設するアカウント。

カード非提示立替払金

購入時にカードの提示がない立替払金（例：郵便、電話、インターネットを介したまたはデジタルウォレットアプリケーションによる取引を含むが、デジタルウォレット非接触型取引（コンタクトレス）を含まないデジタルによる立替払金）をいいます。

カード非提示返還請求

不正であったと紛議が申し立てられたカード非提示立替払金に対する返還請求をいいます。

カード提示立替払金

購入時にカードが提示される立替払金で、対面販売立替払金及び無人端末を使用した立替払金を含みます。

返還請求

動詞として使用される場合、当社の有する以下の権利を意味します：(i) 当社が、本契約に基づく支払いからの控除、保留、差し引き、または相殺（もしくは加盟店の銀行口座からの引き落とし）により、または加盟店または指定店舗に当社に支払う義務を通知することにより、加盟店へ支払った立替払金またはその他の金額の返還を加盟店に求めることであり、その場合これは迅速かつ完全に行われなければなりません。または(ii) 当社が加盟店に支払っていない立替払金の取り消し。名詞の場合、加盟店が返還すべきまたは取り消された立替払金の金額をいいます。当社の資料内で「全額返還」と呼ばれることがあります。

返還請求保護基準値

承認に対して決済され、返還請求から保護される、合算された1つまたは複数の交通機関取引の最大値。

立替払金

カードでなされる支払いまたは購入をいいます。ただし、加盟店がアメリカン・エキスプレス・ネットワーク以外のネットワークに転送した支払いまたは購入を除きます。

立替払金データ / 取消データ

2.6項「売上精算票および取消精算票」の一覧にある一つ以上のデータ要素をいいます。

売上票

当社の要件に適合する立替払金の記録をいいます。当社の資料内で立替払金記録またはROCと呼ばれることもあります。

IC チップ

カードに内蔵された集積化マイクロチップをいい、カード会員及びカード番号情報を含みます。

IC チップ & PIN 対応国

POS システムが IC チップ & PIN 取引を処理できなければならない国。7章「不正防止」を参照してください。

IC チップ & PIN 取引

PIN により認証された IC カード支払いをいいます。

IC カード

データを保存（カード会員情報を含む）するチップが内蔵されたカードであり、POS システムが立替払金処理を容易に行うために読み取ることのできるものをいいます。当社の資料内で「スマートカード」、「EMV カード」、または「ICC」、または「集積回路カード」と呼ばれることがあります。

IC カードデータ

IC カードのチップに含まれる情報で、取引を処理するために使用されます。

説得力のある証拠

カード会員が取引に関与し、物品もしくはサービスを受け取り、または取引から利益を得たことを証明する裏付けとして、加盟店が提供する追加の種類の書類。

売上精算票

以前は売上票と呼ばれていました。カード会員の立替払金または取消処理の清算処理のために提出された伝票であり、ATM や POS 端末で実行された取引の詳細を含みます。アメリカン・エキスプレスは、本加盟店規程および／または契約において売上精算票を指す用語として、以下の用語を使用しています。売上精算票原本、代用売上精算票、取引ログ、およびコピー。

IC チップのみ対応の国

IC カード取引を POS システムが処理できなければならぬが PIN による認証を必要としない国。

CDCVM

アメリカン・エキスプレスが認定し、承認したカード保有者の本人確認方法をいい、会員本人であることはモバイル機器上で証明され、立替払金の承認データにてアメリカン・エキスプレスのカード発行者に提供されます。

消費者提示型クイックレスポンス (CPQR)

カード会員がモバイル機器上のカード発行者のアプリケーションを使用して QR コードを生成し、それを POS 装置でスキャンする取引。

非接触型決済（コンタクトレス）

ラジオ周波を通信できる部品を持つカードまたはモバイル機器がラジオ周波数に対応する POS 機器と通信することにより取引が開始される取引環境をいいます。

非接触型決済テクノロジー

対面立替払金の形で非接触型決済（コンタクトレス）により IC カードまたはモバイル機器から POS システムへ立替払金データを転送することができるテクノロジー。

加盟店関係者

加盟店の従業員、代理店、代表者、下請契約者、プロセッサー、サービスプロバイダー、POS 設備（POS）または POS システムまたは決済処理ソリューションの供給事業者、加盟店のアメリカン・エキスプレス加盟店アカウントと関連付けられている事業体、及び本契約に基づいて加盟店がカード保有者データまたは機密認証データ（あるいは両方）を提供している業務提携先企業などのいずれかあるいは全部を指します。当社の資料では「ベンダ」ということがあります。

クレデンシャル・オン・ファイル

加盟店により保存されるカード会員のアカウントデータで、PAN またはトークンが含まれますがこれらに限定されません。加盟店は、クレデンシャル・オン・ファイルを保存して加盟店開始取引を開始でき、カード会員は、クレデンシャル・オン・ファイルを使用してカード会員開始取引を開始できます。

取消

カードで行われた購入または支払について、加盟店がカード会員に返す立替払金の金額のことをいいます。

取消伝票

当社の要件に適合する立替払金データを含む取消の記録。

暗号通貨

デジタル・トークン建ての取引を決済請求及び検証するためにブロックチェーン技術と暗号技術を採用した為替手段、価値の単位または貯蔵として認識されているデジタル資産。

消費者起動型端末 (CAT)

無人のPOSシステム（例えば、「スタンドで支払う」タイプの燃料給油機、電気自動車充電ステーション、または自動販売機）。当社の資料では「セルフサービス端末」または「無人端末」ということがあります。

データセキュリティ運営方針 (DSOP)

インターナショナル加盟店規程の [DSOP および保護基準の概要](#)に記載されているアメリカン・エキスプレスデータセキュリティ方針。

デビットカード

アメリカン・エキスプレスのマークがなく第三者発行者名またはマークのあるカードを除く、要求払預金、当座、普通預金または同種の口座にアクセスするすべてのカード。アクセスされた口座から取引が精算されます。デビットカードはプリペイドカードではありません。

承認拒否保護基準値

交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引の承認が拒否された後に決済できる最大金額。

後送品立替払金

1回の購入に対して、2つの別々の売上精算票を作成し、決済請求しなければならない購入。最初の売上精算票はデポジットまたは頭金用で、2回目の売上精算票は購入の残高用。

拒否リスト

アカウントステータスチェックまたは承認が拒否されたカードアカウントのリストで、その後に承認されたものはリストから削除されます。

デジタル納品取引

インターネット上で購入されたデジタル商品またはサービスを、インターネットまたは電子ネットワークのダウンロードまたはその他のファイル転送プロセス（例：画像やソフトウェアのダウンロード）を介して納品すること。当社の資料では「インターネット電子納品取引」ということがあります。

デジタル商品またはサービス

インターネットまたは別のファイル転送プロセスを介してダウンロードまたはアクセスされるデジタル商品またはサービス（映画、アプリケーション、ゲーム、ウイルススキャンソフトウェアなど）。

デジタル注文

ウェブサイトの支払いページを経由して立替払金データを取得し、物品またはサービスの支払いがインターネット、Eメール、インターネット、エクストラネット、EDIまたは他のデジタルネットワークで行われるものを行います。これには、インターネットによる立替払金やアプリケーションによる立替払金が含まれます。当社の資料では「インターネット注文」ということがあります。

デジタルウォレット・アプリケーション取引

モバイル機器上のブラウザまたは加盟店アプリケーションにてデジタルウォレットを利用し実行する取引をい、非接触型決済テクノロジーを通すものではありません。

デジタルウォレット・コンタクトレス取引

モバイル機器のデジタルウォレットを当社仕様に従った非接触取引対応POS機器を通して実行する非接触取引をいいます。

デジタルウォレット事業者

デジタルウォレット事業者 (DWO) とは、[6.2 項「間接信用販売加盟店モデル」](#)に定める1つ以上の取引タイプを通じて、カード会員が購入または送金を行うことができる支払アプリケーションを運営する間接信用販売加盟店をいいます。

加盟店手数料

加盟店の申込書または本契約の他の場所に記載されているカードの取扱いに対して当社が請求する金額をいい、その金額は次のとおりです。 (i) 立替払金の額面の一定の割合（加盟店手数料率）； (ii) 取引ごとの定額料金。 (iii) 年会費。または (iv) (i) ～ (iii) の任意の組み合わせ。しばしば当社の資料では「加盟店手数料率」、「割引率」、「加盟店サービス料」、または「サービス料金」と呼ばれます。

紛議のある立替払金

クレーム、不服申立て、または疑義が提起された立替払金（またはその一部）。

電子商取引の取引

インターネット、アプリケーション、またはパーソナルコンピュータまたはモバイル機器上の電子ネットワークを使用した物理的またはデジタルの商品やサービスの購入。これには、インターネット取引またはデジタルウォレット・アプリケーション取引が含まれますが、これらに限定されません。

電子商取引インジケータ（ECI）

SafeKey 認証の結果を示した SafeKey 立替払金に関連したデータ要素。

EMV 仕様

EMVCo, LLC が発行する仕様で、以下の www.emvco.com で閲覧することができます。

最終受益者

間接信用販売加盟店から支払を受ける第三者の事業体。最終受益者は間接信用販売加盟店からカード情報を受領しません。最終受益者は別途直接カードを取り扱う加盟店である場合もあります。

指定店舗

加盟店と加盟店の関連会社の各店舗、ショップ、アウトレット、ウェブサイト、デジタルネットワーク、及び将来採用する方法を含む物品やサービスを販売するためのあらゆる方法を使用する他のポイント・オブ・セールスのすべてを指します。しばしば当社の資料では、「加盟店」、「SE」、または「サービス指定店舗」と呼ばれます。

指定店舗番号

それぞれの指定店舗に当社が割り当てる固有の番号を指します。加盟店に複数の指定店舗がある場合、それぞれに別個の指定店舗番号を割り当てます。当社の資料ではしばしば「加盟店番号」または「SE 番号」と呼ばれます。

見積もり承認

承認時に最終的な立替払金額が不明な場合に、最終決済請求額と異なる見積額についての承認。

有効期限

カードの有効期限が切れる年月。

Expresspay

Expresspay アプリケーションを含む IC カードまたはモバイル機器と、Expresspay 対応の POS 機器との間の非接触型決済（コンタクトレス）取引を容易にするためのアメリカン・エキスプレス内のプログラム。

要承認基準額

それを超える場合に加盟店が承認を得なければならない立替払金の金額をいいます。

不正、架空、または共謀加盟店

加盟店申込プロセス中に不正な情報を提供する加盟店、またはアメリカン・エキスプレス、アクワイアラ、カード会員、または発行者を欺く意図をもって取引を処理する加盟店、または立替払金が確定済みの不正利用で構成されている加盟店（これには、以下のような不正行為に関与する加盟店が含まれますが、これらに限定されるものではありません）。

- 承認されていない立替払金（すなわち、カード会員が承認していない立替払金）をカード会員に請求すること、
- カードをカード会員に返却する前に、承認されていない立替払金に対する追加取引をインプリント、スワイプ、または手入力すること、またはカード会員がカードを所持している間に盗まれた口座情報を使用すること、および
- 共謀者から盗まれた口座番号を受け取り、それを使用して不正な取引を手入力すること。

不正全額償還プログラム

カード会員が不正行為またはその疑いに基づいて何らかの理由で立替払金に紛議を提起する場合、返還請求権を行使するという当社の判断を取り消す要求をする権利を付与せず、当社から事前に問い合わせることなく、返還請求権を行使できるようにするプログラムを指します。

不正取引比率

該当する SafeKey 実装ガイドに含まれたパラメーターに従ってアメリカン・エキスプレスが決定する一定の期間中の加盟店の立替払金全額に対する不正取引全額の計算。

物品

販売を目的として製造または生産された有形の商品（例：製品、商品）。

保証付き予約

以前は「ノーショー予約プログラム」または「保証付き予約」と呼ばれていました。カード会員が対象となる施設またはレンタル業者でカードを使用して予約を保証できる仕組みであり、カード会員が予約を利用しなかった場合、または適切な期間内にキャンセルしなかった場合に、ホテル加盟店へ1泊分の宿泊料金の支払いが保証されます。

インプリント

取引を完了するために、カードから取引明細に転写されるカード会員データ。インプリントには、電子インプリントと手動インプリントがあります。手動インプリントとは、手動のインプリンターを使用して、カードに刻印されたエンボス情報を転写する方式。鉛筆を使ったこすり取りやカードのコピーは、有効なインプリントの証拠とは見なされません。

間接信用販売加盟店

アメリカン・エキスプレスと複数の第三者の適格最終受益者への支払を可能にする契約を結んでいる決済仲介者。間接信用販売加盟店はカードを取り扱うもののカード情報を最終受益者には送らず、銀行送金、小切手または電信送金など他の手段により適格最終受益者に支払います。

対面立替払金

カード本体、またはデジタルウォレットの非接触型決済（コンタクトレス）取引の場合モバイル機器が、POS装置で提示される立替払金（CATで行われた立替払金を含む）をいいます。当社の資料ではしばしば「カード提示立替払金」とも呼ばれます。

増分承認

加盟店が、以前に承認された見積もり承認リクエストの金額の増額を要求する際に使用する承認メッセージ。

分割決済取引

一定期間にわたる一連の分割決済のうち、1回の分割決済を表す取引をいいます（当社の資料では「後払い」と呼ばれることもあります）。

インターネット立替払金

加盟店のウェブサイトまたは指定店舗の関連ウェブサイトを通じて、インターネット経由でウェブブラウザを介して行われる立替払金をいいます。これには、アプリケーションによる支払いは含まれません。

発行者

アメリカン・エキスプレスまたはアメリカン・エキスプレス関連会社によりカードの発行及びカード発行事業を行うことのライセンスを受けた事業体（アメリカン・エキスプレスとその関連会社を含む）をいいます。

現地通貨

立替払金が発生したまたは取消が実施された国の通貨。

マーケットプレイス

明確にブランド名が付いているプラットフォーム（例、ウェブサイトやモバイルアプリ）上で、カード会員が複数の最終受益者の中から購入し、同じプラットフォームで当該購入の支払を行うことができるようしている加盟店。

マーク

名称、ロゴ、ドメイン名、サービスマーク、商標、キャッチフレーズまたは他の独占使用にかかる称号。

CVM レス非接触型取引の上限金額

非接触型決済テクノロジーを使用して処理される立替払金額上限。

加盟店アカウント

本契約を締結することにより当社に設定されたアカウント。

加盟店カテゴリコード（MCC）

加盟店が事業を行っている業種を識別する4桁のコード。

加盟店開始取引（MIT）

カード会員と加盟店との間の事前の合意に基づく取引で、加盟店がファイル上のクレデンシャル・オン・ファイルを使用することにより、カード会員が直接関与することなく開始されます。

店舗提示型クイックレスポンス（MPQR）取引

モバイル機器にあるカード発行者アプリケーションを利用して店舗提示型 QR コードを読み込むことによってカード会員が開始する取引を言います。

モバイル機器

デジタルウォレット支払いを実行できるアメリカン・エキスプレスにより認められている電子機器。これには、携帯電話、タブレットコンピューター、ウェアラブル電子デバイスが含まれますが、これらに限定されません。

モバイルポイントオブセールス（MPOS）

携帯電話または Wi-Fi データ接続を備えた市販のモバイルコンピューティングデバイスで構成されるシステム（電話、タブレット、ラップトップなど）で、カード読み取り周辺機器と組み合わせて使用して、接触型及び／または非接触型取引を受け入れるシステム。

多通貨（MCCY）指定店舗

本契約に基づき、MCCY プラットフォーム上で処理を行う指定店舗。

CVM レスプログラム

指定店舗がカード会員から署名または CVM を求めないことを許容するプログラム。

IC カード以外のカード

カード会員及び口座情報を収納した集積化マイクロチップのないカード。

IC チップ非対応国

取引にチップまたはチップ及び PIN が必要とされない国。

オリジナルトランザクション識別子（O-TID）

カード会員開始取引の承認要求中に AEGN によって生成されたトランザクション識別子（TID）。これは、後続のすべての加盟店開始取引をオリジナルのカード会員開始取引に結びつけます。

その他の契約

本契約を除く、(i) 加盟店または加盟店の関連会社と (ii) 当社または当社の関連会社との間で締結されるその他の契約。

その他の支払い手段

チャージカード、クレジットカード、デビットカード、ストアドバリューカード、スマートカード、他の支払いカード、外国通貨口座、口座アクセスデバイス、またはその他支払いのための手段、サービスまたは製品であって、カード以外のもの。

ペイメントアカウントリファレンス

アメリカン・エキスプレスが生成した、主要口座番号（PAN）に関連付けられている非金融的照会。PAR は、PAN と関連するトークンを紐づけるためにアクワイアラおよびその加盟店が利用することができます。

ペイメントアプリケーション

PCI ペイメントアプリケーションデータセキュリティ基準の最新版用語集に掲載されています。これは次の www.pcisecuritystandards.org で閲覧できます。

ペイメントファシリテーター

第三者（店子販売店）を代理してカード取扱を提供するビジネスモデルを有する事業体。従前当社の資料では「包括加盟店」、「支払いサービスプロバイダー」または「PSP」と表されてきました。

決済サービス

カード会員と店子販売店の間の取引に関連して提供される決済サービスのことであって、当該サービスを提供する事業体である（店子販売店ではない）加盟店が伝票の加盟店となり、加盟店の加盟店番号を使用して取引の決済請求を行い、当社から（その他のものを含め）立替払金の支払いを受けることになります。

PCI 認定済み

PIN 入力装置またはペイメントアプリケーション（あるいは両方）が設置時点で、PCI SSC が管理する承認された会社及びプロバイダに掲載されていることをいいます。これは以下の www.pcisecuritystandards.org で閲覧できます。

PCI PIN セキュリティ要件

ペイメントカード業界 PIN セキュリティ要件をいいます。これは次の www.pcisecuritystandards.org で閲覧できます。

個人間取引（P2P）

ペイメントアプリケーションの登録ユーザーとの間で送金したり受け取ったりする取引をいいます。

個人情報

加盟店が本契約を遂行するにあたり収集または保有する個人に関する情報でプライバシー法で規定する意味を持つもの。個人情報には、加盟店が受領またはアクセスするアメリカン・エキスプレスカード会員の情報、当社が受領またはアクセスする加盟店（加盟店が個人の場合）及びアプリケーションやカードの取扱いに際して提供される加盟店の従業員の詳細情報が含まれますが、それに限定されるものではありません。

PIN

暗証番号をいいます。

PIN 入力装置

PCI PIN トランザクションセキュリティ（PTS）、加盟店端末装置（POI）、モジュラーセキュリティ要件の最新版用語集に掲載されています。これは以下の www.pcisecuritystandards.org で閲覧可能です。

POS システム

情報処理システムまたは設備をいい、承認取得や取引データ収集などのために加盟店で使用されている端末、パソコン、レジ、非接触リーダー、モバイルポイントオブセールス（MPOS）、支払エンジンまたは処理を含みます。

事前承認

増分承認が後で使用されない場合に、取引開始時に最大取引額の誠実な見積もりに基づいて取得される承認。

プリペイドカード

「プリペイド」と表記されているカード、または当社が隨時加盟店に通知する識別要素を搭載しているカード。

主要口座番号（PAN）

顧客関係を識別する数列。割り当てられた番号はカード発行者及びカード会員の両方を識別します。

プライバシー法

個人情報保護法及びプライバシーまたは個人情報の保護に関する日本国内またはその他地域における法的規制または遵守事項で、アメリカン・エキスプレスまたは加盟店が従わなければならないもの。

プロセッサまたは決済代行業者

承認を取得し、立替払金の決済請求または取消を当社に提出する加盟店が雇い、当社が承認した仲介する第三者。

クイックレスポンス (QR) コード

デジタル支払いを可能にするなど特定の目的のために抽出及び使用できる二次元の静的または動的機械読み取り式のバーコード。

伝票保持期間

売上精算票または取消精算票の原本または電子的に保存したもの、及び取引を裏付ける全ての文書及びデータを加盟店が保持することが求められる期間で、随時通知されるもの。

登録型決済立替払金

一連の個別の購入や支払いのため自動的に立替払金を繰り返すためにカード会員に提供されているオプション。

回答期間

当社が求める情報を含む回答を提供するために当社が連絡したときから必要な時間で、随時通知されるもの。

リスク緩和テクノロジー

アメリカン・エキスプレスによって決定される、アメリカン・エキスプレス・カード保有者のデータ及び機密認証データのセキュリティを向上させるテクノロジーソリューション。リスク緩和テクノロジーとして適格となるためには、加盟店はその設計及び使用目的にしたがって、当該テクノロジーを有効に活用していることを実証する必要があります。例として、EMV、ポイントツーポイント暗号化、トーケン化が挙げられます。

SafeKey 試行

加盟店がリクエストする AESK プログラムに従ったカード会員の本人認証で、カード発行者またはアメリカン・エキスプレスネットワークのいずれかから試行の証拠として ECI 6 を受領したものをいいます。本定義の目的のため、「認証できません」という回答表示、すなわち ECI 7 は試行の証拠とはなりません。

SafeKey 認証

加盟店がリクエストする AESK プログラムに従ったカード会員の本人認証で、カード発行者またはアメリカン・エキスプレスネットワークのいずれかから認証の証拠として ECI 5 を受領したものをいいます。

SafeKey 立替払金

SafeKey プログラムを通して認証された立替払金。

選択通貨

加盟店とカード会員の最初のやり取りの際、カード会員が選択した通貨。

サービスプロバイダー

認可されたプロセッサー、第三者プロセッサー、ゲートウェイプロバイダー、POS システムのインテグレーター、及び加盟店に対して POS システムあるいは他の決済処理ソリューションまたはサービスを提供するプロバイダーのことです。

サービス

有形商品を提供せず、顧客のニーズを満たす有用な労働（例：電話サービス、航空券 / 旅行、食事、専門サービス）。

分割出荷

分割出荷取引は、カード会員が複数の物品を1回で購入し、その商品が複数の出荷便でカード会員に配送される場合に発生します。

店子販売店

加盟店が任命し、店子販売店契約を締結した第三者事業体（または物品の販売者）。

店子販売店データ

アメリカン・エキスプレス技術仕様に規定されている店子販売店の代表者の氏名、住所及び電子メールアドレス、法人番号、氏名及び社会保障番号を含むがこれに限定されない、必須、条件付き、任意の要件。明確に示すと、店子販売店データは取引データを含みません。

店子販売店情報インターフェース

アメリカン・エキスプレス技術仕様に規定されている店子販売店データ要件を含むすべてのフォーマット（セキュアファイル転送プロトコル（SFTP）、アプリケーションプログラミングインターフェース（API）または他の方法により転送されるデータファイルを含むが、これに限定されない）。グローバル店子販売店ファイルや店子販売店獲得 API は店子販売店情報インターフェースフォーマットの一例です。

店子販売店希望者

カード取扱いを代行する権限を持つ第三者を介して、ポイントオブセールスでのカードの取り扱いを希望する商品・サービスの販売者。

段階的 Back-to-Back 取引

カード会員がカードを使用して、最終受益者に対してリアルタイムで特定の購入のためにペイメントアプリケーションに資金を提供することができる取引（すなわち、ウェブサイトまたはモバイルアプリケーション）。

ストアドバリュー取引

後の支払いのために、資金をペイメントアプリケーションにチャージする取引。これには単独または複数の最終受益者での物品及びサービスの購入が含まれます。当社の資料では「トップアップウォレット」と呼ばれることがあります。

強化顧客認証（SCA）

独立した二つ以上の要素を使用し、一個の要素の欠陥が他方の要素の信頼性を損なわない認証で、その要素が以下の分類の二つ以上に当たるものをいいます。(i) カード会員のみが知っているもの、(ii) カード会員のみが保有しているもの、及び (iii) カード会員固有のもの。

決済請求

加盟店が当社に送信する取引データの収集。

決済請求の頻度

交通機関取引において、決済請求が必要となるまでに合算可能な最大日数。

代用取引レシート

元の取引データから作成された書類。

技術仕様

取引の承認及び決済請求を含む (i) アメリカン・エキスプレスのネットワークへの接続及び (ii) 電子取引処理に関する必須、条件付き、または選択的要件の一式で、隨時改定されることがあります。ガイド、仕様、インターフェース、告示、義務、通知などを含むがこれに限定されません。これらは www.americanexpress.com/merchantspecs において、またはアメリカン・エキスプレスの相談窓口へ要請することで入手できます。時折「アメリカン・エキスプレス技術仕様」または「仕様」と表されています。

第三者発行者

本契約に基づいて加盟店が取扱いに合意したカードの第三者カード発行者。

トークン

PAN に代わるサロゲート値。

取引

カードで行われた立替払金や取消。

取引データ

アメリカン・エキスプレスが要求する、1つかそれ以上の取引を証明するすべての情報。これには、販売時点での取得された情報、承認及び決済請求そして返還請求中に取得又は生成された情報が含まれます。

取引レシート

以前は「立替払金」と呼ばれていました。加盟店が作成し、カード会員に提供する、取引の電子または紙記録。

交通機関アクセスターミナル (TAT)

認証済みの非接触型カードが「タップ」された際に、カード会員に公共交通機関へのアクセスを許可する、非接触型対応の POS 端末。

交通機関非接触型決済（コンタクトレス）取引

交通機関システムへの入場や利用を目的とした非接触型決済（コンタクトレス）（「Expresspay」も参照）取引。

伝送データ

以下を含めるという要件があることを除いて [カード保有者データ](#) と同じ。カード会員の氏名、有効期限、カード会員の署名（取得した場合）、そして加盟店が払戻を認めない方針の場合、「払戻不可」の文言。

仮想通貨

国家の通貨同盟により発行されていない経済的通貨単位。仮想通貨は2人以上の個人または事業体間で為替手段または経済的価値の移動として受け入れられるものの、真正の通貨の特性を持たないことがある。

当社、当社の

本契約に定義されている加盟店の国で該当するアメリカン・エキスプレスの企業体。

加盟店または加盟店の

本契約に基づいてカードを取り扱う会社、提携企業、個人承認または他の法的事業体と同じ業種及びそれぞれの指定店舗で事業を行う関連会社。

データセキュリティ運営方針

1 項	DSOP および保護基準の概要	112
2 項	PCI DSS コンプライアンスプログラム (システムの重要な定期検証)	112
アクション1:	本方針に基づきアメリカン・エキスプレスのコンプライアンスプログラムに参加する	113
アクション2:	加盟店／／サービスプロバイダのレベルと調査 報告書要件を理解する	113
アクション3:	アメリカン・エキスプレスに送付すべき調査報告書を完成させる	116
アクション4:	調査報告書をアメリカン・エキスプレスに提出する	117
3 項	データ事故の管理義務	118
4 項	データ事故の損害賠償義務	120
5 項	対象分析プログラム (TAP)	122
6 項	秘密保持	123
7 項	免責事項	123
8 項	用語集	123
9 項	ウェブサイトのご案内	127

DSOP の変更の概要

アイコン

重要な更新は変更の概要一覧に掲示され、DSOP の中でも変更バーにより示されています。変更バーは通常左マージンにある縦線で、追加または修正された文言があることを示しています。加盟店の業務手順に影響を及ぼす可能性のある大幅な DSOP の変更のみが、左の余白にあるように変更バーで示されています。



削除された文言は、項、表、段落、注、箇条書き項目など、重要な削除の文言の横にゴミ箱アイコンを配置して強調表示されています。削除された文言は、この変更の概要では、混乱を避けるため、以前の文書の項番号を使用して参照されています。

段落を囲む青い線は、地域固有の情報を示しています。

変更の概要一覧

重要な更新は以下の表に示されており、DSOP の中でも変更バーにより表示されています。

項／節	変更の要旨
今回のリリースに変更点はありません。	

1 項

DSOP および保護基準の概要

アメリカン・エキスプレスは、消費者保護の先駆者として、カード会員データ及び機密認証データが安全に保たれるよう保護することに長期にわたり取り組んでいます。

漏洩したデータは消費者、加盟店、サービスプロバイダ及びカード発行者にネガティブな影響を及ぼします。たった一度の事故でも企業の評判に深刻な被害をもたらし、効果的な業務遂行能力を損なう可能性があります。セキュリティ運営方針の導入によりこの脅威に対処することは顧客の信頼を改善し、収益力を増強し、企業の評判を高めます。

アメリカン・エキスプレスは加盟店およびサービスプロバイダが（総称して貴店という）私たちの関心事を共有していることを信頼しており、貴店が、貴店の責任の一部として、アメリカン・エキスプレス®カードを取り扱い（加盟店の場合）または処理する（サービスプロバイダの場合）ための契約（それぞれの各契約）および当社が隨時改定するデータセキュリティ運営方針（DSOP）のデータセキュリティ規定を遵守することを求めます。これらの要件は、暗号化キー、カード会員データまたは機密認証データ（またはその組み合わせ）を保管、処理または伝送する貴店のすべての機器、システム及びネットワーク（及びその部品）に適用されます。

ここで使用されているものの定義されていない用語（英文では大文字で表記されている）は、本方針の末尾にある用語集で説明されている意味です。

データセキュリティ運営方針（DSOP）は、当該データを保管、処理または伝送する際はいつでもアカウントデータを保護するよう設計された包括的な方針です。

アメリカン・エキスプレスはすべての加盟店及びサービスプロバイダに対して、Payment Card Industry Data Security Standard (PCI DSS) に準拠することを求めます。当該要件の一部として、貴店は以下を必ず行い、また貴店関係者に行わせるものとします：

- カード会員データを、契約に従い、またそれにより義務付けられる通り、アメリカン・エキスプレスカードの取引を容易にするために保存する。
- 暗号キー、カード会員データまたは機密認証データの処理、保存または送信に適用される現行の PCI DSS 及び他の PCI SSC 要件に、適用されるバージョンの要件が施行される有効日までに適合する。
- データを保存、処理、または送信するための技術を導入または交換する際には、PCI 承認済みの製品を使用することを確実にする。

貴店は、データセキュリティ条項に従い、契約において保有しているすべてのアメリカン・エキスプレスの請求記録及び取消記録を保護するものとし、契約で定められた目的のみにこれらの記録を使用し適宜それらを保護するものとします。貴店は、[2項「PCI DSS コンプライアンスプログラム（システムの重要な定期検証）」](#)に基づく本方針の貴店関係者の遵守証明とは別に）貴店関係者にデータセキュリティ条項を遵守させることについて、アメリカン・エキスプレスに財務上及びその他の義務を負うものとします。PCI 基準およびその要件への準拠方法に関する詳細は www.pcisecuritystandards.org で確認することができます。

2 項

PCI DSS コンプライアンスプログラム（システムの重要な定期検証）

貴店は、PCI DSS に基づき、以下に説明するアクションにより、カード会員データまたは機密認証データが保存、処理、または伝送される、貴店または貴店のフランチャイズ店の設備、システム、及び／またはネットワーク（及びそのコンポーネント）の状態を年次及び 90 日毎に検証するものとします。

検証を完了するための 4 つのアクションは以下のとおりです。

- [アクション1](#)：本方針に基づきアメリカン・エキスプレスの PC コンプライアンスプログラムに参加する
- [アクション2](#)：加盟店／サービスプロバイダのレベルと調査報告書要件を理解する
- [アクション3](#)：アメリカン・エキスプレスに送付すべき調査報告書を完成させる
- [アクション4](#)：指定の期間内に調査報告書を当社に提出する

アクション1：本方針に基づきアメリカン・エキスプレスのコンプライアンスプログラムに参加する

レベル1の加盟店、レベル2の加盟店、及びすべてのサービスプロバイダは、以下に説明するとおり、本方針に基づきプログラムに参加する必要があります。アメリカン・エキスプレスは、独自の裁量に基づき、特定のレベル3及びレベル4の加盟店に、本方針に基づき、プログラムに参加するよう指名する場合があります。

プログラムに参加することが求められているすべての加盟店及びサービスプロバイダは、定められた期限までに、アメリカン・エキスプレスにより選ばれたプログラム管理者が提供するポータルから登録しなければなりません。

- 加盟店はポータルの使用に関連する合理的な利用条件をすべて承諾しなければなりません。
- 加盟店はポータル内で最低一つのデータセキュリティの窓口を割り当て、その正確な情報を提供しなければなりません。必要なデータ要素には以下が含まれます。:
 - フルネーム
 - 電子メールアドレス
 - 電話番号
 - 郵送先住所
- 加盟店は情報に変更が生じた場合、ポータル内でデータセキュリティの窓口の更新されたまたは新規の連絡先情報を提供しなければなりません。
- 加盟店はポータルの指定されたドメインからサービスに関する通信が可能となるようシステムが最新のものであるようにしなければなりません。

加盟店が最新のデータセキュリティ窓口情報を提供しないことまたは電子メールの通信を利用可能にしないことは当社が料金を徴収する権利に影響を与えないものとします。

アクション2：加盟店／／サービスプロバイダのレベルと調査報告書要件を理解する

アメリカン・エキスプレスのカード取引件数に基づいて、4つの加盟店レベルの加盟店と2つのレベルのサービスプロバイダがあります。

- 加盟店の場合、これは、最高のアメリカン・エキスプレス加盟店アカウントレベルを頂点とする加盟店の指定店舗により提出された取引件数です。^{*}
- サービスプロバイダの場合、これは、サービスを提供する先のサービスプロバイダ及び事業体サービスプロバイダが提出する取引件数の合計です。

購入者支払い(BIP)取引は、加盟店のレベル及び検証要件を特定するためのアメリカン・エキスプレスのカードの取引件数には含まれません。貴店は、[表A-1: 加盟店及びサービスプロバイダレベル](#)に記載されているいずれかの加盟店レベルに該当します。

* フランチャイザーの場合、カード取扱件数にフランチャイズ指定店舗からの取引件数が含まれます。フランチャイズ加盟店に、特定のポイント・オブ・セール(POS)システムまたはサービスプロバイダを使用するよう義務付けているフランチャイザーは、その影響下にあるフランチャイズ加盟店の調査報告書も提出する必要があります。

表 A-1: 加盟店及びサービスプロバイダレベル

加盟店プロバイダレベル	アメリカン・エキスプレス年間取引
レベル1の加盟店	アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が250万件以上、またはその他アメリカン・エキスプレスがレベル1と見なす加盟店。
レベル2の加盟店	アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が5万件以上250万件未満の加盟店。

表 A-1: 加盟店及びサービスプロバイダレベル (続き)

加盟店プロバイダレベル	アメリカン・エキスプレス年間取引
レベル 3 の加盟店	アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が 1 万件以上 5 万件未満の加盟店。
レベル 4 の加盟店	アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が 1 万件未満の加盟店。
加盟店プロバイダレベル	アメリカン・エキスプレス年間取引
レベル 1 サービスプロバイダ	アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引件数が 250 万件以上、またはその他当社がレベル 1 とみなすサービスプロバイダ。
レベル 2 サービスプロバイダ	アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引件数が 250 万件未満、または当社がレベル 1 でないとみなすサービスプロバイダ。

加盟店調査報告書要件

加盟店（サービスプロバイダを除く）は、4つの加盟店レベルの分類があります。上記の[表 A-1: 加盟店及びサービスプロバイダレベル](#)から加盟店レベルを特定した後、[表 A-2: 加盟店調査報告書](#)を参照し、必要な調査報告書の要件を確認してください。

表 A-2: 加盟店調査報告書

加盟店レベル／アメリカン・エキスプレスの年間取引件数	コンプライアンスレポート 準拠証明書 (ROC AOC)	自己問診準拠証明書 (SAQ AOC) 及び四半期外部ネットワーク脆弱性スキャン (スキャン)	有資格加盟店のセキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP) 証明
レベル 1/ 250 万件以上	必須	該当なし	オプション (アメリカン・エキスプレスの承認が必要) (ROC に代わる)
レベル 2/ 5 万件以上 250 万件未満	オプション	SAQ AOC 必須 (ROC AOC を提出する場合を除く) 特定の種類の SAQ はスキャンが必須	オプション (アメリカン・エキスプレスの承認が必要) * (SAQ 及びネットワークスキャンまたは ROC に代わる)
レベル 3**/ 1 万件以上 5 万件未満	オプション	SAQ AOC はオプション (アメリカン・エキスプレスが要請する場合は必須) 特定の種類の SAQ はスキャンが必須	オプション (アメリカン・エキスプレスの承認が必要) * (SAQ 及びネットワークスキャンまたは ROC に代わる)
レベル 4**/ 1 万件未満	オプション	SAQ AOC はオプション (アメリカン・エキスプレスが要請する場合は必須) 特定の種類の SAQ はスキャンが必須	オプション (アメリカン・エキスプレスの承認が必要) * (SAQ 及びネットワークスキャンまたは ROC に代わる)

* 注: アメリカン・エキスプレスの PCI チームが申請内容と適格性を確認し、STEP プログラムの対象となるかどうかを通知します。適格性を確認するには、クライアントマネージャーまたは AXPPCIComplianceProgram@aexp.com にご連絡ください。

**誤解を避けるために付言すると、レベル 3 及びレベル 4 の加盟店は、アメリカン・エキスプレスの裁量に基づき要求される場合を除き調査報告書を提出する必要はありませんが、必ず本データセキュリティ運営方針のその他すべての条項を遵守しなければならず、それらに基づく責任を負います。

アメリカン・エキスプレスは、PCI 調査報告書の完全性、正確性、妥当性を検証する権利を留保します。アメリカン・エキスプレスはこの目的の裏付けとして評価のために追加の裏付けの書類を求める場合があります。加えて、アメリカン・エキスプレスは加盟店に対して、PCI Security Standards Council によって認定された認定セキュリティ評価者 (QSA) または PCI フォレンジック調査機関 (PFI) を関与させるよう求める権利を有します。

サービスプロバイダ調査報告書要件

サービスプロバイダ（加盟店を除く）は、2つのレベル分類があります。上記の [「表 A-1: 加盟店およびサービスプロバイダレベル」](#) からサービスプロバイダレベル [表 A-1: 加盟店及びサービスプロバイダレベル](#) を特定した後、[表 A-3: サービスプロバイダ調査報告書](#) を参照し、必要な調査報告書要件を確認してください。

サービスプロバイダは STEP の対象ではありません。

表 A-3: サービスプロバイダ調査報告書

レベル	調査報告書	必須性
1	年次コンプライアンスレポート準拠証明書 (ROC AOC)	必須
2	年次 SAQ D (サービスプロバイダ) 及び四半期ネットワークスキャンまたは望ましい場合、年次コンプライアンスレポート準拠証明書 (ROC AOC)	必須

サービスプロバイダも、PCI 認定機関補助検証に準拠することが推奨されます。

セキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP)

PCI DSS に準拠している加盟店は、カード処理環境全体において追加のセキュリティテクノロジーを使用している場合、アメリカン・エキスプレスの裁量に基づき、当社のセキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP) の対象とみなされることがあります。STEP が適用されるのは、加盟店で過去 12 カ月にデータ事故が発生しておらず、全カード取引件数の最低 75% が以下の高度セキュリティオプションの組み合わせを使用している場合のみです。

- EMV、EMV コンタクトレスまたはデジタルウォレット - 有効で最新の EMVCo (www.emvco.com) の承認 / 認定を取得し AEIPS 準拠チップカード取引の処理が可能な、チップ対応機器での取引。(米国の加盟店は非接触型を含めなければなりません)
- ポイントツーポイント暗号化 (P2PE) - PCI-SSC 承認または QSA 承認のポイントツーポイント暗号化システムを使って、加盟店のプロセッサーと通信された取引。
- トークン化 - 導入されているトークン化ソリューションは以下を満たしていかなければなりません。
 - EMVCo 仕様を満たしていること。
 - PCI に準拠した第三者のサービスプロバイダにより保護、処理、保存、送信、そして全体を管理されること。
 - トークンは、マスキングされていない主要口座番号 (PAN) を加盟店に明らかにすることがないようにリバース・エンジニアリングがかけられないものであること。

STEP の資格を有する加盟店については PCI 調査報告の要件が緩和されています。詳しくは下記の [アクション 3: 「アメリカン・エキスプレスに送付すべき調査報告書を完成させる」](#) に説明されています。

アクション3：アメリカン・エキスプレスに送付すべき調査報告書を完成させる

上記の [表 A-2: 加盟店調査報告書](#) 及び [表 A-3: サービスプロバイダ調査報告書](#) に記載されているとおり、加盟店およびサービスプロバイダの各レベルに応じて、以下の書類の提出が求められます。

貴店は該当する評価タイプに応じた準拠証明書 (AOC) を提供しなければなりません。AOC は貴店の準拠状況についての宣誓であるため、貴店の組織内の適切なレベルの幹部により署名され日付が付されているものでなければなりません。

AOC に加えて、アメリカン・エキスプレスは全体の評価の写しを、また裁量により、PCI DSS 要件の遵守を証明する追加の裏付けの書類の提供を求める場合があります。この調査報告者は貴店の費用において作成するものとします。

コンプライアンスレポート準拠証明書 (ROC AOC) – (年次要件) – コンプライアンスレポートはカード会員データまたは機密認証データ（またはその両方）が保存、処理、または伝送される加盟店のすべての設備、システム、及びネットワーク（及びそのコンポーネント）の詳細なオンサイト監査の結果を示す文書です。二つのバージョンがあります。一つは加盟店用でもう一つはサービスプロバイダ用です。コンプライアンスレポートは、

- QSA または
- 内部セキュリティ評価者 (ISA) により実施され、貴店の最高経営責任者、最高財務責任者、最高情報責任者または担当部門長により保証されなければなりません。

ROC AOC は QSA または ISA 及び貴店の組織内の権限のあるレベルの幹部により署名され日付が付され、少なくとも 1 年に 1 回はアメリカン・エキスプレスに提供されなければなりません。

自己問診準拠証明書 (SAQ AOC) – (年次要件) – 自己問診は、カード会員データもしくは機密認証データ（またはその両方）が保存、処理、または伝送される貴店のすべての設備、システム、及びネットワーク（及びそのコンポーネント）を自己検証できるようにします。SAQ には複数のバージョンがあります。貴店はカード保有者データ環境に基づいて 1 つ以上を選択します。

SAQ は質問に対し正確かつ完全に答えることができる社内の資格のある従業員が作成するか、サポートのために QSA を関与させることができます。SAQ AOC は貴店の組織内の権限のあるレベルの幹部により署名され日付が付され、少なくとも 1 年に 1 回はアメリカン・エキスプレスに提供されなければなりません。

認定スキャニングベンダ外部ネットワーク脆弱性スキャナサマリー (ASV スキャン) – (90 日要件) – 外部脆弱性スキャナは貴店のカード保有者データ環境のインターネット接続コンポーネント（例、ウェブサイト、アプリケーション、ウェブサーバー、メールサーバー、公開ドメインまたはホスト）の潜在的な弱点、脆弱性及び不適当な設定を特定する遠隔テストです。

ASV スキャンは、認定スキャニングベンダ (ASV) により実施されなければなりません。

SAQ で求められた場合、スキャナ対象の数、結果が PCI DSS スキャニング手順を満たすことの証明及び ASV により作成された準拠状況を含むスキャナ準拠証明書の ASV スキャンレポート (AOSC) またはエグゼクティブサマリーを少なくとも 90 日に 1 回アメリカン・エキスプレスに提出しなければなりません。

ROC AOC または STEP では特に求められていない限り AOSC または ASV スキャンのエグゼクティブサマリーを提供する必要はありません。疑義を避けるために付言すると、該当する SAQ で求められる場合、スキャナは必須です。

STEP 認証調査報告 (STEP) – (年次要件) – STEP は、上記の [アクション2:「加盟店／／サービスプロバイダのレベルと調査報告書要件を理解する」](#) に記載された基準を満たす加盟店のみが対象となります。会社に資格がある場合、貴店は STEP 認証書を作成し、毎年アメリカン・エキスプレスに提出しなければなりません。年次 STEP 準拠証明書フォームは、[ポータル](#) からダウンロード可能です。また、クライアントマネージャーに連絡するか、AXPPCIComplianceProgram@aexp.com 宛にアメリカン・エキスプレスへメールでお問い合わせいただくこともできます。

PCI DSS 非準拠 – (年次、90 日またはアドホック要件) – 貴店が PCI DSS に準拠していない場合、PCI セキュリティ基準評議会のウェブサイトからダウンロード可能な「PCI 優先アプローチツール (PAT) サマリー」を提出する必要があります。

PAT サマリーは、コンプライアンスの達成のために、ドキュメント完成日から 12 カ月以内に改善日を指定しなければなりません。貴店は、非準拠状態に対する改善（レベル 1、レベル 2、レベル 3、及びレベル 4 の加盟店、すべてのサービスプロバイダ）に基づき、アメリカン・エキスプレスに改善に向けた進捗の定期的な更新情報を提供するものとします。PCI DSS の準拠のために必要な改善措置は貴店の費用においてなされるものとします。

アメリカン・エキスプレスは、改善期限前に非準拠に対する料金を課すことはありません。[表 A-4: 非遵守費用](#)に従い、貴店はデータ事故によるすべての損害賠償の義務に関してアメリカン・エキスプレスに責任を負っており、また本方針のその他すべての条項の対象となります。

アメリカン・エキスプレスは、独自の裁量により、以下の場合に非準拠に対する料金を課す権利を留保します：

- 本セクションに記載された要件に従って、PCI 優先アプローチテンプレートが提出されていない場合
- 非準拠ステータス向け PCI 優先アプローチテンプレートに記載された改善措置が実施されなかった場合
- 非準拠ステータス向け PCI 優先アプローチテンプレートの要件のいずれかが満たされなかった場合
- 必須の準拠書類が、適用される期限までに、またはアメリカン・エキスプレスからの要求に応じて提出されなかった場合

[アクション 2: 加盟店／／サービスプロバイダのレベルと調査報告書要件を理解する](#)に記載された要件に準拠しない加盟店／／サービスプロバイダは、[アクション 4: 調査報告書をアメリカン・エキスプレスに提出する](#)に記載された料金の対象となる場合があります。

疑義を避けるために付言すると、PCI DSS に準拠していない加盟店は、セキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP) の対象ではありません。

アクション 4: 調査報告書をアメリカン・エキスプレスに提出する

プログラムに参加することが求められているすべての加盟店及びサービスプロバイダは[アクション 2:「加盟店／／サービスプロバイダのレベルと調査報告書要件を理解する」](#)に記載された表において「必須」と示されている調査報告書を、適用される期限までにアメリカン・エキスプレスへ提出しなければなりません。

貴店は、アメリカン・エキスプレスが選んだプログラム管理者が提供する[ポータル](#)を使用して調査報告書をアメリカン・エキスプレスに提出しなければなりません。調査報告書を提出することにより、貴店はアメリカン・エキスプレスに対し、以下の事項を表明し、可能な限り最善の範囲で保証するものとします

- 貴店の評価が完全で網羅的であること。
- 準拠証明書 (AOC) または非準拠の場合の PCI 優先アプローチツール (PAT) サマリーを提出する際には、PCI DSS ステータスが完了時点において正確に反映されている必要があります。
- 貴店はそこに含まれている情報を公開する権限があり、他の第三者の権利を侵害することなくアメリカン・エキスプレスに調査報告書を提出していること。

非遵守費用と契約の終了

アメリカン・エキスプレスは、これらの要件を満たさない場合、あるいは必要な調査報告書をアメリカン・エキスプレスに期日までに提出しない場合、非遵守費用を課す権利及び契約を終了する権利を有しています。アメリカン・エキスプレスは、各年度および四半期ごとの報告期間における適用される期限をデータセキュリティ担当者に通知するよう試みます。

表 A-4: 非遵守費用

説明 *	レベル 1 の加盟店 またはレベル 1 の サービスプロバイダ	レベル 2 の加盟店または レベル 2 のサービスプロ バイダ	レベル 3 ま たは レベル 4 の 加盟店
調査報告書が最初の期限までに受理されない場合、非遵守費用が課されます。	\$25,000 米ドル	\$5,000 米ドル	\$50 米ドル
調査報告書が二回目の期限までに受理されない場合、追加非遵守費用が課されます。	\$35,000 米ドル	\$10,000 米ドル	\$100 米ドル
調査報告書が三回目の期限までに受理されない場合、追加非遵守費用が課されます。 注: 調査報告書が提出されるまで、非遵守費用が引き続き適用されます。	\$45,000 米ドル	\$15,000 米ドル	\$250 米ドル

* 非遵守費用は現地通貨相当額で課せられます。

* アルゼンチンには適用されません。

加盟店の PCI DSS のコンプライアンス書類についての義務が果たされない場合、アメリカン・エキスプレスは非遵守費用を累積して課し、支払いを保留し、または契約を解除する権利を有します。

3 項

データ事故の管理義務

貴店は、速やかに、データ事故の発覚から 72 時間以内にアメリカン・エキスプレスに通知するものとします。

アメリカン・エキスプレスへの通知は、アメリカン・エキスプレス・エンタープライズインシデントレスポンスプログラム (EIRP) 無料通話: 1.888.732.3750、または 1.602.537.3021、または EIRP@aexp.com 宛てにメール) までご連絡ください。貴店は、かかるデータ事故に関する窓口として担当者を指名しなければなりません。それに加え、

- 各データ事故について徹底的な調査を行い、不正に利用されたカード番号をすべてすみやかにアメリカン・エキスプレスに提供しなければなりません。アメリカン・エキスプレスは、データ事故に関連するデータを特定するため、独自に内部分析を行う権利を有します。

1 万件未満の一意のカード番号に関わるデータ事故の場合、調査完了後 10 営業日以内に、アメリカン・エキスプレスへ調査概要を提出する必要があります。

- 調査概要には以下の情報を含める必要があります: 事故の概要、影響を受けた環境の説明、出来事のタイムライン、主要な日付、影響範囲およびデータ漏洩の詳細、封じ込めおよび改善措置、ならびにアメリカン・エキスプレスの追加データにリスクが及んでいないことの証明。

異なる 10,000 件以上のカード番号が関与するデータ事故の場合、データ事故の発覚から 5 日以内に、PCI フォレンジック調査機関 (PFI) にこの調査を依頼しなければなりません。

- 調査完了後 10 営業日以内に、フォレンジック調査のレポートを未編集のまま、アメリカン・エキスプレスに提出しなければなりません。
- フォレンジック調査レポートは、PCI から入手可能な最新の「フォレンジック・インシデント最終報告テンプレート」を使用して作成する必要があります。当該レポートは、フォレンジックレビュー、準拠状況報告書、及びデータ事故に関するその他の関連する情報を含んでいなければならず、データ事故の原因を特定し、貴店がデータ事故の際に PCI DSS に準拠していたか否かを確認し、さらに、(i) すべての PCI DSS の非準拠要件に対するアクションプランを提出し、(ii) アメリカン・エキスプレスのコンプライアンスプログラム（以下に記

載)に参加することにより、将来のデータ事故防止能力について検証します。アメリカン・エキスプレスの要請により、貴店は、非準拠が改善されたことを示す認定審査機関 (QSA) による検証を提供するものとします。

本 [3項「データ事故の管理義務」](#) の前項までの規定に関わらず、以下が適用します。

- アメリカン・エキスプレスは、独自の裁量により、10,000 件未満の一意のカード番号に関するデータ事故、または12か月間に複数の事故が発生した場合について、PFIによる調査の実施を貴店に求めることがあります。その調査は [3項「データ事故の管理義務」](#) に規定された要件に適合しなければならず、アメリカン・エキスプレスに求められた期間内に完了しなければなりません。
- アメリカン・エキスプレスは、いかなるデータ事故についても、その独自の裁量により、別途 PFI が調査を実施するようにすることができ、調査の費用を貴店に請求することができます。

貴社は、グローバルに適用されるデータ侵害通知法に基づき、当該データ事故を評価し、必要と判断される場合には、該当する規制当局および影響を受けたカード会員に対し、当該データ侵害通知法に従って通知を行わなければなりません。貴社が、当該データインシデントについて、サービスプロバイダまたは他の第三者が報告責任を負うと判断した場合には、そのサービスプロバイダまたは第三者に対し、適用されるデータ侵害通知法に基づく報告義務を評価する責任があることを通知するものとします。貴社は、データ事故に関するカード会員向けの通知や連絡においてアメリカン・エキスプレスの名称またはその関与について言及する場合、事前に書面による承認をアメリカン・エキスプレスから取得することに同意するものとします。貴店は、アメリカン・エキスプレスと協力して、詳細を提供しデータの事故から生じた問題を修正することに同意します。これには、契約と整合する方法で、今後のデータ事故を防止する能力を確認するための、すべての関連情報をアメリカン・エキスプレスに提供すること（及び提供に必要な放棄の取得）が含まれます。

契約の秘密保持の条項にも関わらず、アメリカン・エキスプレスは、適用ある法律、裁判所、行政、または規制機関の命令、法令、召喚状、要請、またはその他のプロセスにより義務付けられている通り、不正利用もしくはその他の損害のリスクを軽減するために、またはその他アメリカン・エキスプレスのネットワークの運営に適切な限りで、データ事故に関する情報を、アメリカン・エキスプレスのカード会員、カード発行者、アメリカン・エキスプレスネットワークの提携会社、及び一般に開示する権利を保持します。

データ事故が起きた場合に何をするか。

加盟店の事業でデータ事故が判明した場合、以下のステップを取ってください。



ステップ1:

データ事故を発見してから 72 時間以内に [加盟店データ事故初期通知書](#) に記入し EIRP@aexp.com に電子メールで送信します。



ステップ2:

これには [ペイメントカード業界 \(PCI\) フォレンジック調査機関](#) を雇うことを求められる場合があります。



ステップ3:

漏洩したすべてのアメリカン・エキスプレス®カードでの問題の解決に向けて当社と取り組みます。



ステップ4:

データ事故の管理義務の詳細については [3項「データ事故の管理義務」](#) をご覧ください。

さらに確認したいことがありますか。

米国 : (888) 732-3750 (通話料無料)

国際通話 : +1(602) 537-3021

EIRP@aexp.com

4 項

データ事故の損害賠償義務

データ事故に関する契約に基づき、貴店のアメリカン・エキスプレスへの損害賠償の義務は、アメリカン・エキスプレスのその他の権利及び救済手段を放棄することなく、[4 項「データ事故の損害賠償義務」](#)に基づき決定されるものとします。損害賠償義務（ある場合）に加え、貴店は、以下の本 [4 項「データ事故の損害賠償義務」](#)に示されているデータ事故非遵守費用を支払わなければならない場合があります。

以下に関連するデータ事故の場合、貴店は各口座番号につき \$5 米ドルの割合でアメリカン・エキスプレスに賠償しなければなりません。

- 以下のいずれかを含む 10,000 件以上のアメリカン・エキスプレスカード番号、
 - 機密認証データ、または
 - 有効期限

ただし、アメリカン・エキスプレスは、以下の該当するデータ事故については貴店に賠償を求める事はありません。

- 10,000 件未満のアメリカン・エキスプレスカード番号、または
- 以下に該当する場合、10,000 件以上のアメリカン・エキスプレスカード番号。
 - 加盟店が [3 項「データ事故の管理義務」](#) に従い、アメリカン・エキスプレスにデータ事故を通知した場合。
 - データ事故が発生した時点で PCI DSS を遵守していた場合 (PFI のデータ事故調査により決定される)、及び
 - データ事故は貴店、もしくは貴店関係者の不法行為に起因しない場合。

[4 項「データ事故の損害賠償義務」](#) の前項までの規定に関わらず、アメリカン・エキスプレスカード番号の件数に関わりなく、いかなるデータ事故についても、貴店が [3 項「データ事故の管理義務」](#) に規定された義務を遵守しなかった場合には、アメリカン・エキスプレスに、各データ事故につき \$100,000 米ドルを超えない（アメリカン・エキスプレスが、その独自の裁量により定めた）データ事故非遵守費用を支払わなければなりません。誤解を避けるために記すと、1 つのデータ事故について課されるデータ事故非遵守費用は \$100,000 米ドルを超えることはありません。

アメリカン・エキスプレスは、通知日に先立つ 12 カ月以内になされた以前のデータ事故の損害賠償請求に関与していたアメリカン・エキスプレスカード番号をその計算から除外します。本方法に基づくアメリカン・エキスプレスのすべての算出額は最終的なものとします。

アメリカン・エキスプレスは、本契約に基づき、データ事故の賠償義務について全額貴店に請求するか、アメリカン・エキスプレスの貴店に対する支払いからその額を控除する（または貴店の銀行口座から適宜引き落とす）ことができます。

貴店のデータ事故に対する賠償義務は、契約における偶発的、間接的、投機的、結果的、特殊な、処罰的、または懲罰的損害賠償とはみなさないものとします。ただし、このような義務には、逸失利益や収入減、営業権の侵害、営業機会の逸失に関するものや類するものは含みません。

その独自の裁量により、アメリカン・エキスプレスは、以下の基準を満たすデータ事故についてのみ加盟店の賠償義務を減免する場合があります。

- 適用されるリスク緩和テクノロジーがデータ事故の前に使用されており、データ事故イベントウインドウ中に使用されていたこと。
- PFI プログラムに従って徹底的な調査が完了していること（事前に書面によりその他合意した場合を除く）。
- フォレンジックレポートにおいて、データ事故発生時のデータ処理、保存または伝送に使用されていたリスク緩和テクノロジーが明記されていること。
- 貴店が難読化されていない機密認証データまたはカード会員データを保存していないこと（及びデータ事故イベントウインドウ中に保存していなかったこと）。

賠償義務が減免される場合、賠償義務（支払われるべき非遵守費用を除く）の減免は以下のように決定されます。

表 A-5: 損害賠償義務減免の基準

損害賠償義務の減免	要求される基準
標準減免： 50%	合計取引金額の 75% 超がチップ対応機器で処理されていること ¹ または
	加盟店舗の 75% 超でリスク緩和テクノロジーが使用されていること ²
拡張減免： 75%から 100%	合計取引金額の 75% 超がチップ対応機器で処理されていること ¹ かつ、加盟店舗の 75% 超で別のリスク緩和テクノロジーが使用されていること ²

¹ アメリカン・エキスプレスの内部解析により判定² PFI 調査により判定

- 拡張減免 (75% ~ 100%) は、合計取引金額のうちチップ対応機器で処理されているものの比率及び、加盟店舗のうち別のリスク緩和テクノロジーが使用されている店舗の比率のいずれか低い方に基づいて判定されます。[表 A-6: 賠償義務の拡張減免](#)の例は、賠償義務の減免の計算方法を示しています。
- リスク緩和テクノロジーの使用にあたり適格となるためには、その設計及び使用目的にしたがって、当該テクノロジーを有効に活用していることを実証する必要があります。
- リスク緩和テクノロジーが使用されている店舗の比率は、PFI 調査により判定されます。
- 賠償義務の減免は、データ事故に関連して支払われるべき非遵守費用には適用されません。

表 A-6: 賠償義務の拡張減免

例	リスク緩和 テクノロジーの使用	対象	減免
1	<ul style="list-style-type: none"> 取引金額の 80% がチップ対応機器で処理されている 店舗の 0% で他のリスク緩和テクノロジーを使用している 	いいえ	50% : 標準減免 (リスク緩和テクノロジーの使用率が 75% 以下ため、拡張減免の対象とはなりません) ¹
2	<ul style="list-style-type: none"> 取引金額の 80% がチップ対応機器で処理されている 店舗の 77% で他のリスク緩和テクノロジーを使用している 	はい	77% : 拡張減免 (リスク緩和テクノロジーの使用率 77% に基づく)
3	<ul style="list-style-type: none"> 取引金額の 93% がチップ対応機器で処理されている 店舗の 100% で他のリスク緩和テクノロジーを使用している 	はい	93% : 拡張減免 (チップ対応機器での取引金額の比率 93% に基づく)
4	<ul style="list-style-type: none"> 取引金額の 40% がチップ対応機器で処理されている 店舗の 90% で他のリスク緩和テクノロジーを使用している 	いいえ	50% : 標準減免 (チップ対応機器での取引金額の比率が 75% 以下ため、拡張減免の対象とはなりません)

¹ アカウント番号 1 件当たり \$5.00 米ドルの、10,000 件のアメリカン・エキスプレス・カード番号が関わるデータ事故では (10,000 x \$5 = \$50,000 米ドル)、非遵守費用を除き、賠償義務の 50% 減免の対象となり、損害賠償義務が \$50,000 米ドルから \$25,000 米ドルに減額される場合があります。

5 項

対象分析プログラム (TAP)

カード会員データの漏洩はカード会員データ環境 (CDE) のデータセキュリティギャップにより発生することがあります。

カード会員データの漏洩の例には、以下を含みますが、これらに限定されません。

- ・ **共通購買時点 (CPP)** : アメリカン・エキスプレスカード会員は、自分のカードアカウントで不正な取引が行われたことを報告し、貴店の指定店舗での購入に起因するものであると特定及び判断されました。
- ・ **カードデータ検出** : 貴店の指定店舗での取引に関連付けられたアメリカン・エキスプレスカードまたはカード会員データがウェブ上で見つかりました。
- ・ **マルウェアの疑い** : アメリカン・エキスプレスは、貴店の使用しているソフトウェアが悪意のあるコードに感染しているか、悪意のあるコードに対して脆弱であると疑っています。

TAP はカード会員データの漏洩の可能性を特定するために設計されています。

アメリカン・エキスプレスからカード会員データの漏洩の可能性について通知を受けた場合、貴店は下記の要件を遵守しなければならず、加盟店関係者にもそれを行わせなければなりません。

- ・ 貴店は CDE のデータセキュリティギャップを迅速に確認し、何か気づいた点があれば改善しなければなりません。
 - 外部委託している場合は、第三者ベンダに CDE の徹底的な調査を行わせなければなりません。
- ・ アメリカン・エキスプレスからの通知に応じて、レビュー、評価、または改善作業後に実行または計画された処置の概要を提供しなければなりません。
- ・ 貴店は、[2 項「PCI DSS コンプライアンスプログラム \(システムの重要な定期検証\)」](#)に従って、更新された PCI DSS 調査報告書を提供する必要があります。
- ・ 該当する場合、貴店または加盟店関係者が以下に該当する場合、貴店は、貴店の CDE を調査するために認定 PCIPFI を関与させなければなりません。
 - カード会員データの漏洩をアメリカン・エキスプレスが決定する合理的な期間内に解決できない場合、または
 - データ事故が起きたことを確認し、[3 項「データ事故の管理義務」](#)に定められている要件を遵守する場合。

表 A-7: TAP 非遵守費用

説明	レベル 1 の 加盟店または レベル 1 の サービス プロバイダ	レベル 2 の 加盟店または レベル 2 の サービス プロバイダ	レベル 3 ま たは レベル 4 の 加盟店
TAP 義務が最初の期限までに果たされない場合、非遵守費用が課せられる場合があります。	\$25,000 米ドル	\$5,000 米ドル	\$1,000 米ドル
TAP 義務が 2 回目の期限までに果たされない場合、非遵守費用が課せられる場合があります。	\$35,000 米ドル	\$10,000 米ドル	\$2,500 米ドル
TAP 義務が 3 回目の期限までに果たされない場合、非遵守費用が課せられる場合があります。 注: 義務を果たすか TAP が解決されるまで非遵守費用が継続的に課せられ続けることがあります。	\$45,000 米ドル	\$15,000 米ドル	\$5,000 米ドル

加盟店の TAP についての義務が果たされない場合、アメリカン・エキスプレスは非遵守費用を累積して課し、支払いを保留し、または契約を解除する権利を有します。

6 項**秘密保持**

アメリカン・エキスプレスは、貴店の準拠レポートを保管するために適切な措置を講じ（ポータルプロバイダを含む代理店や下請け業者に講じさせ）ます。これには、データ受領日から 3 年間、調査報告書の秘密を保持することや調査報告書を第三者（アメリカン・エキスプレスの関連会社や代理店、代表者、サービス提供者、下請け業者を除く）に開示しないことを含みます。ただし、この秘密保持に関する義務は以下の調査報告書には適用されません。

- a. 開示する以前にアメリカン・エキスプレスに既知のもの
- b. アメリカン・エキスプレスによる本項の不履行ではなく、公開されているものあるいは公開されたもの
- c. 秘密保持義務なしに合法的に第三者からアメリカン・エキスプレスが入手したもの
- d. アメリカン・エキスプレスが個別に作成したもの
- e. 裁判所、行政機関または政府当局の命令、法律、法規または規則、召喚、開示要求、喚問、他の行政手続または訴訟手続、政府機関または当局（取締官、検査官、審査官、司法当局など）の公式または非公式の調査または捜査により開示を要求されたもの

7 項**免責事項**

アメリカン・エキスプレスは、商品性あるいは特定の目的への適合性に関するいかなる保証も含め、このデータセキュリティ運営方針 (DSOP)、PCI DSS、EMV の仕様及び設定、QSA、ASV、PFI（あるいはこれらのうちいずれか）の任務遂行に関して、明示默示、法的を問わずいかなる表明も保証もするものではなく、責任を負うものではありません。アメリカン・エキスプレスのカード発行者は、本方針下では第三者受益者ではありません。

8 項**用語集**

本 DSOP および保護基準の概要に限って、以下の定義を適用し、加盟店規程の用語と矛盾する場合に優先されます。

アカウントデータ は、カード保有者データおよび／または機密認証データで構成されます。カード保有者データおよび機密認証データを参照してください。

本契約 とは、一般規定、加盟店規程および附属するスケジュールおよび添付書類を総称したものです（当社の資料の中で「カード取扱契約」と呼ばれることがあります）。

アメリカン・エキスプレス・カード または **カード** とは、アメリカン・エキスプレスあるいは関連会社の名前、ロゴ、商標、サービスマーク、商品名、その他の独占所有権のあるデザインが付記され、カード発行者により発行されたカード、アカウントアクセス機器、支払機器またはサービス、あるいはカード番号のことです。

準拠証明書 (AOC) とは、Payment Card Industry Security Standards Council（有限責任会社）により提供されたフォームで、貴店の PCI DSS への準拠状況の申告書をいいます。

認定済みポイントツーポイント暗号化 (P2PE) ソリューション は、PCI SSC の認定済みソリューションのリストに含まれている、または PCI SSC 認定審査機関 P2PE 企業によって認定されています。

認定スキヤニングベンダ (ASV) とは、Payment Card Industry Security Standards Council, LLC に認定された、インターネット環境の脆弱性スキャンを実行することで PCI DSS の要件への準拠を検証された事業体をいいます。

スキャン準拠証明書 (AOSC) とは、Payment Card Industry Security Standards Council, LLC により提供されたフォームで、ネットワークスキャンに基づく貴店の PCI DSS への準拠状況の申告書をいいます。

購入者支払い (BIP) 取引とは、購入者が迅速かつ効率的にサプライヤに対する支払いを予定するためのデジタル決済ソリューションを指します（法人カードに紐付けられています）。

カード保有者 とは、支払いカードが発行される顧客、または支払いカードの使用を認可された個人を指します。

カード保有者データ とは、最低限として単独の完全な主要口座番号 (PAN)、または完全な PAN に加えて以下のいずれかを含む情報を指します。カード所有者の氏名、有効期限および／またはサービスコード。支払い取引の一環として送信または処理される（ただし保存されない）追加のデータ要素については機密認証データを参照してください。

カード会員データ環境 (CDE) はカード会員データまたは機密認証データを保存、処理または送信する人、プロセス及び技術を意味します。

カード会員とは、以下の個人または事業体をいいます。(i) カード発行者とカード番号発行に関する約定を結んだ者、あるいは、(ii) カードに名前が表示されている者。

カード会員情報とは、アメリカン・エキスプレスのカード会員及びカード取引に関する情報をいい、氏名、住所、カード番号、及びカード識別番号 (CID) を含みます。

カード番号とは、カードを発行するときに発行者が割り当てる固有の識別番号です。

立替払金とは、カードでなされる支払いまたは購入をいいます。

売上票とは、当社の要件に適合する立替払金の再現可能な（紙媒体および電子媒体の両方の）記録をいい、カード番号、取引日、金額、承認、カード会員の署名（該当する場合）およびその他の情報が含まれます。

チップとは、カードに内蔵された集積化マイクロチップをいい、カード会員及び口座情報を含みます。

チップカードとは、チップが内蔵されたカードをいい、カード会員の認証のための PIN 及び（または）チップ内のカード番号情報が要求される場合があります（当社の資料の中で「スマートカード」、「EMV カード」、「ICC」、「集積回路カード」ということもあります）。

チップ対応機器とは、有効で最新の EMVCo (www.emvco.com) の承認 / 認定を取得し AEIPS 準拠チップカード取引の処理が可能な POS 機器をいいます。

漏洩したカード番号とは、データ事故に関連するアメリカン・エキスプレスのカード番号をいいます。

消費者とは、物品、サービスまたはその両方を購入するカード所有者と定義されます。

貴店関係者とは、貴店の従業員、代理店、代表者、下請契約者、プロセッサー、サービスプロバイダー、ポイントオブセールス設備 (POS) またはシステムの業者、決済処理ソリューション事業者、貴店のアメリカン・エキスプレス加盟店アカウントの関連事業体、及び契約に基づいて貴店がカード会員データまたは機密認証データ（あるいはその両方）へのアクセスを許可する可能性のあるその他すべての当事者などのいずれかあるいは全部を指します。

取消とは、カードで行われた購入または支払について、貴店がカード会員に払い戻す立替払金の金額のことをいいます。

取消伝票とは、当社の要件に適合する取消の記録をいいます。

データ事故とは、アメリカン・エキスプレス暗号化キーの不正使用または不正使用の疑いに関する事故、あるいは、以下のアメリカン・エキスプレス・カード番号のいずれかのことです。

- ・ 貴店の設備、システム、またはネットワーク（あるいはそのコンポーネント）で保存・処理・伝送された暗号化キー、カード会員データ、あるいは機密認証データ（あるいはそれぞれの組み合わせ）または貴店の委託先にその使用を義務付け、もしくは提供もしくは利用可能にしているものについての許可されていないアクセスまたは使用。
- ・ 本契約で認められている以外の目的での、当該暗号化キー、カード会員データ、または機密認証データ（あるいはそれぞれの組み合わせ）の使用。
- ・ メディア、資料、記録、または暗号化キー、カード会員データ、あるいは機密認証データ（あるいはそれぞれの組み合わせ）などを含む情報の紛失、盗難、横領が疑われるまたは確認された場合。

データ事故イベントウィンドウとは、最終フォレンジックレポート (PFI レポートなど) に記載されている侵入のウィンドウ（または同様に決定された期間）、または不明の場合は、当社に報告されたデータ漏洩に関する漏洩した可能性のあるカード番号の最終通知日の 365 日前から始まる期間を意味します。

EMV 仕様とは、EMVCo, LLC より発行された仕様をいいます。これは次の www.emvco.com で閲覧できます。

EMV 取引とは、有効で最新の EMV 型式認定を取得した IC カードの処理が可能な POS 端末で行った、集積回路カード（「IC カード」、「チップカード」、「スマートカード」、「EMV カード」、「ICC」ということもあります）による取引をいいます。EMV 型式認可は次の www.emvco.com で閲覧できます。

暗号化キー（「アメリカン・エキスプレス暗号化キー」）とは、カードデータの処理、生成、読み込みまたは保護におけるすべてのキーをいいます。これには以下を含みますが、限定するものではありません。

- 主な暗号化キー：ゾーンマスターキー（ZMK）及びゾーンPINキー（ZPK）
- 安全な暗号化装置に用いられているマスターキー：ローカルマスターキー（LMKs）
- カードセキュリティコードキー（CSCK）
- PIN キー：一次鍵（BDK）、PIN 暗号化キー（PEK）、及び ZPK

フォレンジック事故最終レポートテンプレートとは、PCI Security Standards Council から入手できるテンプレートをいいます。これは次の www.pcisecuritystandards.org で閲覧できます。

フランチャイズ加盟店とは、独立して所有及び運営される第三者（フランチャイズ加盟店、ライセンシー、チャプターを含む）です。フランチャイザーによってフランチャイズの運営についてライセンスを付与されている関連会社、あるいはフランチャイザーの商標を使った対外的なアイデンティフィケーションを一貫して目立つ形で使用すること、あるいはフランチャイザーのグループ企業のメンバーであることを公にして運営することについてフランチャイザーと書面の契約を交わしている関連会社はこれに該当しません。

フランチャイザーとは、事業者の商標の下で物品及び／またはサービスを提供するため、またはその商標を使用して業務を行うため、個人または事業体（フランチャイズ加盟店）にライセンスを付与し、その業務の運用に際してフランチャイズ加盟店にサポートを提供し、またはフランチャイズ加盟店の運営方法に影響を及ぼし、フランチャイズ加盟店による手数料の支払いを求める事業者をいいます。

カード発行者とは、アメリカン・エキスプレスまたはアメリカン・エキスプレス関連会社によりカードの発行及びカード発行事業を行うことのライセンスを受けた事業体（アメリカン・エキスプレスとその関連会社を含む）をいいます。

レベル1の加盟店とは、アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が250万件以上、またはその他アメリカン・エキスプレスがレベル1と見なす加盟店のことです。

レベル2の加盟店とは、アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が5万件以上250万件未満の加盟店のことです。

レベル3の加盟店とは、アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が1万件以上5万件未満の加盟店のことです。

レベル4の加盟店とは、アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が1万件未満の加盟店のことです。

レベル1のサービスプロバイダとは、アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が250万件以上、またはその他当社がレベル1とみなすサービスプロバイダのことです。

レベル2のサービスプロバイダとは、アメリカン・エキスプレスのカードの年間取引高が250万件未満、または当社がレベル1でないとみなすサービスプロバイダのことです。

加盟店とは、アメリカン・エキスプレスまたはその関連会社との契約の下で、アメリカン・エキスプレス・カードを受け入れる加盟店及びそのすべての関連会社のことです。

加盟店レベルと2項「PCI DSS コンプライアンスプログラム（システムの重要な定期検証）」で述べられているとおり、加盟店のPCI DSS 準拠の検証に関する義務について当社が加盟店に割り当てる指定番号です。

通知日とは、カード発行者がデータ事故の最終通知をアメリカン・エキスプレスから提供された日のことです。通知日は、アメリカン・エキスプレスが最終フォレンジックレポートまたは内部解析を受け取った後、アメリカン・エキスプレスの独自の裁量に基づき決定されるものとします。

ペイメントアプリケーションの意味は、安全ソフトウェア規準及び安全ソフトウェアライフサイクル基準の最新版用語集に掲載されています。これは次の www.pcisecuritystandards.org で閲覧できます。

Payment Card Industry Data Security Standard (PCI DSS) とは、ペイメントカード業界データセキュリティ基準をいい、www.pcisecuritystandards.org で確認することができます。

Payment Card Industry Security Standards Council (PCI SSC) 要件とは、PCI DSS 及び PA DSS を含む支払いカードデータの確保及び保護に関する基準及び要件をいい、www.pcisecuritystandards.org で確認することができます。

PCI 認定済みとは、PIN 入力装置またはペイメントアプリケーション（あるいは両方）が設置時点で、PCI SSC が管理する承認された会社及びプロバイダのリストに掲載されていることをいいます。これは以下の www.pcisecuritystandards.org で閲覧できます。

PCI DSSとは、ペイメントカード業界データセキュリティ基準をいいます。これは以下の www.pcisecuritystandards.org で閲覧できます。

PCI フォレンジック調査機関 (PFI)とは、PCI SSC に認定された、ペイメントカードデータの流出や漏洩についてフォレンジック調査を行う機関をいいます。

PCI PIN セキュリティ要件とは、ペイメントカード業界 PIN セキュリティ要件をいいます。これは次の www.pcisecuritystandards.org で閲覧できます。

PIN 入力装置とは、PCI PIN トランザクションセキュリティ (PTS)、加盟店端末装置 (POI)、モジュラーセキュリティ要件の最新版用語集に掲載されています。これは以下の www.pcisecuritystandards.org で閲覧可能です。

POS システムとは、情報処理システムまたは設備をいい、承認取得や取引データ収集などのために加盟店で使用されている端末、パソコン、レジ、非接触リーダー、支払エンジンまたは処理を含みます。

認定済みポイントツーポイント暗号化 (P2PE)とは、加盟店がペイメントカードを受け付ける場所から、暗号解読のセキュアな場所までカードデータを暗号により保護するソリューションをいいます。

ポータルとは、アメリカン・エキスプレスに選ばれたアメリカン・エキスプレス PCI プログラム管理者により提供される報告システムです。加盟店とサービスプロバイダはアメリカン・エキスプレスに PCI 検証文書を提出するときポータルを使用する必要があります。

主要口座番号 (PAN) は、PCI DSS の当時の最新版用語集に掲載されている意味です。

プロセッサとは、アメリカン・エキスプレスネットワークへの承認や決済処理を容易にする加盟店のサービスプロバイダをいいます。

プログラムとは、アメリカン・エキスプレス PCI コンプライアンスプログラムです。

認定審査機関 (QSA) とは、PCI SSC に認定された、PCI DSS の準拠を検証する機関をいいます。

リスク緩和テクノロジーとは、アメリカン・エキスプレスによって決定される、アメリカン・エキスプレス・カード会員データ及び機密認証データのセキュリティを向上させるテクノロジーソリューションをいいます。リスク緩和テクノロジーとして適格となるためには、その設計及び使用目的にしたがって、当該テクノロジーを有効に活用していることを実証する必要があります。例として、EMV、ポイントツーポイント暗号化、トークン化が挙げられます、これに限定されません。

セキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP) とは、データセキュリティを改善するテクノロジーの配備を加盟店が奨励される、アメリカン・エキスプレスのプログラムのことです。

自己問診 (SAQ) とは、PCI SSC が、PCI DSS 準拠の評価と証明を目的に作成した自己評価ツールをいいます。

機密認証データとは、カード所有者を認証するため、および／または支払いカード取引を承認するために使用されるセキュリティ関連情報をいいます。この情報には、カード検証コード、完全な追跡データ（磁気ストライプまたは IC チップ上の同等のデータ）、PIN および PIN ブロックが含まれますが、これらに限定されません。

サービスプロバイダとは、認可されたプロセッサー、第三者プロセッサー、ゲートウェイプロバイダ、POS システムのインテグレーター、及び加盟店に対して POS システムあるいは他の決済処理ソリューションまたはサービスを提供するプロバイダのことです。

対象分析プログラムはカード会員データ環境 (CDE) でカード会員データの漏洩の可能性を早期に特定するプログラムです。[5 項「対象分析プログラム \(TAP\)」](#) を参照してください。

トークンとは、指定されたインデックスに基づいて、PAN を予測不可能な値に置き換える暗号トークンです。

取引とは、カードで行われた立替払金、取消、キャッシング（またはその他の現金アクセス）、または ATM での取引をいいます。

取引データとは、アメリカン・エキスプレスが要求する、1 つかそれ以上の取引を証明するすべての情報。これには、販売時点で取得された情報、承認及び決済請求そして返還請求中に取得又は生成された情報が含まれます。

調査報告書とは、年次のオンサイトセキュリティ評価または SAQ に基づく AOC、四半期毎のネットワークスキャン、あるいは年次のセキュリティテクノロジー強化プログラム証明に関する AOSC 及び所見のエグゼクティブサマリーをいいます。

9 項

ウェブサイトのご案内

アメリカン・エキスプレス データセキュリティ : www.americanexpress.com/datasecurity

PCI Security Standards Council, LLC: www.pcisecuritystandards.org

EMVCo: www.emvco.com

変更の通知

現在および今後の重要な変更予定は、加盟店規程の「変更の通知」項に記載されています。以前公開されたものから更新された規定は**太字**になっています。

今回の変更の通知

発効日	項目	変更の要旨	ページ
2025年10月17日	クレジットプロダクトの一部承認	クレジットカードが一部承認の承認対象となる旨の記述を追加しました。	129
2025年10月17日	取消の未処理の二次提示(ISO 4513 / C02)	取消承認が発行者によって拒否された場合、「取消が提示されない」返還請求に対して、追加の二次提示条件を追加しました。	130

すでに発表された変更に関するお知らせ

発効日	項目	変更の要旨	ページ
2026年4月17日	旅行承認	自動車レンタル、宿泊施設、蒸気船及びクルーズ船の承認の有効期間を、滞在期間または契約期間から30日間に更新。	131

将来の変更の通知

発効日	項目	変更の要旨	ページ
2026年10月20日	MCC不一致	<ul style="list-style-type: none"> ポリシーを更新し、MCCが不一致の場合に返還請求につながる可能性があることを明記しました。 ISOコード4521「無効な承認」の返還請求の理由コードA08を更新し、MCCの不一致を含めました。 	134

クレジットプロダクトの一部承認

概要	クレジットカードが一部承認の承認対象となる旨の記述を追加しました。
発効日	2025 年 10 月 17 日
加盟店の利点と影響	複合取引登録が可能な加盟店は、カード会員が要求された全額をカバーするのに十分な資金を持っていない場合、要求された額未満の承認を申請し、受け入れることができます。これはデビットカードおよびプリペイドカード向けの現行機能であり、クレジットカードプロダクトにも拡大適用されました。
加盟店規程で発表された日付	2025 年 10 月
加盟店規程での文章	この方針をサポートする以下の項 / 節で強調されている文を確認してください。 • 3.3.5 節「一部承認」 • 表 3-2: 承認の回答

取消の未処理の二次提示 (ISO 4513 / C02)

概要	取消承認が発行者によって拒否された場合、「取消が提示されない」返還請求に対して、追加の二次提示条件を追加しました。
発効日	2025 年 10 月 17 日
加盟店の利点と影響	取消承認の試みが発行者によって拒否され、加盟店が他の手段でカード会員に直接返金を行った場合、追加の返還請求の二次提示の回答オプションが加盟店向けに追加されました。
加盟店規程で発表された日付	2025 年 10 月
加盟店規程での文章	この方針をサポートする以下の項 / 節で強調されている文を確認してください。 • 5.6.2 節「カード会員の紛議」

旅行承認

概要	自動車レンタル、宿泊施設、蒸気船及びクルーズ船の承認有効期間を更新。
発効日	2026 年 4 月 17 日
加盟店の利点と影響	自動車レンタル、宿泊施設、蒸気船及びクルーズ船の承認有効期間の標準化。
加盟店規程で発表された日付	2024 年 10 月
加盟店規程での文章	この方針をサポートする以下の項 / 節で強調されている文を確認してください。 <ul style="list-style-type: none">3.3.1 見積もり承認3.3.2 見積もり承認額

3.3.1 見積もり承認

- a. 承認時に最終的な立替払金の額が明らかでないときは下記の見積もり承認手順が適用されます。
- 最終的な立替払金の誠実な見積もりについて、見積もり承認を取得することができます。承認金額を過剰に見積もらないようにしてください。承認リクエストが必要となる見積もり金額についてカード会員に通知し、承認リクエストを開始する前に、見積もり金額に対するカード会員の同意を得なければなりません。
 - 見積もり承認額は0 ドルより大きくなければなりません。
 - 見積もり承認の金額は最終的なものではなく、変更される可能性があることをカード会員に通知する必要があります。
 - 旅行業（例：宿泊、クルーズ船及びレンタカー）については、予約またはチェックイン時に、1日あたりの料金及び滞在を予定している日数に税金とその時点で知りえた他の附属費用を足した額に基づいて、立替払金の見積額を決定します。加盟店は生じうる損傷または盗難についての額を見積もり承認に含めではありません。加盟店は旅行期間中に、隨時（少なくとも1日1回以上）承認を得て、決済請求を行うことができます。
 - 4か月を超える期間のレンタカーの場合、加盟店は複数月のレンタル期間の各レンタル月の額を当該レンタル月の直前に承認を取得するものとします。加盟店は複数月のレンタルプログラムが適用法を遵守していることを表明し、この記載をもって保証するものとします。
 - 業種にかかわらず、立替払金が判明次第、かかる立替払金の決済請求をしなければなりません。加盟店は、立替払金が承認を取得した額を超過した分についてカード会員の同意を取得しなければなりません。
 - 加盟店は、承認メッセージに見積もり承認のインジケータを表示することで、承認額が見積もり承認額であることを示す必要があります。見積もり承認メッセージの詳細については、「グローバルクレジット承認ガイド」を参照してください。

3.3.2 見積もり立替払金額

- a. 加盟店が表 3-1: 見積もり立替払金額に記載されている見積もり立替払金の差分の対象となる業種に属していると当社が分類またはその他の方法で判断する場合、承認は、表に記載されている対応する見積もり立替払金の差分率の範囲内にある立替払金額に対して有効です。
- b. 見積もり立替払金額が表 3-1: 見積もり立替払金額に記載された範囲内にある場合、それ以上の承認は必要ありません。
- c. 下記の見積もり承認率は、一部承認がなされた承認には適用されません。
- d. EEA や英国における取引には、見積もり立替払金差分率が適用されない場合があります。

表 3-1: 見積もり立替払金額

業種	MCC	見積もり立替払金の差分 +/-	承認の有効性
食堂、レストラン	5812	30% ²	7 日間
バー・居酒屋	5813	30% ²	7 日間
日用品店 (CNP)	5411	15% ¹	7 日間
小売店 (CNP)	すべての MCC	15% ¹	7 日間
タクシー及びリムジン	4121	20%	7 日間
自動車レンタル	7512	15%	30 日間レンタル期間
宿泊施設	7011	15%	30 日間レンタル期間

表 3-1: 見積もり立替払金額（続き）

業種	MCC	見積もり立替払金の差分 +/-	承認の有効性
モーター・ホーム及び RV レンタル	7519	15%	7 日間
蒸気船及びクルーズ船	4411	15%	30 日間レンタル期間
トラックレンタル	7513	15%	7 日間
ファストフードレストラン	5814	30% ²	7 日間
美容室及び理容室	7230	20%	7 日間
ヘルス & ビューティ・スパ	7298	20%	7 日間

1 小売店と日用品についての 15% の見積もり立替払金の差分はカード非提示取引にのみ適用されます。

2 レストラン、ファストフード及びバー・居酒屋でのデビット及びプリペイド取引の見積もり立替払金の差分は 20% です。

MCC 不一致

概要	ポリシー文言を更新し、決済請求において MCC を誤ると加盟店が返還請求のリスクを負う可能性があることを加盟店に知らせるとともに、ISO 4521「無効な承認」を拡大して MCC の不一致を含めました。
発効日	2026 年 10 月 20 日
加盟店の利点と影響	加盟店は、決済請求時に送信された MCC が承認時に送信された MCC と一致していることを確認する必要があります。
加盟店規程で発表された日付	2025 年 10 月
加盟店規程での文章	この方針をサポートする以下の項 / 節で強調されている文を確認してください。 <ul style="list-style-type: none">1.4.1 節 加盟店カテゴリコード5.6.1 節 承認

1.4.1 加盟店カテゴリコード

- a. 当社が加盟店の加盟店番号に加盟店カテゴリコード (MCC) と業種区分を割り当てられるよう、加盟店は加盟店事業についての正確で完全な説明を提供しなければなりません。すべての承認と決済請求について、最も正確な MCC を使用しなければなりません。加盟店が複数の異なる事業を持ち、複数の MCC に該当する可能性がある場合、当社は適切な MCC と加盟店番号を割り当てます。加盟店が複数の事業があるものの区別が明確でない場合、当社は加盟店の主要な事業に最も近い MCC を割り当てます。
- b. 決済請求で使用している MCC が対応する承認の MCC と一致しない場合、加盟店は加盟店の費用において、そして当社から指示がある場合はそれに従い、直ちに不一致を修正することに同意するものとします。**決済請求で MCC を正しく利用しないと、加盟店は返還請求のリスクを負う可能性があります。**
- c. 当社は、独自の裁量により、事前の通知なく、MCC の割り当ておよび使用について修正を要求し、実施する権利を留保します。

5.6.1 承認

表 5-5: 無効な承認 (ISO 4521) / 承認の有効期限切れまたは MCC 不一致 (A 08)

無効な承認 (ISO 4521) / 承認の有効期限切れまたは MCC 不一致 (A 08)	
説明	承認の有効期限が切れた後に取引が決済請求されたか、決済請求時の MCC が承認リクエスト時の MCC と一致していませんでした。
返還請求の際に提供される情報	<ul style="list-style-type: none">• 取引のデータさらに、MCC の不一致の場合<ul style="list-style-type: none">• 承認および決済請求の際に受け取った MCC、および• 決済請求の MCC によって発行者が損失を被った理由の説明、および決済請求の MCC では発行者が承認を拒否していたであろう旨の陳述。
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	<ul style="list-style-type: none">• 本契約に基づいて有効な承認が得られたことの証明、または• 紛議のある取引を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または• 承認で決済請求された MCC が、決済請求の MCC と一致することの証明。

AMERICAN EXPRESS

以前のバージョン

2025 年

[2025 年 4 月](#)

2024 年

[2024 年 4 月](#)

[2024 年 10 月](#)

2023 年

[2023 年 4 月](#)

[2023 年 10 月](#)

2022 年

[2022 年 4 月](#)

[2022 年 10 月](#)

2021 年

[2021 年 4 月](#)

[2021 年 10 月](#)

2020 年

[2020 年 4 月](#)

[2020 年 10 月](#)